

研究紀要

collection vol.48



1. ソーシャルワークのグローバル定義とソーシャルワークの価値に関する一考察
藤原 正子 1
2. 性同一性障害治療に求められる“癒やし”
——海外での性別適合手術のサポートについて
梅宮れいか 11
3. 広汎性発達障害児のプレイセラピーの効果に関する研究
——遊びの発達的变化の検討——
横畑 泰希 19
4. 日本の伝統色・色彩感覚と現代人の自然との共生意識について
片山 邦子 29
5. 次子誕生時の長子の同胞葛藤に対する母親の対応行動
小関 賢 37
6. 保育専攻学生における植物名認知度向上の学習法に関する研究
杉浦 広幸 47
7. 大学における教養体育の実技種目設定に関する研究
～F 大学2008～2013年度の体育実技種目選択調査結果から～
島田 貴広 55
8. 教科書から見る保育内容指導法「健康」における指導内容に関する一考察
藤本 要 63
9. 介護職のストレスを考える
～職場ストレスサー尺度を用いて～
芝田 郁子 71
10. 介護福祉士教育カリキュラムの変遷から見る「介護福祉士像」
島貫 圭介 81

SUMMARY STUDY REPORTS 2014

福島学院大学
大学院・福祉学部・短期大学部

筆 者 紹 介

| | | |
|-------|-------|------------|
| 藤原正子 | 教 授 | 福祉心理学科 |
| 梅宮れいか | 教 授 | 福祉心理学科 |
| 横畑泰希 | 講 師 | 福祉心理学科 |
| 片山邦子 | 教 授 | 保育科第一部 |
| 小関賢 | 客員教授 | 保育科第一部 |
| 杉浦広幸 | 准 教 授 | 保育科第一部 |
| 島田貴広 | 講 師 | 保育科第一部 |
| 藤本要 | 准 教 授 | 保育科第二部 |
| 芝田郁子 | 講 師 | 専攻科福祉専攻第一部 |
| 島貫圭介 | 助 手 | 専攻科福祉専攻第一部 |

ソーシャルワークのグローバル定義と ソーシャルワークの価値に関する一考察

A Study on Values in the field of Social Work Practice and the Global Definition of Social Work

藤原正子
Masako Fujiwara

目次

はじめに

1. ソーシャルワークのグローバル定義の改定に至る経緯
 - 1) 1982年と2000年のソーシャルワークの定義 (IFSW)
 - 2) 2000年ソーシャルワークの定義以降の経緯
2. 改定グローバル定義
3. ソーシャルワークグローバル定義の主な論点とソーシャルワークの価値
 - 1) グローバル定義の主な論点
 - 2) ソーシャルワークの価値
4. まとめ

はじめに

2014年7月6～7日の国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW, The International Federation of Social Work) 総会および7月10日の国際ソーシャルワーク教育学校連盟 (IASSW, The International Association of Schools of Social Work) の総会においてソーシャルワークのグローバル定義の改定が14年ぶりに採択された⁽¹⁾。また、2014年7月9日～12日オーストラリア、メルボルンにて開催されたソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同世界会議の開会式において国際的なソーシャルワーカーの職能団体である IFSW、ソーシャルワーカー養成校団体である IASSW および世界の社会福祉協議会 (ICSW, The International Council on Social Welfare) の三団体合同により、「ソーシャルワーク及び社会開発に向けたグローバルアジェンダ第1次報告書2014—社会的経済的平等の促進」⁽²⁾が報告された。これらのソーシャルワーク実践に関する世界的動向を踏まえ、現時点で改めてソーシャルワークとは何か、その価値

についての一考察を試みたい。

1. ソーシャルワークのグローバル定義の改定に至る経緯

1) 1982年と2000年のソーシャルワークの定義 (IFSW)

国際レベルのソーシャルワークの定義は、ソーシャルワーカーの役割と機能について世界中で応用されるものであるからこそ、専門職としての議論が重ねられてきた。初めてのソーシャルワークの定義は1982年に英国ブライトンでの IFSW 総会時に採択されたものである。

1982年の国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義とは⁽³⁾

Social work is a profession whose purpose it is to bring about social changes in society in general and in its individual forms of development.

ソーシャルワークとは社会一般およびその構成員である個々人の発達を形作るような社会変革をもたらすことを目的とする専門職である。

やがて、価値に根差したソーシャルワーク専門職としての包括的な定義が必要とされるようになり、1996年～1999年にかけて国際ソーシャルワーク学校連盟と国際ソーシャルワーカー連盟の共同作業グループにおける検討を経て、2000年の国際ソーシャルワーカー連盟において「ソーシャルワークの定義」が採択され、2001年に社会福祉専門職団体協議会定訳がなされた。その後、10年サイクルで見直すこととなっていたところ、ようやく2014年の両組織の総会で採択され、改定となった^{(4),(5)}。

2000年の国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義とは

The SW profession promotes social change, problemsolving in human relationships and the empowerment and liberation of people to enhance well-being. Utilising theories of human behavior and social systems, social work intervenes at the points where people interact with their environments. Principles of human rights and social justice are fundamental to social work.

ソーシャルワークの専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

社会福祉専門職団体協議会（社専協）＋
日本福祉教育学校連盟による日本語定訳

2) 2000年ソーシャルワークの定義以降の経緯⁽⁶⁾

2000年／2001年にIFSWとIASSWのグローバル定義が採択されて以降、様々な批判があった。その批判の主なものは、個人の権利と欧米を除くすべての地域における社会変革とを強調するという点において西洋諸国中心の定義だという指摘があった。その一つはアジ

ア太平洋地域のソーシャルワーカーから指摘のあった集団的な権利や継続、安定、社会的に繋がってゆくための社会的結束が排除されていること、そして、ラテンアメリカのソーシャルワーカーからの社会変革に対する注目があまりに少ないことへの指摘であった。

この2～3年はIFSWとIASSWの共同作業により上記定義を見直す協議が行われてきた。さらに、協議を重ねている間に浮上してきた2000年定義に対する批判とは、すなわち、先住民の知に対する認識不足とソーシャルワーク理論が含まれていなかったことに対する批判であった。ソーシャルワークの文脈上の現実を考慮したとしても、実際に社会経済的、政策的、そして文化的な多様性を理解した上で、それに応えていこうとすることはソーシャルワーク専門職の質を保证するものでもあることから、地球レベルにたった一つのソーシャルワークの定義を持つことへの疑問の声が上がった。とはいえIASSWやIFSWのような国際的な団体の存在を正当化し、有資格ソーシャルワーク実践者間で互いに認め合っていくには、ある意味何らかの専門職としての特徴を一つにしていかなければならないということであった。また、ある意味ソーシャルワーク専門職について語る時私たちは地球規模でのビジョンを分かち持っているとも言える。すなわち、地球規模で私たちを一つの専門職としてつなぐ共通の価値と目標を持っているのである。たとえ原則的にはグローバル定義の必要性を受け入れたとしても、この間の協議過程において、グローバル定義に何を入れ、何を入れないかについて、定義の中の用語一つ一つについて、批判を受けたすべての文脈に照らし合わせて精査しつつ膨大なディベートを積み重ねてきた。そこで、世界各地の文脈の多様性を認識しながらもIASSWとIFSWの合同定義タスクフォースは世界レベル、地域レベル、国レベルの重層的な定義を創るということを原則的に決定した。このことは世界の各地域の多様性を認めるのみならず、法文化されたソーシャルワークの最新の定義を各国が持つことを可能にするものとなる。世界の各地域や国の特殊事情に配慮した単一の定義を持つことは不可能であるため、タスクフォースは簡潔で審美的で人の心を動かす力のあるグローバル定義にすることとし、そうすることによって世界の各地域 (IFSWとIASSWは、世界をアジア太平洋、アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパの5つの地域regionに分かれている) や各国レベルでの定義を創り出しやすくしようとした。IASSWもIFSWグローバル定義を

公式化したからといってそれが世界の異なる地域での協議過程の複雑さやソーシャルワーク実践に矛盾するものではないとしている。グローバル定義を公式化することはあくまで政策的なものであり、実用的なものではないことを認めつつも、その一方でIASSWとIFSWは協議中に受けた提案には特段の注意を払い、理に適う可能な限り様々な地域から受けた声を聞き入れ、定義に盛り込もうと努力をしてきた。そして2000年のグローバル定義の見直しに7～8年を費やした末、ようやくIASSWとIFSW理事会は次のようなソーシャルワーク専門職のグローバル定義に同意し、これまでの定義からの繊細で本質的な変更を反映するものとして2014年IFSWとIASSWの総会で諮られ、採択された。

2. 改定グローバル定義

Social work is a practice-based profession and an academic discipline that promotes social change and development, social cohesion, and the empowerment and liberation of people. Principles of social justice, human rights, collective responsibility and respect for diversities are central to social work. Underpinned by theories of social work, social sciences, humanities and indigenous knowledges, social work engages people and structures to address life challenges and enhance wellbeing.

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団の責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

社会福祉専門職団体協議会（社専協）定訳

今回の改訂で重要な変更点の一つとしては、最後の「この定義は、各国および世界の各地域で展開しても

よい」という一文がつけられたことである。このことにより今後アジア太平洋地域や日本におけるソーシャルワーク定義の展開について調整が進められていくこととなる。

このグローバル定義は各国ソーシャルワーク専門家ボランティアの協力により16か国語（アフリカ語、アラビア語、ボスニア語、クロアチア語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ヒンドゥー語、インドネシア語、イシズル語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、ウクライナ語）の言葉に翻訳されており、IASSWとIFSWのウェブページに掲載されている。

今回改定されたソーシャルワークのグローバル定義には**注釈**が記されており、定義に用いられている中核概念（中核となる任務、原則、知、実践）についての説明がなされている。

中核となる任務

「ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、**社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放**がある。」

「社会変革の任務は、個人・家族・小集団・共同体・社会のどのレベルであれ、現状が変革と開発を必要とみなされる時、ソーシャルワークが介入することを前提としている。」

「社会開発という概念は、（持続可能な発展をめざし、ミクロ・マクロの区分を超えて、複数のシステムレベルおよびセクター間・専門職間の協働を統合するような）全体的、生物—心理—社会的、およびスピリチュアルなアセスメントと介入に基づく。」

原則「ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、**多様性の尊重**、人権と社会正義の支持である。」

知「ここに提案した定義は、ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、**先住民を含めた諸民族固有の知**にも拠っていることを認識している。」

実践「ソーシャルワークの正当性と任務は、人々がその環境と相互作用する接点への介入にある。」「ソーシャルワークは、できる限り、「人々のために」ではなく、「**人々とともに**」働くという考え方をとる。」

そして、定義の最後にソーシャルワークのグローバル定義の活用と意味づけが記されており、「この定義に

表現された価値や原則を守り、高め、実現することは、世界中のソーシャルワーカーの責任である。ソーシャルワーカーたちがその価値やビジョンに積極的に関与することによってのみ、ソーシャルワークの定義は意味をもつのである。」となっている。

3. ソーシャルワークのグローバル定義の主な論点とソーシャルワークの価値

1) グローバル定義の主な論点

本定義の注釈を基にグローバル定義の主な論点を以下に示す。(ナンバリング及び波線筆者)

(1) ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放がある

- ① 実践に基づいた専門職であり学問である
- ② 不平等・差別・搾取・抑圧などの構造的障壁や人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や個人的障壁の問題に取り組み、人々のエンパワメントと解放をめざす実践である
- ③ 不利な立場にある人々と連帯し、貧困の軽減、脆弱で抑圧された人々の解放、社会的包摂と社会的結束を促進すべく努力する
- ④ 構造的条件に挑戦し、社会変革と開発が現状で必要とみなされる時、個人・家族・小集団・共同体・社会のどのレベルであれ、ソーシャルワークの介入を前提とする
- ⑤ 人権および経済的・環境的・社会的正義の増進において人々の主体性が果たす役割を認識する
- ⑥ いかなる特定の集団の周縁化・排除・抑圧にも利用されない限りにおいて、社会的安定の維持にも等しく関与する
- ⑦ 社会開発は、持続可能な発展をめざし、ミクロ・マクロの区分を超えて、複数のシステムレベルおよびセクター間・専門職間の協働を統合するような全体的、生物—心理—社会的、およびスピリチュアルなアセスメントと介入に基づく
- ⑧ 経済成長こそが社会開発の前提条件であるという従来の考え方には賛同しない

(2) ソーシャルワークの大原則とは人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持

① 人権と集団的責任との共存

- ・ 集団的責任 (①人々がお互い同士、そして環境に対して責任をもつ限りにおいて、はじめて個人の権利が日常レベルで実現されるという現実、②共同体の中で互恵的な関係を確立すること)
- ・ あらゆるレベルにおいて人々の権利を主張し、人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人々との間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重するよう促す

② ソーシャルワークは、第一・第二・第三世代の権利を尊重する

- ・ 第一世代の権利：言論や良心の自由、拷問や恣意的拘束からの自由など、市民的・政治的権利
- ・ 第二世代の権利：合理的なレベルの教育・保健医療・住居・少数言語の権利など、社会経済的・文化的権利
- ・ 第三世代の権利：自然界、生物多様性や世代間平等の権利
- ・ これら権利は、①互いに補強し依存しあい、②個人の権利と集団的権利の両方を含む

③ 「危害を加えないこと」と「多様性の尊重」は、状況によっては、対立し、競合する価値観とすることがある。たとえば、女性や同性愛者などのマイノリティの権利（生存権さえも）が文化の名において侵害される場合など

- ④ 『ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準』における基本的人権アプローチに基づく対処「文科的信念、価値、および伝統が人々の基本的人権を侵害するところでは、基本的人権アプローチが建設的な対決と変化を促すかもしれない。建設的な対決、解体、および変化は、特定の文化的価値・信念・伝統を深く理解した上で、人権という（特定の文化よりも）広範な問題に関して、その文化的集団のメンバーと批判的で思慮深い対話を行うことを通して促進される。」

(3) ソーシャルワークの知

- ① ソーシャルワークは、複数の学問分野をまたぎ、その境界を越えていくものであり、広範な科学的諸理論および研究を利用する。
 - ・ 「科学」を「知」というそのもっとも基本的な意味で理解
 - ・ 常に発展し続ける自らの理論的基盤および研究
 - ・ コミュニティ開発・全人的教育学・行政学・人類

学・生態学・経済学・教育学・運営管理学・看護学・精神医学・心理学・保健学・社会学など、他の人間諸科学の理論をも利用する

② ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、その応用性と解放志向性にある

・多くのソーシャルワーク研究と理論は、サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通して共同で作られられてきたものであり、それゆえに特定の実践環境に特徴づけられる

③ ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、先住民を含めた諸民族固有の知にも拠っていることを認識している

・植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、諸民族固有の知は、西洋の理論や知識によって過小評価され、軽視され、支配されてきた。
・この定義案は、世界のどの地域・国・区域の先住民たちも、その独自の価値観および知を作りだし、それらを伝達する様式によって、科学に対して計り知れない貢献をしてきたことを認めるとともに、そうすることによって西洋の支配の過程を止め、反転させようとする

④ ソーシャルワークの知は、先住民の人々と共同で作られ、ローカルにも国際的にも、より適切に実践されることになるだろう。

・国連の資料 (<http://ifsw.org/policies/indigenous-peoples>) に拠る IFSW 先住民の定義：①地理的に明確な先祖伝来の領域に居住している（あるいはその土地への愛着を維持している）。②自らの領域において、明確な社会的・経済的・政治的制度を維持する傾向がある。③彼らは通常、その国の社会に完全に同化するよりも、文化的・地理的・制度的に独自であり続けることを望む。④先住民あるいは部族というアイデンティティをもつ。

(4) ソーシャルワーク実践は、人々がその環境と相互作用する接点に介入する

① ソーシャルワークの正当性と任務は、人々がその環境と相互作用する接点への介入にある

・環境は、人々の生活に深い影響を及ぼすものであり、人々がその中にある様々な社会システムおよび自然的・地理的環境を含んでいる。

② ソーシャルワークの参加重視の方法論⇒定義「生活課題に取り組みウェルビーイングを高めよう、人々やさまざまな構造に働きかける」

③ ソーシャルワークは、できる限り「人々のために」ではなく、「人々とともに」働くという考え方をとる

④ 社会開発パラダイムにしたがって、ソーシャルワーカーは、システムの維持あるいは変革に向けて、さまざまなシステムレベルで一連のスキル・テクニク・戦略・原則・活動を活用する

⑤ ソーシャルワークの実践は、様々な形のセラピーやカウンセリング・グループワーク・コミュニティワーク、政策立案や分析、アドボカシーや政治的介入など、広範囲に及ぶ

⑥ 解放を促進する観点からソーシャルワークの戦略は、抑圧的な権力や不正義の構造的原因と対決しそれに挑戦するために、人々の希望・自尊心・創造的力を増大させることをめざす

⑦ ソーシャルワークが全体性を志向する性質は普遍的であり、介入のミクロ・マクロ的、個人的一政治的次元を一貫性のある全体に統合することができる
・しかし、ソーシャルワークの実践が実際上何を優先するかは、国や時代により、歴史的・文化的・政治的・社会経済的条件により、多様である

(5) 世界中のソーシャルワーカーの責任

① この定義に表現された価値や原則を守り、高め、実現することは、世界中のソーシャルワーカーの責任である

② ソーシャルワーカーたちがその価値やビジョンに積極的に関与することによってのみ、ソーシャルワークの定義は意味をもつ

また、社会福祉専門職団体協議会（社選協）国際委員会の「IFSW（国際ソーシャルワーカー連盟）の『ソーシャルワークのグローバル定義』新しい定義案を考える10のポイント」⁽⁷⁾には以下の10のポイントが示されている。

「1. ソーシャルワークの多様性と統一性

重層定義であること：グローバル（世界）、リージョナル（地域）、ナショナル（国）
ナショナル・リージョナルレベルの定義が認められたグローバル（世界）定義であること

2. 「先進国」の外からの声の反映

発展途上国の意見や実情の尊重 マクロレベルの社会政策、社会開発の重視

西洋中心主義（≒近代主義）への批判

非西洋（≒西洋）、先住民の知（≒近代的・「科学的」知識）、集団（≒個人主義）

多様性の尊重

3. 集団的責任の原理

人々がお互い同士、そして環境に対して責任をもつ限りにおいて、「人権」が日常レベルで実現される人々が互いのウェルビーイングに責任を持ち、人と人との間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重している状態を指す人権（≒個人の権利）と集団的責任の共存が必要 共同体の中で互恵的な関係を確立する

4. マクロレベル（政治）の重視

人々の希望・自尊心・創造的力を高め、行動戦略をもって抑圧や不正義に挑戦し、社会を変革するソーシャルワーク

5. 当事者の力

人々の主体性が果たす役割を認識 ソーシャルワークは、人々のためというより、人々とともに働く

6. 「ソーシャルワーク専門職」の定義

ソーシャルワークは…実践に基づいた専門職であり学問である

7. ソーシャルワークは学問でもある

実践と研究をソーシャルワークの両輪として位置づけ

8. 知識ベースの幅広さと当事者関与

地域・民族固有の知（indigenous knowledge）特に、先住民の知の強調、西洋中心主義や近代主義の超克 当事者との共同作業としての知識生成：サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通じて当事者の力と主体性を重視

9. （自然）環境、「持続可能な発展」

経済的・環境的・社会的正義 人々が環境に対して責任をもつ 第三世代の権利は、自然界、生物多様性や世代間平等の権利に焦点を当てる

10. 社会的結束・安定

ソーシャルワークの目的：社会変革+社会の一体性や安定

社会的結束（social cohesion）社会亭包摂と社会的結束を促進すべく努力 社会的安定の維持にも強く関与する

社会の成員間の亀裂：集団への帰属意識を促進 集団内での社会的・精神的結びつきを促進

2) ソーシャルワークの価値

(1) ソーシャルワークとは何か

M. E. リッチモンドは『社会診断』において「援助を求めてくる家族に対する治療方法としてはいかなる方法も目的も特定のもの、あるいは単一のものではうまく適用し得ない。」⁽⁸⁾と述べ、また、『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』において「ソーシャル・ケース・ワークは人間と社会環境との間を個別に、意識的に調整することを通してパーソナリティを発達させる諸過程から成り立っている。」⁽⁹⁾としている。

H. H. パールマンは「人生とは問題解決の過程であり、悪い方よりは良い方向へ、また、混乱したものよりはよりシステムティックな生き方へと人生の過程は高められ、促進されてゆくものである。問題は人と人、人と環境、人と課題に関する何らかの困難がある時に問題が存在する。即ち、あらゆる社会的な相互作用においてうまく機能し得ない状態のことである。」⁽¹⁰⁾そして「従来のソーシャルワーク方法の境界線を越えて、いかなる問題のからまりがどのようなサービスや行動を必要としているかをみつめるときに明らかにされていく」⁽¹¹⁾としている。

ヤングハズバンド報告には「ソーシャルワークの目的は、いろいろな問題のある個人や家族を援助したり、彼らが個人、家族、社会との適応をよりよく成し遂げることができるように、これらの問題を克服せしめ、軽減することである」とある⁽¹²⁾。

Z. T. ブトゥリムは『ソーシャルワークとは何か—その本質と機能』において「ソーシャルワーク固有の関心は、つねに、人間の生活の問題に向けられてきた。生活上の問題に介入するには、人とその人の住んでいる社会的環境の両方に目を向けなければならない。社会的機能ある側面がその人にとってどのような意味を持つかに焦点をあててかわるのがソーシャルワークである。ソーシャルワークがこのようなものとして認められるのは、状況のなかで人々の果たすべき固有な

課題と、課題に立ち向かう対処能力にとくに注意を払うからである。その点で、他のものとは区別されるソーシャルワークのアイデンティティが形成されるのである。」⁽¹³⁾としている。

全米ソーシャルワーカー協会 NASW『ソーシャルワーク実践の分類のための基準』において示すソーシャルワーク実践の介入は①発達の可能性、問題解決能力、対処能力を高めること、②人々に資源とサービスを提供するシステムにおいて効果的でヒューマンな運営を促進すること、③資源・サービス・機会を提供するシステムに人びとを結び付けること、④社会施策の開発と改革に貢献することであるとしている。一方、施策立案、計画、コンサルテーション調査、計画を行っているものはそれを行う職にある者の割合は、ソーシャルワーカー全体の中のごくわずかとのことである⁽¹⁴⁾。

岡村重夫は「たとえ個別化された問題の評価や解決策を選択するにしても、それは常に地域社会の資源体系全体のなかでなされ、さらには資源の開発や制度の改変を志向するところに社会福祉的援助の特徴がある…社会関係においては個人と社会制度とは同時的存在であるから、…社会福祉的援助は、本質的に direct であると共に indirect である、といわねばならない。」⁽¹⁵⁾としている。

英国パークレー報告『ソーシャルワーカー—その役割と課題』においてソーシャルワーカーが必要とされる働きとは主として①ソーシャルケア計画と②カウンセリングとしている。ソーシャルケア計画は個々人や家族、グループの問題を解決するためにケア計画が行われると同時に問題が起こることを予防する意味で様々な地域のグループや団体からの力を伸ばし開発することも含まれる⁽¹⁶⁾。

ソーシャルワーカーの“ソーシャル”とは、「人々の置かれた環境において個人と政策それぞれの方向性が異なることにより引き裂かれそうになっている緊張に特徴づけられる。個人と政策とは別々ではない。ソーシャルワーカーは複合的な環境の中で複雑な問題を経験している人々と共に問題解決に向けて働きかけるのである。」⁽¹⁷⁾

(2) ソーシャルワークの価値

H. パートレットはソーシャルワーク実践における本質的な要素として①価値と②知識、そしてそれらをもとにした③ソーシャルワーク調整活動であるとしている⁽¹⁸⁾。ソーシャルワーク実践における価値とは、知識

が証明できるかどうかというものであるのに対して、価値は望ましく、好ましいかどうかというものである。この場合、社会構成員の多様性に基づく多様な価値観を容認するものであることが寛容である。

N. ティムズによれば価値には180もの違った定義がなされ、通常価値と言えば「宗教的、道徳的、文化的、政治的、観念的信念、原則、態度、世論、優先的に好まれるもの」という意味で使われている⁽¹⁹⁾。専門的価値としては「倫理原則、としていかにクライアントが対応されるべきか、どのような考え方や行動が価値あるものとされるか」という意味で使われることが多い⁽²⁰⁾。

バイスティックの7原則（1957）では①個別化、②意図的な感情表出、③統御された情緒的関与、④受容、⑤非審判的態度、⑥クライアントの自己決定、⑦秘密保持が挙げられている⁽²¹⁾。

価値の本質は葛藤する要求が起きている状態では価値に基づいて作用する⁽²²⁾。

ソーシャルワークの視点と価値を考える時、岡村重夫は「生活問題を社会的な脈略でとらえ、現実可能な解決と生活全体との関連性をふまえて社会関係の調整と進め、クライアント自身の主体的な解決を重視する」としている。

精神保健福祉士の支援における価値に基づく視点とは①人と状況の全体性の視点、②人権を擁護する視点、③自己決定を促して尊重する視点、④生活者支援の視点が挙げられている⁽²³⁾。

精神保健福祉士が実践で大切にしていること（福島県精神保健福祉士会、2008年）は、①クライアント（患者）中心・共感・関わり、②クライアントの自己決定、③傾聴、④受容、⑤ストレングス視点、⑥権利擁護、⑦生活支援、⑧信頼関係、⑨コミュニケーションの確立、⑩人と状況の全体性、⑪連携調整、⑫自己覚知であった⁽²⁴⁾。

4. まとめ

地球規模でソーシャルワークの専門職として繋がっているには共通の価値と目標が必要となる。ソーシャルワークとは何か、ソーシャルワークの価値について多様性を尊重しつつもコアとなるキーワードを絞り込むことは困難を極めるものだが、あえて挑戦するならば、次のようになる。

- ソーシャルワーク実践は人とその環境と交互作用する様々な接点に介入する
- 介入には単一の方法ではうまくいかず、介入を必

要とする接合面にあらゆるレベル（マイクロ・マクロ的、個人的—政治的など）で取り組み、個人と環境の双方にとって最大限バランスの取れた共存状態になるよう調整を図る

○ケア計画は個別と社会開発の双方に関わるものである

○葛藤する要求が起きている状態では価値に基づいて働きかけ、当事者の主体性を尊重する

今回の改定グローバル定義についてまとめると、

- 1) ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、**社会変革・社会開発・社会的結束の促進**、および**人々のエンパワメントと解放**がある。そのために複数のシステムレベル間の協働統合をはかり、構造的障壁と個人的障壁問題の解決の双方に組み込み、人権および経済的・環境的・社会的正義の増進における人々の**主体性**が果たす役割を認識するなどソーシャルワークは実践に基づいた専門職であり学問である。
- 2) ソーシャルワークの大原則とは**人間の内在的価値と尊厳の尊重**、**危害を加えないこと**、**多様性の尊重**、**人権と社会正義**の支持であり、個々人の人権と集団的責任の共存が求められている。ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、その**応用性と解放志向性**にあり、サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通して共同で作り上げられてきた。
- 3) ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、**先住民を含めた諸民族固有の知**にも拠っている。
- 4) ソーシャルワーク**実践**は、人々がその環境と相互作用する接点に介入し、参加と「**人々とともに**」働き、解放を促進する観点から人々の希望・自尊心・創造的力を増大させることをめざす。ソーシャルワークの戦略は介入のマイクロ・マクロ的、個人的—政治的次元を一貫性のある全体に統合することができるが、何を優先するかは、国や時代により、歴史的・文化的・政治的・社会経済的条件により、多様であるとしている。

これらから、従来のような北米中心の定義ではなく、まさにグローバルの定義になってきており、「多様性の尊重」に関連して、「人々がその環境と相互作用する接点に介入すること」ことや「社会開発」など国や地域の実情に合わせて定義できることとなり、従来の支援目標であった「自立 independence」よりは自立し合っ

いを尊重し合う interdependence を目指すことが示され、今後、地球規模の視野を持ちつつ、かつ地元性を活かしたソーシャルワーク実践が求められる。

注記

(1) Vishantie Sewpaul, Report to the General Assembly of the IASSW on the global definition of social work respectfully submitted, at the General Assembly of the IASSW 2014.

(2) IASSW, ICSW&IFSW, Global Agenda for Social Work and Social Development First Report 2014 – Promoting Social and Economic Equalities, SAGE, 2014.

(3) The SAGE Handbook of Social Work, Appendix 1 International Definition of Social Work (IFSW / IASSW), SAGE, 2012, P. 492.

(4) IASSW, IFSW & 日本社会福祉教育学校連盟、ソーシャルワークの定義、ソーシャルワークの倫理：原理についての表明、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準、相川書房、2009年、はしがき。

(5) 社会福祉専門職団体協議会（社選協）国際委員会、IFSW（国際ソーシャルワーカー連盟）の「ソーシャルワークのグローバル定義」新しい定義案を考える10のポイント、http://www.japsw.or.jp/international/ifsw/SW_teigi_kaitai.pdf、2014年5月。

(6) op. cit. 1)

(7) op. cit. 5)

(8) M. E. Richmond, Social Diagnosis, Russell SAGE Foundation, 1917, p. 5.

(9) M. E. リッチモンド、小松源助訳、ソーシャル・ケース・ワークとは何か、中央法規、1991年、p. 57.

(10) H. H. パールマン、ソーシャル・ケースワークにおける問題解決モデル、久保絃章訳、ソーシャル・ケースワークの理論 I、川島書店、1985年、p. 133, p. 147.

(11) H. H. Perlman, Social Work Method: A Review of the Past Decade, Social Work 10, p. 177.

(12) E. ヤングハズバンド編、小島蓉子他訳、社会福祉と価値、誠心書房、1973年 p. 9.

(13) Z. T. ブトゥリム、川田誉音役、ソーシャルワークとは何か—その本質と機能、川島書店、1986年、p. 1, p. 11.

(14) M. ジベルマン & P. H. シュルビッシュ、岩崎浩三他監訳、ソーシャルワーカーとは、日本ソーシャルワーカー協会、1997年、p. 10, p. 144.

- (15)スペクト&ヴィックリー、岡村重夫他監訳、社会福祉実践方法の統合化、ミネルヴァ書房、1980年、p. 365, p369.
- (16)NCVO, Social Workers—Their Role & Tasks, NCVO, 1982, p. x, p. 33–34.
- (17)R. Adams et al., Social Work—themes, issues and critical debates, third ed., palgrave macmillan, 2009, p. 5.
- (18)H. M. バートレット、社会福祉実践の共通基盤、ミネルヴァ書房1978、p. 59–85.
- (19)N. Timms, Social Work Values: An Enquiry, RKP, 1983, p. 107
- (20)S. Banks, Ethics and Values in Social Work, BASW, 2006, p. 7.
- (21)F. P. バイスティック著、田代不二男他役、ケースワークの原則—よりよき援助を与えるために、誠信書房、1965, pp. 39–42
- (22)L. C. Jhonson & S. J. Yanca, Social Work Practice A Generalist Approach, 2001, p. 46
- (23)荒田寛、新版精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、へるす出版、2012年、p. 118–120.
- (24)藤原正子、精神保健福祉実践における価値に関する一考察、福島学院大学研究紀要第41集、2009、pp. 5–6.

性同一性障害治療に求められる“癒やし” ——海外での性別適合手術のサポートについて

“Healing” which is demanded in treatment of Gender Identity Disorders.
—About a support of a gender assignment surgery in overseas hospital.

梅宮 れいか
Reika Umenomiya

目次

はじめに

1. 性同一性障害治療における“癒やし”の位置づけ
2. “癒やし”を考察する上での視点
3. タイ王国の病院が提供する“癒やし”
4. アテンダントの“癒やし”機能
5. 考 察

おわりに

Summary :

本文は、性同一性障害の治療の側面としての“癒やし”がどのように提供されるかを、タイ王国における性同一性障害治療の代表的な3病院を概観することからアプローチする。本文で取り上げた3病院は、性同一性障害の治療で世界的に高い水準を持っているだけでなく、“癒し”を提供するハードウェアの充実を医療的特徴として広くアピールしている。一方、わが国の性同一性障害を持つ者がタイ王国で性別適合手術を受ける上で仲介役を担うアテンダントは、海外での手術療法に多くを頼る我が国の性同一性障害治療においては欠くことができない存在となってきた。病院が提供するサービスとアテンダントの提供するサービスは、性同一性障害を持つ者の治療に“癒し”として貢献している可能性がある。

Key words : 性同一性障害、癒やし、病院設備、アテンダント、GID

はじめに

我が国の性同一性障害治療は、性別適合手術の施術において海外の医療資源に頼っている側面がある。国内においては、岡山大学附属病院と民間の数病院が手術療法を提供しているに過ぎないからである。手術療法の供給が少ないために海外、特に性別適合手術で先進的な立場を確固たるものにしていくタイ王国への渡航は、かなりの症例数に上ると思われる(石原, 2008)。海外における手術療法の利点は、施術病院の選択の多

様性と手術までの待機期間の短さである。経済的利点は、自費診療での施術となる国内との価格差において、タイ王国での施術に限っては以前と比べあまりない。しかし、海外に自ら赴き、性別適合手術を経るという自分自身による積極的問題解決は、本人の自尊感情の向上に貢献することは想像にたやすい。梅宮(2005)によると、タイ王国の医療従事者は、サービス・プロバイダーとしての自覚が高い。患者が心地よく医療を享受できるよう細心の注意を払い、物的環境も充実し

ていた。タイ王国の病院は、2005年当時において、外国人の性同一性障害を持つ者の受け入れも積極的であった。だが、患者と医療サービスを結びつける医療コーディネーターがおらず、我が国のような非英語圏からの患者にとっては大きなハードルとなっていたことが指摘されている（梅宮、2005）。当時と比べ2014年の現在では、タイ王国の医療サービス・プロバイダーはどのような医療サービスを提供し、日本からの患者受け入れはどうなっているのか、本文では、現在のタイ王国における性別適合手術環境の概観を起点に“癒やし”の視点から、性同一性障害治療の機能的側面を探ることを目的とする。

1. 性同一性治療における“癒やし”の位置づけ

性同一性障害は、自己の身体に対しての違和感、嫌悪感や忌避感といったものを主に自分の身体のみならず、その存在に対しても受容困難に至る障害である。具体的には、性自認と社会からの役割期待が異なるために、生活体としての自己が立ちゆかない状態に至り、日常生活が破綻する。梅宮（2007）は、性同一性障害を持つ者は、生きるために自分自身に「嘘」をつくと述べる。認められない自己の存在に折り合いをつけ、社会生活を確保するために、自己の歴史や自己の感情、さらには自他の認識にまで「嘘」をつくことで安定を図ろうとすると言う。このことは、性同一性障害を持つ者が、生きてゆく限り、大きなストレスの中で逃げ場がないことを示唆する。自分の性を認識したときから、または、社会から身体性の性役割を要求されたときから、絶えることのない自分への疑問と社会的制裁への恐れの中で生きることを強いられるからである。針間（2013）は、性同一性障害を持つ者の自殺念慮の要因として、世間の持つ性同一性障害への間違ったイメージを内在化した「内在化したトランスフォビア」をあげている。差別的制裁を自分自身に加え続ける姿が見隠れる。すなわち、性同一性障害を持つ者は、癒やされ回復するべき本来の自己を確信することができず、生きてゆくことすらできなくなるのである。梅宮（2008）の解釈や、針間（2013）の報告から考えると、性同一性障害の治療は、当事者のそれまでの苦痛に満ちた人生に対する“癒やし”としての側面を持たなければならないだろう。松本・中塚（2012）が述べるがごとく、性同一性障害を持つものは、性自認と身体性の関係に齟齬をきたしている以外「普通の人」である。「普通の人」は、癒やされ、回復しながら日々の問題

に対応して生きてゆくものである。性同一性障害を持つ者の癒やされることがなかったそれまでの人生をどのように受容し、“癒やし”を提供するか。精神科領域以外でも、積極的に“癒やし”を提供する必要性があると考ええる。

2. “癒やし”を考察する上での視点

“癒やし”とは、単に心地よい何か（もの、事象、状況）を指すわけではない。明確な定義はないが、安らぎと平穏を積極的に提供することを通し、身的機能や精神的活動性の賦活化を戦略的に図る手段、または特定の環境により形成される状況と言うことが出来よう。無防備になっても攻撃されない保証の下に提供されるそれは、全人的なケアの本質ともいえる。橋本ら

（2004）は、患者の“癒やされた”エピソードを看護者を通して聞き取り、その質的な分析から、“癒やし”につながった内容を検討した。その結果、①そばにいること、②細やかな配慮、③日常生活ケア、④環境の調整、⑤熟練した技術、の5カテゴリーを導き出した。加えてその下位カテゴリーとして表1の要因を導き出した。これらのカテゴリーは、本文の分析的視点となる。

3. タイ王国の病院が提供する手厚い対応と“癒やし”

タイ王国の、アジアにおける医療先進国となろうとする努力は、2005年当時も現在も変わらない。海外からの患者誘致を、専門の部署を設け、積極的に進めている病院もある。タイ王国は、わが国の様な国民皆保険による医療保障がない。ひとりひとりが各々で民間の医療保険に加入することを前提としている。雇用主や地方自治体が支援する場合もあるが、ごく一部を保証するのみである。そのため、タイ人はあまり医療機関にはかからず、街中の薬局・薬剤店で薬剤師に相談して薬を手に入れる場合が多いとも聞く。薬局では、抗生剤や抗うつ薬、睡眠薬など、わが国では処方薬となっているような薬剤も処方箋無しで手に入る。タイ人の医療アクセスのルートは、かかりつけの個人医院からの紹介を経て総合病院を受診する場合が多い。私立の総合病院と比べ、国立総合病院は安価に医療を提供し、先端医療を可能としている病院もあるが、総じて医療環境はあまりよくない。私立総合病院は、タイ国民も受け入れるが、外国からの患者を受け入れることに主眼が置かれている傾向が強い。CTやMRIなどの検査機器を完備したところもある。性別適合手術で

表1 橋本ら(2004)による癒し概念の記述
(表右部分、看護者が「癒やされた」記述内容は筆者省略)

| 患者の「癒し」につながった記述内容 85記述 | | | | |
|------------------------|---------|----|--|-------------------|
| | 大カテゴリー | 数 | 小カテゴリー | 数 |
| 1 | そばにいること | 27 | 暖かい言葉がけ 心の交流 共感的理解 共に過ごす | 13 6 5 3 |
| 2 | 細やかな配慮 | 26 | 優しさと気配り 真心での関わり 笑顔の出会い ケアの振りかえり | 12 6 4 4 |
| 3 | 日常生活ケア | 25 | 髷方(あんぼう)・マッサージ 食事のケア 日常行事への参加 | 6 6 3 |
| 4 | 環境の調整 | 10 | 自然環境の調整 家族の存在 | 8 2 |
| 5 | 熟練した技術 | 7 | 熟練した技術の提供 | 7 |

有名なプーケット島のプーケット・インターナショナル病院(写真1)は、国立のパトン病院(写真2)と比べると医療費が3倍から5倍と高額で、外国人を対象とした医療サービスを提供している。中でも美容形成外科は人気で、ここ5年ほどは、オーストラリアからの患者が8割を占めているとのことだ。同様にバンコクにあるヤンヒー国際病院(写真3)は、地元の総合病院としても機能しているが、国際部門を設け、大規模な宣伝活動で、外国人患者の受け入れに積極的である。プーケット・インターナショナル病院もヤンヒー国際病院も手厚い対応の第一に掲げているのは、院内での医療通訳の配置である(写真4)。プーケット・インターナショナル病院では11カ国語、ヤンヒー国際病院では、16カ国語に対応できるよう医療通訳を配置している。すべての医師はタイ語と英語でコミュニケーションがとれ、看護師や薬剤師もほとんどがタイ語と英語が通じる。2005年時点から比べ、英語のコミュニケーション可能エリアが非常に広くなり、病院内のほとんどを網羅している。また、iPhoneに日本語などへの翻訳アプリを入れ、音声と表示でコミュニケーションを図るタイ人看護師もおり、タイ語と英語以外の言語にも積極的に対応しようとする風潮が院内にはある。両病院とも国際医療認定であるJCI(Joint Commission International)の認定医療機関であり、サービス水準は世界レベルであることを自負していた。個室が前提の

病室は、広く明るく心地よい(写真5)、50人部屋が主の国立病院の大部屋とは比べものにならないほど贅沢である。また、郊外に位置するプーケット・インターナショナル病院では、通院のためのタクシーサービスを病院が運行し、一定の医療費以上を支払う外国人患者にホテルから病院までの送迎を行うなど(写真6)、至れり尽くせりのサービスが提供されている。



写真1 プーケット・インターナショナル病院(プーケット島)



写真2 タイ王国立パトン病院（プーケット島）



写真5 プーケット・インターナショナル病院病室
外国人患者の標準的な病室である



写真3 ヤンヒー国際病院（バンコク）



写真6 プーケット・インターナショナル病院のタクシーサービス
すべての車両はタクシーとして営業ができる緑ナンバーである

もう一施設、バンコクには興味深い医療機関がある。ガモン・コスメティック病院である（写真7）。個人経営の病院で、以前は小さなクリニックとして性別適合手術を行ってきた。最近、病院舎を新しく建築し、サービスの充実を図っている。非常にきれいな設備で病院とは思えない雰囲気を目を見張る（写真8、9）。病室設備は、プーケット・インターナショナル病院やヤンヒー国際病院と同レベルの外国人向け個室である（写真10）。入院病室には患者名は掲げられていない（写真11）。主治医名の表示になっているのは、患者のプライバシー重視のためだとのことだ。この病院では、入院病室以外に、ホテル設備を院内に持っている（写真12）。入院病室の様な24時間看護ではないが、緊急時には医師がすぐに駆けつけることができるのを誇っている。また、性同一性障害（男→女）の性別適合手術後に必須の術後ダイレクションを院内の処置室で行うことや医療スタッフとの会話（タイ語と英語に限られ、日本語が話せる通訳は非常勤）など、院内医療資源を活用



写真4 ヤンヒー国際病院国際対応受付窓口
背面板に対応できる外国語のプレートがかかっている



写真7 ガモン・コスメティック病院（バンコク）



写真8 ガモン・コスメティック病院受付



写真9 ガモン・コスメティック病院では、手術部への入り口壁面装飾やインテリアなど随所に“癒し”をねらった環境配慮がみられる



写真10 ガモン・コスメティック病院病室
ベットは介護用の電動ベットが設置されている



写真11 ガモン・コスメティック病院病室の患者ネームプレート
病室エリアはお見舞いの来院者も通る。主治医だけのプレートで患者名はわからない



写真12 ガモン・コスメティック病院のホテルエリアの“病室”
ベットはホテル仕様でインテリアも入院病室とは異なる。食事は原則として出ず、外のレストランを使う

できるよう配慮されているとのことだ。性別適合手術は20日前後の入院と10日程度のホテル休養が一般的であるが、退院後の不安に対応する手厚いサービスを提供している点は、特筆に値する。

これら3カ所の医療サービス・プロバイダーに共通するのは、心地よい治療空間を提供する努力だろう。

表2 タイ王国の病院が提供する性同一性障害治療と“癒し”相当項目

| 患者の「癒し」につながった記述内容 | | タイ王国の病院が提供する性同一性障害治療の内容 |
|-------------------|---------|--|
| 大カテゴリー | 小カテゴリー | |
| 1 | そばにいること | 暖かい言葉がけ 心の交流 共感的理解 共に過ごす |
| 2 | 細やかな配慮 | 優しさと気配り 真心での関わり 笑顔の出会い ケアの振りかえり |
| 3 | 日常生活ケア | 髪方（あんぼう）・マッサージ 食事のケア 日常行事への参加 |
| 4 | 環境の調整 | 自然環境の調整 家族の存在 |
| 5 | 熟練した技術 | 熟練した技術の提供 |
| | | 経験豊かな手術技術 |

“癒やし”は、主観的な感覚であるため、おかれた状況や環境が大きく影響する。心地よい空間は、患者に“癒やし”を実感させる。もちろん、性同一性障害を持つ者にとっての性別適合手術は、それまでに認めることが出来なかった自己の身体を肯定的に受け入れる機会になり最高の“癒し”になるのだが、加えてそのプロセスが快適なものであれば、非常に幸福な経験となるに違いない。これら「細やかな配慮」や「日常生活ケア」、「熟練した技術」の提供となり、“癒やし”を構成していると解釈できる（表2）。

4. アテンダントの“癒やし”機能

先にも述べたが、わが国の性別適合手術の医療資源は乏しいことが否めない。タイ王国の医療プロバイダーに頼る当事者心理は、じつに切実なものがある。しかし海外に於ける手術は、手続き的にも心理的にも非常にハードルが高い。インターネットによるアクセスが容易になり、直接にタイ王国の病院にオーダーメールを出せる時代になったものの、やはり外国の病院に手術を依頼し、出向くことは困難なことには変わりがない。その問題を解決する個人のアテンダント業者やアテンダント会社（以下アテンダントと総称する）の存在は、わが国の性同一性障害医療の特徴ともいえよう。

アテンダントとは、手術ツアー全般のattend（世話をする、随行する）や航空券の予約、病院予約、通訳、現地での宿泊施設の手配などをおこない対価を得る企

業で、2005年あたりから起り始めている。当初は、タイ王国の地の利に精通し、タイ語が話せる現地日本人や企業体、中には性別適合手術の体験者が、病院の予約を取り滞在中の面倒を見ると言ったサービスを提供していた。しかし現在では、手術の予約、事前カウンセリング（日本国内で行われ、タイ王国の医師が来日する機会を設定することもある）、患者の希望を取り入れた治療プランの策定に積極的にかかわり、航空券の予約、退院後の現地滞在の滞在先確保、空港や病院への送迎、治療上の通訳、入院時ばかりではなく滞在期間全般における生活サポート、緊急時の対応、帰国後のフォローなど広範囲にわたる。梅宮（2005）は、海外に於ける手術療法が的確に機能するためには、手術台までエスコートするような医療コーディネーターが求められるだろうと述べている。現在のアテンダントは、自宅から空港を経て手術台までの対応を標榜し、この考えを現実としている存在といえよう。だがアテンダントは、短期間に急成長した機能単位であるため、提供されるサービスの質には差があることも事実である。その実力は、過去の実績や事故の有無、口伝えによって広まる利用者の評判により当事者会やインターネット内で共有されるに任されているのが現状のように見える。価格においても幅がある。しかしアテンダントの存在は、タイ王国での性別適合手術を日本国内の当事者に手の届くものにしたことは間違いない。

これらアテンダントの“癒やし”機能はどのような

表3 アテンダントが提供するサービスと“癒し”相当項目

| 患者の「癒し」につながった記述内容 | | | アテンダントが提供するサービス |
|-------------------|---------|--|--|
| | 大カテゴリー | 小カテゴリー | |
| 1 | そばにいること | 暖かい言葉がけ 心の交流 共感的理解 共に過ごす | 仲間としての言葉かけ 当事者への敬意 目標の明確な認識 毎日のお見舞い、希望の聴取 |
| 2 | 細やかな配慮 | 優しさと気配り 真心での関わり 笑顔の出会い ケアの振りかえり | 細かな気遣いや配慮 真心を持った対応、態度 笑顔での対応 処置の解説、希望の精錬 |
| 3 | 日常生活ケア | 髪方（あんぼう）・マッサージ 食事のケア 日常行事への参加 | 退院後の食事の世話、食事の共 外出や観光 |
| 4 | 環境の調整 | 自然環境の調整 家族の存在 | 観光や街の案内 “仲間”の存在 |
| 5 | 熟練した技術 | 熟練した技術の提供 | 医療レベルの通訳、処置の解説、緊急時の 対応 |

ものか。橋本ら（2004）のカテゴリーに当てはめると表3のようになろう。アテンダントは、大カテゴリーすべてにわたり機能していると思われる。小カテゴリーで見てみると、「暖かい言葉がけ」「共感的理解」は、アテンダントが第一義としている姿勢として当てはまる。アテンダント会社の中には性同一性障害の当事者が経営や現地、または国内アテンダントとして直接業務を担っている者もあり、「共感的理解」は大いに提供されるに違いない。毎日のお見舞い、状況把握を欠かさないことをサービス項目としてあげているところも多く、「共に過ごす」実感を提供する。当事者にとって協働者として「心の交流」も生まれるに違いない。治療に関するリクエストの聴取や不安の解消は「ケアの振り返り」や「環境の調整」につながり、滞在期間中の生活のサポートは「日常生活ケア」に相当するだろう。的確な通訳やアドバイスは、「熟練した技術の提供」として最も重視される要件だ。「笑顔」「真心」「優しさと気配り」などは、サービス・プロバイダーとして確実に提供しなければ、評判を落として営業が成り立たなくなる。海外に出て命がけの手術を受ける当事者の勇気に対して、アテンダントが敬意を示さず上から目線であったなら、「そばにいること」の感覚は提供されないにちがいない。このように、アテンダントは、現地における“癒やし”のプロバイダーとしての役割を担っていることが理解できる。

5. 考 察

以上のように見てくると、タイ王国における性別適合手術は、医療プロバイダー側がコアとなる医療サービスをその手厚い設備において提供し、アテンダントが患者に寄り添い、その前後を担うことで一連の治療的流れを作り出し、それらが全体として“癒やし”を構成していることがわかる。アテンダントの提供するサービスは、病院が提供する手術療法に相乗効果をもたらす“癒やし”となっているとも解釈できよう。

ここに至って、性同一性障害の治療における“癒やし”を考えることとする。本文でもちいた“癒やし”の概念は、治療を進める患者と看護者との関係性の中に認められたものから引用した（橋本ら、2004）。二者の関係性は、海外で性別適合手術を受けようとしている当事者と医療プロバイダーやアテンダントとの関係性と同じものであろうし、同質の“癒やし”が提供されていると思われる。しかしタイ王国に渡って性別適合手術を受ける性同一性障害を持つ者は、現地の病院やアテンダントによって、更なる“癒やし”を受けている可能性を指摘したい。

手厚い設備で治療を進めるタイ王国の病院や、細やかな気遣いで治療をサポートするアテンダントは、治療を受ける性同一性障害を持つ者にとって「一般化された他者」として機能していることは考えられないだろうか。すなわち、自己のアイデンティティに社会的

承認を与える社会の代表者としての役割を担っているという考えである。澤田(2004)は、人の性の発達に影響を与える要件として社会がもたらす学習の存在を指摘した。社会との相互関係の下で提供される経験知が人の性自認の形成には欠かせない(梅宮、2004)。アテンダントは社会の代表者として、タイ王国に渡ってくる性同一性障害を持つ者に相互関係の下、望んだ性別での社会活動の経験を提供しているのではないだろうか。たとえば、オプションとして設定されている観光は、ただ単に観光地を巡ることではなく、手術を終えた当事者が“望んだ性別で生き活きと街(社会)を闊歩する機会”となる。それを共にするアテンダントは、街のガイド役であると同時に、新しい性別を手に入れた当事者の第一の肯定者となろう。望んだ性別で異国の街を楽しむことにより、自己を肯定する記憶が出来る。言い換えれば、新たに手に入れた望む性別の自己は、社会(滞在先)の中で生活する経験を、その社会的経験(観光や滞在先での生活)の積み重ねによりもたらされる社会的容認(アテンダントなどがもたらす)を経て、自己受容の再構成が行われるのではないだろうか。これは、他者に自分の信じる性別で「大事に扱われた経験」が、社会的容認の記憶として、新たな人生を歩む自己の性アイデンティティを形作ると言う考えに至る。あくまでも推測の域を出ないが、手厚い医療サービスやきめ細やかなアテンダントの対応は、社会の中で自分の信ずる性別で「大事にされた経験」となり、それまで社会に認めてもらえなかった自己の性的アイデンティティに承認を与える機能要件となっているのではないだろうか。これこそ、タイ王国の医療プロバイダーやアテンダントが提供する“癒やし”の本質ではないだろうかと考える。

おわりに

本文は、タイ王国における性別適合手術の状況と海外における性別適合手術でのアテンダントの役割について述べた。2005年時点と比較すると、医療プロバイダーの提供する医療環境の変化に比べ、アテンダントの役割拡大が目をはく。商業的な目的で発達したアテンダントではあるが、その活動は、手厚さの中身において、性同一性障害を持つ者に“癒やし”を提供し、自己受容への触媒のような役割をなしているように思われる。現在、アテンダントのケアを経て性別適合手術を受けた者とそうでない者の比較を記述した報告は見当たらない。海外で性別適合手術を施術してきた者

のその後の社会適応状態を記述した報告も知りうる限りではない。今後、質的研究において、これらが検証される必要があると思う。

謝 辞

本文を書くに当たり、バンコク市内の医療環境の取材に助力をいただいたローゼス・ジャパンの新条椋也氏とアル・ベイカー・キクミ氏に感謝の意を表します。

参考文献

- 針間克己：性同一性障害の臨床的現状と今後の課題。性とこころ5(1)：54-61, 2013.
- 橋本和子, 尾原貴美子, 道廣睦子, 谷田恵美子, 岡須美江：看護者がとらえた「癒し」の分析。看護・保険科学研究第4巻第1号：1-11, 2004.
- 石原理：1) 日本における性同一性障害の診療。クリティカルレクチャー。日本産科婦人科学会誌60巻9号：163-168, 2008.
- JCI ホームページ <http://ja.jointcommissioninternational.org/>
最終アクセス日：2014.9.28
- 松本洋輔：2) 性同一性障害とは—セクシャルマイノリティの基礎知識—。生殖・内分泌クリティカルレファレンス GID(性同一性障害)と産婦人科医。日本産科婦人科学会誌64巻9号：220-224, 2012.
- 澤田新一郎：C. 神経科学・分子生物学から見た性同一性障害。山内俊雄：改訂版性同一性障害の基礎と臨床。188-195, 新興医学出版社, 2004.
- 梅宮れいか：性同一性障害と食生活のかかわり 特に MtF 性同一性障害の心理的決定に及ぼす調理技術学習の効果。福島学院大学研究紀要 36：45-50, 2004.
- 梅宮れいか：性同一性障害(女→男)の手術療法の問題点と患者心理への対応 —タイ国における SRS (FtM) の現状と問題点—。福島学院大学研究紀要 37：47-53, 2005.
- 梅宮れいか：性同一性障害と嘘：仁平義明(編)現代のエスプリ No.481 嘘の臨床・嘘の現場。至文堂書店, 東京, pp.16-28, 2007.

広汎性発達障害児のプレイセラピーの効果に関する研究 —遊びの発達的变化の検討—

A study on the effect of Play Therapy to pervasive developmental disorder children
—Examination of development of play—

横 畑 泰 希
Yokohata Taiki

目 次

- 1 問題と目的
- 2 方 法
- 3 事例提示
- 4 考 察
- 5 まとめ

1. 問題と目的

広汎性発達障害の子どもに対する支援として、個別場面や集団場面等での療育が広く行われている。平成17年発達障害者支援法の施行に伴い、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であるという観点が見られ、発達障害の早期発見、早期療育が声高に叫ばれるようになった。そして、平成24年の児童福祉法改正にて児童発達支援事業が法制化されたことにより、早期発見・早期支援への取り組みがさらに広がりつつある。広汎性発達障害児への療育は、個別療育やグループ療育といった、比較的構造化されたアプローチによる発達支援が主流であり、自由な遊びによるプレイセラピーを実践しているところは多くない。筆者が知るところでは、プレイルームはあるものの、プレイセラピーを実施していない機関もあるのが現状である。

プレイセラピーが療育の場で導入されづらい背景として、発達障害児に対するプレイセラピーの効果が疑問視されていることがある。確かに、遊びを媒介とするプレイセラピーの特性上、対人相互性や想像力に難しさを抱える広汎性発達障害児では、いわゆる治療的な遊びは展開しづらいと考えることはできる。しかし、「言語によってとらえる能力やそれを表現する能力が

十分ではない子どもにとって、遊びは言語に代わる媒体となる」¹⁾ (吉田・伊藤, 1997) のであり、この指摘はプレイセラピーの大きな意義の一つを表していると言えよう。つまり、ここでいう言語での能力とは、言語がコミュニケーションの手段として機能しているか否かの意味であり、言語がコミュニケーション手段として機能しづらい広汎性発達障害の子どもたちにおいて、プレイセラピーの有効性を示唆する指摘である。

吉田・伊藤 (1997) は、発達障害児のプレイセラピーには効果がないという議論があることを認めつつ、「しかし、『遊戯療法』の質を問わないで効果の有無を問うのは妥当ではない。」²⁾ と述べている。では、質を問うとはいかなることだろうか。竹中 (2010) は、融合と分離という動きに着目し自閉症児のプレイセラピーを行い、「融合的な世界から次第に内と外の分離が生じ、自閉症児が固有の名前を獲得し、みずからの主体を確かなものにしてゆく過程」³⁾ を論じている。すなわち、プレイセラピー過程を検討することで、自閉症児のプレイセラピーの可能性について言及している。淀(2010) は、自閉症児の自己生成には象徴形成の基盤となる身体性の成立が不可欠であるが、それは他者との関係性から成り立つものであるとし、プレイセラピーがその

成立過程に寄与したことを論じている⁴⁾。これらの研究が示すように、吉田らの述べるプレイセラピーの質とは、プレイセラピーの過程にこそ求めることが妥当であると思われる。

そこで本研究では、広汎性発達障害児のプレイセラピーにおける「遊び」に着目し、その発達の変化を検討することで、広汎性発達障害児のプレイセラピーの可能性を論じることを目的とする。

2. 方 法

本論では、筆者が相談員として携わる X 相談室でのケースを資料とし、プレイセラピーにおける遊びの発達の变化について検討するため、臨床心理学における了解的方法に基づく事例研究(戸川, 1973)を用いる。

了解的方法に基づく事例研究とは何かについて、ここでは簡単に述べる。了解的方法とは、「自分の意識と同じような意識が他人というわからない部分や見えない部分やに〈あるのであろう〉と想像し、こちらの意識を材料として作った想像的仮説的意識を他人の場所に置いて説明し解釈し理解する」⁵⁾ものである。他者の心は見ることもできず、触れることもできない。他者の心は根本的に「分からない」ということから出発し、「わからない部分を想像で埋めて話のつじつまを合わせること」で、他者の心を了解することができるという。

本論で了解的方法に基づく事例研究を用いるのは、本論での「遊び」を心的現象として扱うためである。つまり、どういった遊びをどのぐらいしたのか、どのような玩具を使い何回遊んだのかなどの、形式的な側面だけで遊びをとらえるのではなく、その子どもが遊んでいるのか否か、遊べているのか否かというとらえ方をするためである。川井(1995)によれば、「遊ぶことの心的状態は、世界に心開き、素直に世界と出会い、思うまま、豊かに、解放され、憂いなく、率直に、のびやかに」⁶⁾という言葉でいい表すことができるという。このような心的状態をとらえるために、了解的方法によるアプローチが適していると考えられる。

なお、本研究をまとめるにあたり、面接時に本報告の趣旨、倫理的配慮などを説明し、同意を得ている。

3. 事例提示

(1)相談室概要

本論で対象とする事例は、東京港区の X 相談室にて筆者が関わっている相談ケースである。X 相談室は、

社会福祉法人の公益事業の一環として実施されており、毎週土曜日午後からのみの開設となっている。ここでの相談活動の基本は、子どものプレイセラピーと親面接を同室で行う母子同時面接での発達臨床である。ここでいう発達臨床とは、早稲田大学名誉教授である小嶋謙四郎によって定義された発達臨床のことを指している。小嶋(1972)によれば、子どもの発達臨床とは「子どもと、プレイルーム、遊具、セラピスト、母親から構成される複雑な環境との、自発的な相互作用によって体験される発達のな体験過程である」⁷⁾と定義される。自発的相互作用が最も重要な視点であり、子どものアセスメントやプレイセラピーは、この相互作用を通して確かめ、行っていくということを基本的な考え方に据えている。本相談室を訪れる子どもには、大別すると「心因性の問題を抱えた子ども」と「発達障害を抱えた子ども」という2つのタイプがあるが、どちらのタイプの発達臨床を行う場合でも、先ほどの自発的相互作用を基本的視点に据えることは変わりがない。

(2)対象児及び検討対象期間

対象児は A 子(以下「本児」)、7歳5ヶ月(本論投稿2014年10月時点)の女児である。家族構成は父、母、姉(小5)、本児の4人家族である。

妊娠20週で緊急入院し、23週目で出産。約620グラムという超低体重児であった。2010年2月、筆者が当時勤務していた施設の心理相談に来談。主訴は「言葉がでない、理解できない。やり取りができない」などであった。すぐに筆者が紹介した B 市の公的機関を訪れ、同年4月に療育手帳の取得と同時に、B市の療育プログラムを受け始めた(～2013年3月)。同年6月にふたたび筆者のもとを訪れ、個別セッションを行うようになった(～2012年3月・計30回)。2011年4月より公立保育所に入所(～2014年3月)。2012年4月より C 大学付属の療育機関に通園し、週に1日の個別療育とグループ療育を受け始めた(～2014年3月)。2014年4月に公立小学校の普通級に進学し、現在に至っている。

上述したように2010年4月、本児が2歳10ヶ月時に、B市より療育手帳が発行されている。B市の担当機関が実施した新版 K 式発達検査は、手帳発行時から本児が4歳10ヶ月に至るまで4回にわたり実施されている。また5歳9ヶ月には田中ビネー知能検査 V が、6歳4ヶ月時には WPPSI がそれぞれ実施されている。その結果を表1から表3に示す。

表1 新版K式発達検査結果

| | 姿勢・運動 | 認知・適応 | 言語・社会 | 全領域 |
|--------|-------|-------|-------|-----|
| 2歳10ヶ月 | 57 | 66 | 50 | 62 |
| 3歳3ヶ月 | 71 | 73 | 57 | 66 |
| 3歳10ヶ月 | 79 | 74 | 60 | 67 |
| 4歳10ヶ月 | 63 | 103 | 67 | 84 |

表2 田中ビネー知能検査結果

| | IQ |
|-------|----|
| 5歳9ヶ月 | 99 |

表3 WPPSI 知能診断検査結果

| | VIQ | PIQ | 全IQ |
|-------|-----|-----|-----|
| 6歳4ヶ月 | 110 | 95 | 104 |

表1に示したように、療育手帳取得時点での検査結果は、全領域指数が62となっている。この結果及び当時の臨床像から見て、本児がPDDの特徴を有していたことは間違いないと思われ、B市の療育機関でも同様の見解を受けている。

本相談室への初回来談は2011年6月、本児が4歳1ヶ月の時であった。概ね1ヶ月に1度のペースでセッションを実施している。総セッション回数は33回に及び、現在も継続中である。

なお、本論ではこのうち初回から11回目までのセッションを検討対象とする。本論の目的である「遊び」の発達の变化に着目すると、その変化が徐々に、しかしはっきりと見られ始めたのが、この時期だからである。無論、12回目以降のセッションで発達の变化が見られないというのではない。プレイセラピーの可能性を論じるため、本事例を丁寧に扱っていくことが最善と判断し、本論で扱う事例対象期間を初回から11回目とした。

(3)事例の経過

①来談初期の目標

先述したように本相談室の発達臨床では、子どものプレイセラピーと親面接を同室で行う母子同時面接を基本としている。子どもは担当セラピスト（以下「Th」）とプレイセラピーを、母親は親担当Thとの面接を同室で行う（図1及び図2）。本児の場合も母子同時面接の基本に変わりはないが、母子での来談ばかりではなく、父子での来談、あるいは家族での来談とい



図1 プレイセラピーの様子



図2 親面接の様子

うセッションもあった。プレイセラピーの当初の目標は、本児が自発的な相互作用を使えるようにすること、Thとの関わりの中での遊びが展開されるようにすることとした。親面接の目標は、本児の子育てに関する不安を軽減することとした。

②第1期（#1～#3：4歳1ヶ月～4歳3ヶ月）

初回のセッションでは、父、母、姉、本児でプレイルームへ入室となる。姉は玩具が沢山並ぶプレイルームを見て思わず「なにこれ！」と感嘆すると、本児は「なにこれ」とエコラリアを発する。その後しばらくは、姉が口にしたことのエコラリアに加え、不明瞭な独語を口にしながら、プレイルーム内を絶えず動き回る。その動きは、飛び跳ねながら、自転をしながら、プレイルームの中を動き回るといふ様子である。時折、玩具棚の前に立ち止まり、特定の玩具を凝視するが、数秒するとまた動き回る。動き回っていても玩具棚には視線を送っている。玩具棚とは反対側にいる父母の元に戻るような動きはあるが、母や父に身体接触をすることはない。父母の前で座り込み、あるいは寝

そべって、また立ち上がってプレイルームのほうへ動き出すということを数回繰り返す。そして約10分後、初めて遊具に触れる。その遊具は、本児でもまたがって乗れる木馬。木馬に乗りながら「じゅんばん」「ねえ、じゅんばん」という発語が繰り返される。何回か木馬をこぐと自ら降りて、プレイルームを少し動き回る様子が見られる。そしてまた木馬に乗る。乗ると「じゅんばん」という発語があり、また降りて動き回る。その間も姉は興味のある玩具を次々に棚から下ろし体験している。その姉がサッカー盤を床に置いて遊びだした時、本児が木馬から降りて姉のもとに行き、サッカー盤の操作を始める。姉との相互作用はとくに発展せず、ゲーム盤を操作することに終始する。次第に興奮をしてきたと見えて「おもしろーい」「たのしい」などの発語も頻発するが、姉の発語をエコーリアが基本である。セラピストが横にいて、盤から飛び出したボールを取ってあげたりするが、セラピストとの相互作用は発展しない。このサッカー盤が約15分続く。再び玩具棚の前で立ち止まり、玩具を見つめている本児。初めてセラピストが、本児が見つめている玩具を手に取り、本児に渡してあげる。それを受取りプレイルーム中央のテーブルまで運んで遊ぶ。ところが、姉がマジックハンドで遊びだすと、今の遊びをやめてマジックハンドを姉から奪う。マジックハンドを使って物を掴んでいる。

2回目から3回目にかけてのセッションでは、玩具に向かう行動の基本パターンは、初回のセッションと変わりが無い。すなわち、新奇な玩具に対して視線を固定させることはあるが、自発的に手にしたり、発語によってThに要求するようなことは見られない。自発的に棚から取ることでできる玩具は、初回セッションの時に姉が触り、それに追随するように本児も手にした物が基本。玩具を操作して遊んでいても、Thに向かって相互作用が展開されることはなく、多くは一人遊びの域である。玩具を一人で操作して遊んでいる時に独語が頻繁に出ているのだが、その独語とともにThに視線を送ることが増え始める。Thにとっては意味の取れない独語が多いのだが、それに対して応答を繰り返していくうちに、本児がThに視線を固定させることも見られるようになった。2回目のセッションでは、魚釣りゲームで遊ぶシーンが見られた。最初は本児だけが竿を持っており、Thは竿を持たずに傍らで見守っている姿勢であった。すると本児がもう一本の竿を無言でThに渡した。その瞬間から魚釣りゲームは二人での遊

びに変化をしていく。Thが釣り糸をたらせば本児もそれに追随する。しばらくすると本児から「よーいどん」という発語があり、Thとの動きを合わせるような行為も見られた。

③第2期（#4～#7：4歳4ヶ月～4歳7ヶ月）

4回目のセッションでは、入室直後は木馬に乗り、その後ままと遊具の前で固まったように立ち止まる。そこではThは何も働きかけない。次に歩き出して馴染みのある玩具の前に寝転がる。Thが「これにする？」とその玩具を指差してみるが、本児のリアクションは薄い。本児はそこからまた起き上がりままとの遊具の前で立ち止まる。Thがままとをさして「これにする？」と尋ねると、本児はすぐに頷いて自発的に手を伸ばしていく。ままとでは、色々な食材の具体物を鍋に入れている。脇にいるThは具体物の一つ一つ本児にあげている。料理が出来上がったあとは食べる行為が入ってくる。その際には、一つのお皿を二人でつづいて、視線を合わせるなどの行為が見られる。4回目のセッションは最後までこのままとが続いた。

6回目のセッションは、入室後からままと遊びとなる。本児が鍋に色々を入れて調理をし、出来あがったものをお椀によそってThに渡す。その渡された物についてThが何かを尋ねると、本児がそれに答えるということがある。二人分をお椀などによそった後は、二人でいただきますをして食べる。食材の具体物の中に名称が分からないものがあつたのか、「これは？」とThに尋ねることが時折見られた。二人で食べている時には、Thが「おいしい？」と聞けば、本児が「おいしい！」とThを見ながら言う。Thが「これ食べよ」と言えば、本児が「食べる」というような言語的な相互作用も見られるようになった。ままとは30分ほどで終了し、その後は、今までにも遊んだことのある玩具が続き、最後は木馬に乗って終了。

7回目は木馬からスタートし、次にままとになる。鍋で作るところから始まり、作ったものをThがお皿に載せてテーブルへ運んだりしている。また、Thがテーブルに座って待っているところへ、本児が料理を作って持ってきてあげるというシーンも見られる。「おいしい？」と尋ねあつたり、「おいしいねー」と視線を合わせたりという様子が見られる。ままとを超えて本当に何かおいしいものを二人で食べているようにさえ見える。ままとに使う食材の具体物の中に、名称の分からない物を発見すると、Thに向かって「これは？」

と尋ね、Thが「○○だよ」と返すようなやり取りが見られることも増える。

④第3期（#8～#11：4歳8ヶ月～4歳11ヶ月）

8回目も木馬でスタート。木馬を降りて玩具棚に近づき、玩具を物色する。本児がお医者さんセットに視線を固定させたことにThが反応し、棚から取り出してその場で遊びだす。本児からThに向けて「これは？」「これなに？」という投げかけが多く見られる。Thが聴診器を耳にはめると、お腹を開いてみせるような格好をする。薬を飲んだり、熱を測ったりなどを、二人で交互にしている様子がある。時折、Thへ視線を送り笑いかけるといふ姿も見られる。次に自発的に取り出したのが、両手でレバーを操作して線を描くような玩具。親面接の所からはそれが目視できないので、親Thが児Thに何をしているのかを尋ねる。すると、本児が立ち上がってその玩具を見せに来ようとした。児Thが本児の心の声を代弁するように「見て見て」と言うと、本児は「見て見て」と発語をしながら見せにくる。児Thと本児がその場に座り、その玩具での遊びが続く。やがて、本児は玩具を持ったまま棚のほうに歩いていく。母親が「●●ちゃん、みせてー」との声掛けに対し、その玩具を棚に片付けながら「見せない」と返した。親Thが時間終了の声をかけると、「やだやだ」を連呼しながら、「あーわかんない、わかんない」という発語。母親が「●●ちゃんそろそろお時間だよ」と声をかけると、「やめろー」と言う甲高い声をくりかえしながら、玩具棚に向かったままの状態となる。

9回目は、前回扱ったお絵かきの玩具からスタート、次にお医者さんセット。はさみを手にして自分の髪の毛を切るマネをする。聴診器をThのお腹にあてて「オーケー」と発語。向かい合って、薬を渡したりなどしている。次は「みつけてピカチュウ」という玩具。スロットを押すと3分割からなる絵が回転する。この玩具を扱っている時は、まったく言葉がない。本来はスロットで出た図柄を沢山のカードから探し当てるゲームだが、本児はカードを手に持ち、そのカードの絵にスロットをあわせようとしている。Thが時折「どう？」と本児に声をかけるが、Thに向かっていない独語が多い。立ち上がって歩き出す。ストラックアウトの数字をカウントしたあと、木馬に乗る。すぐに木馬から降りて、玩具棚に向かって小走り。ままごとの具体物が入った箱を取り出す。具体物を手に持ち、隣り合った状態でコンロのお鍋に色々を入れ始めて調理。本児「完

成でーす」。二人でテーブルにすわり、Thが「おいしそう、すごいね」と言うと、Thの顔に視線を送る。食べている途中でThの声掛けには反応しない。自分が食べ終わってご馳走様をして立ち上がって棚へ。アスレチックゲームを棚に置いたまま触り始め、それをThが床におろす。5分後シルバニア。また棚へ。野球盤を指差してThが棚から下ろす。終了の合図がかかり片づけになるが、いくら声をかけられても無言。母がカウントダウン始めると、母のもとに走りより抵抗をみせる。木馬に乗るがそれもカウントダウンで終了。床に寝転んで声を発する。玩具を片付ける母の背中にべったりくっつく。しかし、退室の際はThと手をつないで出る。

10回目からThが変更となる。棚に走りよるが、すぐに木馬に向かって乗る。すぐに降りて棚へ。アスレチックゲームを自分で棚から下ろす。Thがテーブルに乗せるように誘うが床において操作を始める。Thが「もうおしまい？」と聞いても答えず。ままごとと具体物を「よっこらせ」と言いながら取る。ふたを開けるときは「じゃーん」。Thが「切る？」と尋ねると、本児から「切ってください」という言葉が返ってくる。これを何回か繰り返すうちに、Thが最初に「切ってください」と声をかけると、本児は「はい」などと返事をする。鍋を取ってテーブルに置く。かき混ぜ棒を引き出しからだして「もってきたよ」と言いながらThに渡す。おたまで鍋からとっておわんにいれる。Thがコップを出して「ください」。Thが食べている様子に視線を送る。自分も食べる。Thが「EXはお飲みになりますか？」と尋ねると、無言で立ち上がってEXの箱を取りに行く。その箱を持ちながら、本児は「早く元気になってね」と独語。終了時間が来て、親Thが片づけをうながすが完全無視。児Thが「おしまいにする」などを口にするが、遊びを続ける。Thがそろそろ終わりにすることを小声でささやいている。すると急に立ち上がって母親に抱きつく。

11回目。初めてのビリヤードゲームを見ながら「これがいい」とThに視線を送る。Thが「机におく？」と尋ねると、本児が「おく」と答える。キューが2本あるうち1本をThに渡す。同じ盤でボーリングゲーム。ピンをたてるのを本児がやっている。ゲームを始めるまでのプロセスもしっかりと踏んでいる。その後はピンを立てるのはTh、ボールを転がすのが本児となる。本児が「サッカー」と言いながら棚を見やる。Thが「サッカーはあっちかな」と指差すと本児はそちらに

向かい、サッカーゲームを取る。サッカーはずっと一人で操作を続けている。再びボーリングへ。その後、壁にかかっているマグネットダーツに興味をしめすが「届かない」。Th が壁から外して床においてあげる。ハローキティのレジ、野球盤へと続く。

4. 考 察

(1)初期の臨床像について

本児のプレイルームにおける遊びの発達的变化について考察を行う前提として、初回セッションにおける本児の臨床像について、発達臨床の4因子仮説⁸⁾の臨床型に基づいて明らかにしておきたい。

4因子仮説の正常型にあたる子どもは、馴染みのないプレイルームに入室した際、アタッチメントシステムが活性化される。これは、環境のストレンジネスへの不安に対する、ごく一般的な処理の仕方である。アタッチメントシステムが活性化されることにより、アタッチメント行動が生起し、それはアタッチメント対象である母親を志向する。いわゆる母親が安全基地の役割を果たす瞬間である。この一連の行動型が、アタッチメントと拮抗関係にある探索と操作に向かわせる働きを持つ。すなわち、新奇性に満ち溢れたプレイルームに探索意欲が活性化されるものの、馴染みのない場所、人に対するストレンジネスにより不安も活性化される。その不安を母親とのアタッチメント関係の中で鎮め、プレイルームの遊びへと向かって行かれるのである。

では、本児の場合はどうか。初回セッションにおける本児の顕著な行動は、プレイルームの中を「飛び跳ねながら、自転をしながら、プレイルームの中を動き回る」というものであった。一見すると探索行動が刺激されているかのようだが、持続時間も短く、セラピストへの視線固定もみられないことから、探索欲求からの行動喚起ではないと了解される。また、もう一方の軸であるアタッチメント行動もはっきりと見られない。「父母の元に戻るような動きはあるが、母や父に身体接触をすることはない。父母の前で座り込み、あるいは寝そべて、また立ち上がってプレイルームのほうへ動き出す」といった様子だけが見られ、父母への直接的な接近、接触は見られない。これらを総合して考えると、4因子仮説における乳児型の一つである多動型⁹⁾の特徴と非常によく合致する。

次に、本児の初期における遊びについても臨床像を明らかにしておきたい。本論で扱う遊びとは、形式的

側面だけではなく、本児の心的状態としての遊びである。それは、川井(1995)が述べるように、遊びを問題にするのではなく、遊ぶことを問題にするという視点であり、「遊べる-遊べない」問題を扱うことになる。

本児の初期の特徴として、姉が触れて遊んだ玩具には自ら触るが、「新奇な玩具に対して視線を固定させることがあるが、自発的に手にしたり、発語によってThに要求するようなことは見られない。」という状態であった。姉が触った玩具以外はストレンジネスへの不安が優位になっていると推察された。上述した臨床型で多動型となるように、探索とアタッチメントのバランスが取れず、プレイルームにおける遊びに移行できない状態である。この点から考えれば、あたかも姉の後を追いつき、玩具を手にして扱っている姿があったとしても、それは不安優位な心性に動かされているとも言える行動型であり、本児自らの探索意欲に基づいている行為とは了解しづらい。川井は、遊ぶことの特徴の一つとして、自由であること、自発的であり自ら作り出すことを挙げているが、本児の行動型はこれには当てはまらない。その意味で、初期における本児は「遊べない」状態であったと考えられよう。

(2)遊びの発達的变化と要因

初回セッションから3回目までの第1期とし、一人遊びから徐々にThとの相互作用が芽生え始めた時期であることは既に述べた。続く第2期は、ままごと遊びの時間が大半を占め、そのままごと遊びを媒介として本児とThとの相互作用が増大していった時期である。そして第3期は、ままごと遊びだけではなく、他の玩具や遊びにもThとの相互作用が見られ始めた時期である。このような遊びの発達的变化は、感覚運動的遊びから社会的遊びへと辿るような、いわゆる乳幼児期の遊びの発達と同様のプロセスである。発達臨床の4因子仮説の視座から見れば、乳幼児期の遊びの発達を支えるのは、探索とアタッチメントのバランスである。しかし、先述したように本児のアタッチメント行動は不確かなものであり、本来のアタッチメント対象である父母への直接的な接近、接触は見られない。この点から考えれば、探索と遊びには移行できない状態であると言っても過言ではない。そこで、本児の遊びの発達の変化を支える要因について考察する。

1つは木馬の存在である。初回セッションでは、「部屋を動き回る」という行動がしばらく見られた後、「初めて遊具に触れる。」こととなった。「その遊具は、本

児でもまたがって乗れる木馬」である。これは、姉が触れたものではない。その点からすれば、本児が自発的に遊びに行った遊具であると推察される。初回セッションでは、「何回か木馬をこぐと自ら降りて、プレイルームを少し動き回る様子が見られる。そしてまた木馬に乗る。」という行動が繰り返された。また、その後のセッションでも同様の行動が繰り返されている。これを繰り返すことで、遊びと探索に移行することが容易になり、Th との相互作用も徐々に増えていった。つまり、木馬を安全基地として自発的にそれを利用し、そこでストレンジネスの不安を和らげることで、プレイルームの探索活動が刺激されるというプロセスが推察される。母子同時面接という発達臨床のもとで、木馬を安全基地のようにつかうことについて、決してノーマルな相互作用とは言えないものの、本児の遊びの発達的变化を下支えする要因になったことは間違いないと考える。

木馬との相互作用により、新奇性に対する探索活動が刺激された本児であるが、それだけではなじみのない玩具を自発的に扱うまでには至っていない。ここで姉の存在がクローズアップされる。姉はいわゆるノーマル発達の子どもで、しかも小学2年生という年齢でもあることから、新奇性に対する探索行動が十分に刺激をされ、興味のある玩具を次々と取り出して遊んでいた。純粋なプレイセラピーでは考えられないような設定ではあるが、本児にとってはなじみのある人物の姉が遊んでいることにより、その玩具に対するストレンジネスの不安を沈める効果があったものと思われる。2回目のセッション以降、初回セッションで姉が手にしていた玩具については自発的に手にすることができ、その玩具を起点としてTh との相互作用が広がり、さらには新しい玩具への遊びへと変化をしていくことになったと考える。

(3) ままごと遊びについて

木馬と姉の存在を下支えとして、本児の遊びは変化を遂げてきたが、それをさらに発展させる可能性を秘めているのが「ままごと遊び」であると考えられる。

自閉症児や広汎性発達障害児は、その場での行動がその場だけで終わってしまい、なかなか般化しないと指摘されることも多い。これは認知発達の側面からみれば、表象機能の問題と深く関わってくる問題である。これを発達臨床の観点からみれば、体験を自分の中に摂り入れ、それを異なる場面ですることが上手くで

きないのであり、相互作用が上手く働かないという問題に関わってくる。目の前にないものをイメージすることで成立する遊びは、見立て遊びやごっこ遊びである。中でもままごと遊びは、象徴化が活性化される典型的な遊びであり、さらに対人相互性のもとに広がっていく遊びである。つまり、発達臨床の観点からみれば、子どもと環境との相互作用が最も活発に繰り返られる遊びであると言えるのであり、ままごとで遊ぶことができるかどうかは、遊びの発達をとらえるうえで非常に重要な視点である。

本児が、本相談室にてままごとを始めたのは4回目のセッションからである。このセッション以降、6～7回目、9～10回目のセッションにてままごと遊びが見られており、とくに第4回目と第7回目はままごと遊びの時間が全体の9割をこえている。ままごと遊びの中で象徴化が活性化され、よく遊んでいた様子は事例経過のところで記述した通りである。

4回目のセッションでは、「入室直後は木馬に乗り、その後ままごと遊具の前で固まったように立ち止まる。そこではThは何も働きかけない。次に歩き出して馴染みのある玩具の前に寝転がる。Thが『これにする?』とその玩具を指差してみるが、本児のリアクションは薄い。本児はそこからまた起き上がりままごと遊具の前で立ち止まる。Thがままごとをさして『これにする?』と尋ねると、本児はすぐに頷いて自発的に手を伸ばしていく。」という動きからままごと遊びが始まっている。この一連の動きが何を意味するのか。本児が木馬から降りた時点で、ままごとで遊びたいという意思を持っていたと思われるが、自発的にままごと遊びに移っていかれずに躊躇している様子がみられている。母親面接の記録によれば、保育園ではままごとが好きでよく遊んでいるという。したがって、体験として摂り入れたことをつかうことのできる心性であれば、場所が異なってもままごと遊びを出現させることができよう。これがうまくつかえないところに、PDD児の般化の問題、象徴化の問題が現れている。しかし本児はThに向けて相互作用を発信し、ままごと遊びを自分のものにしていっている。ままごとに向かって視線を固定させることで、Thがその心性を了解し、Thからままごと遊びへと誘うことになったからである。このプレイルームの中でThの役割を体験として摂り入れ、それをこの場面ですぐにつかえたということのできるものであり、これも社会的な遊びへの発達的变化の一側面として注目に値する。

このような経過を経て、Thからの働きかけによってままごと遊びがスタートする。保育園でもままごと遊びをよくやっているというとおり、ままごと遊びに入ってからにはよく遊べていると評価することができる。ここで「よく遊べている」というのは、Thとの相互作用の中でままごとが繰り返されていること、イメージや見立てといった機能をつかっていること、の2点に集約される。Thが本児に合わせるだけではなく、本児がThに合わせるという相互作用も広がっていく。あるいは言葉での相互作用も変化を見せていく。その結果としてままごと遊びが、さらに豊かになっていくという相互作用が生まれる。その豊かになったままごと遊びを、また本児が体験し、自分の中に摂り入れていく。ままごと遊びのこの体験過程は、本児の遊びをさらに豊かにし、発達させる可能性を有していると考えられる。

5. まとめ

本論では、広汎性発達障害の子どものプレイセラピーにおいて、子どもの遊びの発達的变化に注目し、その変化のプロセスと要因を検討、考察してきた。本児の来談初期の臨床型は多動型であり、遊べなさが同定しやすいタイプであった。その遊べなさがどういった心性のもとで起こり得るのかを検討すると、探索とアタッチメントのバランスが上手く使えないことが根底にあることが了解された。馴染みのない環境に対してストレンジネスの不安を生起させることは、本児だけに限ったことではない。しかし、その不安を「アタッチメント行動で緩和させながら、探索と遊びに移行する」のが、4因子仮説での正常型の子どもである。本児はそのバランスが上手く取れていないため、不安が鎮められず、探索と遊びに移行できないでいたと考えられる。

こうした遊べない状態からセッションを重ねる中で、次第に遊べるようになった過程で、姉や木馬の存在を自分の体験として上手く使うことができていたように思われる。さらに、そうした変化がセラピストとの相互作用を広げるということにも繋がっていった。

広汎性発達障害の子どもは、形式的側面から見ても遊べないと感じることが多いが、心的状態として注目することで、その遊べなさが更に際立って見える。それは他者との相互作用の持ち方や結果に違和感や空虚感を覚えるだけではなく、自由で自発的ではない心的状態を了解することによるものではないだろうか。こ

の点から考えれば、プレイルームという発達臨床の場で、遊びを主たる媒介として相互作用を育んでいくことは、今後の広汎性発達障害の臨床に有効であることが示唆されたと考えられる。

小嶋(1972)によれば、「子どもの発達臨床とは、プレイルームと子どもとの相互作用によって体験される発達的な体験過程である」¹⁰⁾。プレイルームを環境とすれば、その中には遊具や玩具、母親、そして担当セラピストも含まれる。したがって、本来的な発達臨床の事例研究としては、プレイルームの中での子どもと環境との相互作用を丁寧に見るべきであり、セラピストとの相互作用を中心に論じることが必要である。本論では遊びの発達的变化に焦点化しているが、本児のケースは現在も継続中であり、今後の事例研究として相互作用について取り上げることが課題である。

【注 記】

- 1) 吉田弘道・伊藤研一 1997 遊戯療法2つのアプローチ サイエンス社 p.3
- 2) 吉田弘道・伊藤研一 上掲書 p.7
- 3) 竹中菜苗 2010 自閉症児のプレイセラピーの可能性—ある広汎性発達障害児の事例検討から—心理臨床学研究 28(2) p.170
- 4) 淀直子 2010 身体性という観点から捉えるプレイセラピー—広汎性発達障害をもつ子どもの心理的援助—京都大学大学院教育学研究科紀要 56 P.261
- 5) 戸川行男 1973 自我心理学 P.15
- 6) 川井尚 1995 摂り入れ、つかうことの心的過程—遊ぶこと・居場所・アタッチメント 二木武・帆足英一・川井尚・庄司順一編著 小児の発達栄養行動—摂食から排泄まで/生理・心理・臨床—医歯薬出版株式会社 p.324~325
- 7) 小嶋謙四郎 1972 発達臨床心理学 朝倉書店 p.1
- 8) 小嶋(1972)は、プレイルームで観察される子どもの主要な行動型を、①ストレンジネスのおそれ、②アタッチメント行動、③探索と操作、④常同型反応とリズム運動であるとし、これらの相互力的関係と発達の異常を発達臨床の4因子仮説として理論化した。この4因子仮説に基づいた臨床型は、1.正常型、2.乳児型、3.デタッチメント型、4.オーバーアタッチメント型に大別され、乳児型はさらに「凝視・凍結」「多動」「自閉」のタイプに、デタッチメント型は「常同」「探索」「依存」のタイプにそれぞれ

れ細分化されている。

- 9) 多動型とは、「プレイルームに入るとただちに部屋の内部を移動し、一見すると『探索』行動のように見られるが、よく観察すると、注意の範囲もせまく、持続時間もきわめて短く、遊具やセラピストへの視線固定も認められない。母親へのアタッチメント行動も欠如している。」
- 10) 小嶋謙四郎 上掲書 p. 205

【参考文献】

- 金子保 2002 生涯発達心理研究 学文社
- 川井尚 1995 摂り入れ、つかうことの心的過程—遊ぶこと・居場所・アタッチメント 二木武・帆足英一・川井尚・庄司順一編著 小児の発達栄養行動—摂食から排泄まで／生理・心理・臨床— 医歯薬出版株式会社 p316-348
- 小嶋謙四郎 1972 発達臨床心理学 朝倉書店
- 小嶋謙四郎 1987 子どもの発達臨床心理学 川島書店
- 小嶋謙四郎 1987 あそびの子育て学 築地書館
- 戸川行男 1973 自我心理学 金子書房
- 横畑泰希 2012 広汎性発達障害児の発達臨床—プレイセラピーによる発達支援に関する一考察— 日本臨床発達心理士会第8回全国大会論文集 p87

日本の伝統色・色彩感覚と 現代人の自然との共生意識について

Japanese traditional colors, color sensation;
and awareness about symbiotic relationship with nature, among contemporary people

片山 邦子
Kuniko Katayama

目次

はじめに

1、日本の伝統色・色彩感覚の誕生と醸成

2、戦後におけるその衰退

3、現代におけるその再生の可能性

おわりに

はじめに

筆者はこれまで、国際服飾学会や研修、調査研究などのため、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、オーストリア、ブルガリア、インド、インドネシア、韓国、台湾、アメリカなど、海外の様々な国を訪れてきた。その中で、筆者が常に大きな関心を持ち続けてきたものは、その国や民族独自の伝統色とそれを組み合わせて服飾、インテリア、くらしに生かす色彩感覚である。

近年、ファッションのグローバル化が進み、世界の国々の色彩感覚も均一化されつつあり、毎年、コマースリズムの先導で作られる「流行色」が、均一化をさらに推し進めているという感否めない。

去る8月20日、筆者は、2日間に渡って東京で開催された第26回国際服飾学術会議に出席した。その会議の中で、衣紋道高倉流宗会頭・仙石宗久氏によって、平安時代の宮廷装束の研究が発表された。(写真1) 十二単の構造、着付けの実際を見ることができ、日本独自の「色」が生まれたとされる平安時代の衣服を通して、日本の伝統色と色彩感覚をあらためて強く意識させられた。

また、平安時代とは対称的に、現代の新しい取り組

みとして、クリエイティブディレクター・藤原大氏による「カラーハンティング」が発表された。これは、自然界の現象・動物・植物などのありのままの色を観察、採取して色見本化し、ものづくりなどに生かしていく試みである。これは、自然と人間の共生の再認識であり、グローバル化によって失われつつある、日本独自の色と色彩感覚の再生の可能性を示すものの一つであると考えられる。

上記の二つの研究と取り組みに感銘を受けたことを契機に、日本の伝統色・色彩感覚と、今日再認識される現代人の自然との共生について考察したい。



(写真1) ▲第26回国際服飾学術会議
仙石宗久氏による平安時代の宮廷装束についての研究発表
2014年8月20日、東京での国際服飾学術会議で著者撮影

1、日本の伝統色・色彩感覚の誕生と醸成

この8月、福島市恒例の花火大会が行われた。会場の阿武隈河畔に向かう人込みを通り抜けた筆者は、道路いっぱい歩いている若い女性達のほとんどが「ゆかた」姿であることに気付いて、日本の「きもの」の復活を実感したが、同時に、この光景は日本のそれではなく、どこか外国のものではないかという錯覚に陥りそうであった。

女性達がこぞ着ているゆかたは、白地に赤、緑、オレンジ、青、エメラルドグリーン、黄、ショッキングピンクなどの鮮やかな色で大きな花模様が染められており、帯もゆかたに劣らず華やかな色使いで、中にはサッシュ風に後ろで大きなリボンにしているものも少なくなかった。筆者の意識の中にある「日本のゆかた」は、白か藍が基本の色であり、柄もゆかたを着る人の姿に寄り添うように控えめの大きさで、夏の季節を映す花や草、清流などが彩度を押さえた品格のある色合いで作られていた。(今日でも、大人の伝統のゆかたは上記のとおりである)

花火大会で触れた、現代の若い世代のゆかたは新鮮でエネルギーあふれる感覚にあふれ、日本の「きもの」に新しい生命を吹き込んでいるという感動も覚えたが、同時に、「日本の伝統色・色彩感覚」とは何か、いつからどのようにしてそれは生まれ、そして衰退しつつあるのかをあらためて考える契機の一つとなった。

まず、日本の伝統色とされるものを大まかに把握するため、印刷用インクのメーカーが制作している色見本(現在、印刷物に使用される色300種を1冊の冊子にまとめたもの)「日本の伝統色」「フランスの伝統色」「中国の伝統色」を比較してみた。あらためてそれぞれを見てみると、「世界のファッションをリードするフランスの色は洗練されている」「中国の色は派手で強い感じ」「日本の色は中間色でおだやか」などという思い込みはたちまち消滅してしまう。三つの国とも洗練された色、派手で強い色、中間色でおだやかな色が豊富にそろっていて、どの国も大きな差異は見当たらない。敢えて日本の色見本にないものを挙げれば、フランスでは「シャトアイアン」と呼ばれる、猫の眼のように光る淡いグレー、中国には「金色」に赤みのあるもの・青みがかったもの・プラチナ風のもの・黄金色など4種ものバリエーションがあることが特徴といえるだろう。いずれにせよ、どの国でも、自然の中の植物、花、動物、鉱物、海、空などからイメージした色を豊富に

有し、人間が「色」をとらえる感性そのものに大きな変わりがないことがうかがわれる。(ただし上記は、あくまでも今日の印刷用色見本を基に述べているものである)

しかし、筆者が海外の様々な国で実際に眼にしてきたファッション、インテリアなどの色使いは、日本の色使い(筆者が意識する)とは異なっていることを実感してきた。

つまり、その国の「伝統色」とは、その色単独で存在するものではなく、色と色を組み合わせる働き「配色」とそれを行う美的感覚があってこそ成り立つものであると考えられる。例えば、どの国でも同じ「黒」を、赤と組み合わせるか、ベージュと、あるいは鮮やかな青、淡くくすんだ苔色と組み合わせるか、そして二つの色のそれぞれの割合を限られた空間あるいは面積の中で、どう加減するか—その差異によって、「伝統色」が輝き、その国や民族のアイデンティティーを表現するものともなるであろうと思われる。

日本の伝統色の誕生には、三つの要因が考えられる。一つは、日本が中国と交流していた飛鳥・奈良時代に伝わって来た、古代中国の自然哲学「五行説」の影響によるところが大きい。五行説は、「万物は木・火・土・金・水の五つからなり、互いが交錯しあって宇宙が成り立っている」とする思想で、五元素の色として、木に青、火に赤、土に黄、金に白、水に黒が当てられている。従って、正倉院宝物殿に遺されている飛鳥・奈良時代の衣服の裂、絵画、織物などに見られる色は、赤、金、黒などを主にした華麗なものが多い。

もう一つの要因としては、日本の国土独特の気候風土が挙げられる。その契機は、794年、都が京に移されたことである。遷都の初期の頃は、唐の長安を模した都市が造られ、奈良時代と変わらない唐文化が主流であったが、次第に、都の置かれた環境が日本独自の色を生み出すようになっていった。三方を山で囲まれた京都市は、湿度も高い上、鴨川などの河川も多い。日本独特の色について、京都市立芸術大学名誉教授・佐野敬彦氏は、「(京都の) 靄や霧など水蒸気を多く含んだ空気が、強い色彩をやわらげ、デリケートなものにする。大阪や江戸も水の都であった」〔注記(1)]〕さらに、もう一つの要因として、遣唐使が廃止されたことによって、日本は唐の文化の影響を脱し、日本の気候風土、日本人の感性に合った「和」の文化が生まれていったと考えられる。

このようにして、日本の色と美意識が独自の個性を

得て充実していったのは、京遷都から約100年を経た頃と推定されているが、その充実の頂点にあったと思われる1467年から始まって10年間続いた応仁の乱のために、都は荒廃し、当時の文化遺産のほとんどは消失したために、当時の「色」についても、平安中期に書かれた「源氏物語」や「枕草子」の文章、辛うじてわずかに残った織物の一部、さらに平安後期から鎌倉時代に描かれた「源氏物語絵巻」「信貴山縁起絵巻」「伴大納言絵詞」などの絵画から推定せざるを得ない。しかし、それらの資料から、日本の色と配色の美意識を確立し、豊かで繊細な色彩感覚を培ったのは、一流の知識人として王朝文化を担った、平安貴族であったことがわかる。

平安貴族は、色の一つ一つに、桜色、若竹色、浅葱色、紫苑色などと自然界から採った名称を付け、衣服を重ね着する配色、衣服の裏表の配色、薄く透ける布地で下の布の色が透けて見える配色などを自在に組み合わせ、移り変わる季節の風情を表現することを装いの美学の基本とし、また貴族に必須の教養とした。例えば、春の桜を表して、白と青みのある紫の重ね、柳には白と明るい緑、藤には薄紫と明るい緑、萩には薄紫と淡い灰色がかった緑、枯野には淡い茶色に灰色がかった緑、四季通用の「松重ね」には緑と紫、というような「きめごと」があり、これに様々な色を重ね、十二単の「重ねの色目」として細やかに四季の風情を表現したとされる。そして、こういった装いが巧みであることが、その人の高い教養を示すばかりか、女性の美しさは、顔貌ではなく、装いのセンスのよしあしが基準とされた。従って、貴族の女性達は、より高い身分の貴族やことによっては帝との結婚という人生の



(写真2)

▲衣の配色のセンスが教養の高さと美しさの基準とされた、平安貴族女性平安貴族女性の十二単（『源氏物語の四季』、有織文化研究所、P.52より）

目標を掲げて、微妙に移り変わる季節季節を愛で、それを美しく繊細に表現する能力を磨いたとされる。日本の伝統色・色彩感覚の基盤は、平安時代の女性によって築かれたといっても過言ではない。（写真2）

著書『美しい日本の伝統色』〔注記（2）〕の中で、森村宗冬氏は次のように述べている。「（平安貴族は）帝のおはす宮廷と密接な関係を有していたため、行住坐臥のすべてにおいて、貴やかにして雅であることが求められた。重ねの色目は、こうした環境の中で考案された。それらは、日本人の色彩感覚、国土の豊かな自然、王朝文化の表現力という三要素によって生み出された、日本服飾文化史の白眉であることはたしかだろう」

平安時代からさらに時を経て、日本にはキリスト教の布教や貿易によって、ヨーロッパの文化の影響を受け、織田信長、豊臣秀吉らの衣服の色使いにもそれが見られるが、「日本の伝統色」は海外の色をも呑み込みながら、さらに豊かに、繊細な色、強い色を磨き、種類を増やしながらか成されていった。その背景には、日本の国土の特有の性質があると考えられる。

日本は、国土の80パーセント近くが山で覆われ、湖や沼があり、森林を縫っていくつもの河川が海に向かい、様々な種類の植物、動物、虫、鳥が生き、大まかには温暖な気候だが、南北に長く伸びた地形のため、地域の表情も複雑に異なっている。また、はっきりした四季があるが、その移り変わりも複雑で美しい。加えて、前述の佐野敬彦氏が指摘するように、水蒸気が多い日本独特の環境が、人間の眼にやわらかでデリケートな色を映し出した。この国土の特徴は、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカ、中東、東南アジアなどのそれと比較すれば、驚異的ともいえる違いであることがあらためて認識できる。

日本の国土の繊細で豊かな特性は、日本独自の季節感と美意識を育んだ。四季を四つに分けて、さらに二十四に区切り、さらにそれを五日ごとに七十二に区切る、二十四節気、七十二候の考え方は、古代中国からもたらされたものであるが、日本人はそれを日本の気候風土に置き換えて、季節の移ろいに、くらし、美意識を寄り添わせ、宇宙と大自然の中で万物と共に生きようとする視点から、様々な色を見つけ、名前を付け、染料を作り、衣服や器、くらしの道具、装飾品などにその色を再現してきた。

ここであらためて日本の伝統色の名前を見てみると、日本人の自然に対する畏敬と愛情のこもった、細やか

な観察眼が伝わってくる。例えば、鳥の名を採った色では、鶯色は今日でも良く知られているが、黒鶯、紅鶯、瑠璃色、雀茶、鶺鴒色、鳩羽色、山鳩色、翠色、カラスの羽が濡れて光ったような黒は濡羽色。竹の色は、若竹色、老竹色と違い、柿色は洗柿、洒落柿、薄柿、照柿のバリエーション。また、時雨色とは、雨に打たれた草木の瑞々しい緑から名づけられている。江戸時代には日本人の色彩感覚はさらに発達し、鼠色でも、白と黒を基本にした表鼠を基本に、梅鼠、藍鼠、白鼠、利休鼠など100のバリエーションがあり、茶色にも48のバリエーションがある。鼠色、茶色のような、彩度の低い地味な色にこれほどの変化を付けられるのは、一つは幕府によって庶民の贅沢禁止令が出されたことで、使える色が限定されたこと・もう一つは、染めの技術が発達して、微妙な色合いを出すことが可能になったためであると考えられる。こうして、洗練を重ねながら増えてきた「伝統色」は数100種に上っている。いずれにしても、長い歴史の中で日本の伝統色を醸成し、それを自在に組み合わせ、くらしの中に生かす日本人の優れた色彩感覚を、我々はあらためて認識しなければならない。

「日本人の色彩感覚と伝統配色」について、前述の佐野敬彦氏はまた、世界と日本の色彩感覚—「かたい色彩」と「やわらかい色彩」として次のように述べている。「日本人は世界の中でも稀に見る色彩感覚の優れた民族である。このことは、中国や欧米の伝統的な色彩、配色と比較してみるとよくわかる。中国や西欧では原色を軸にした、はっきりとした色を好み、配色にしても、その強い対比で人目を引くことを基本にしている。これを「かたい色彩感覚」とよびたい。

これに対して、日本では伝統色の名前からしても紅梅色、藤色、浅葱色、鶯色、海老茶色といったようにデリケートな色の違いを表現する色名があり、配色にしてもその組み合わせに微妙な感覚を持っていた。こうしたものを「やわらかい感覚」と呼びたい。

じつを言うと、日本人は「やわらかい色感」のみならず、「かたい色感」も両者を併せ持っていて、色彩の達人である。もっとも今日では、色彩の世界でもグローバル化の影響で西欧化し、やわらかな、デリケートな色彩感覚を失いつつあるのではないかとと思われるのではないか」〔注記(3)〕

2、戦後におけるその衰退

日本の伝統色、日本人の色彩感覚の繊細さ・レベルの高さが、近年、衰退しつつあることを実感しているのは、筆者ばかりではないことは、前述の佐野敬彦氏の記述に見られるとおりである。

では、日本の伝統色、日本人の色彩感覚は、いつ、どのようにして衰退の道をたどってきたのか、また、どのような力によって押し進められたのか、そのヒントは、岩村暢子著『現代家族の誕生 幻想家族論の死』の中に示されていると筆者は考える。

岩村氏は、2008年時における若い世代（主婦が30代～40代初め）の食卓（成長期の子供のいる家庭だが、食事は、多くの家庭がインスタント食品、既製の惣菜、菓子、昨日の残り物、清涼飲料水などを並べ、とくにそれを主婦もその家族も良くないこととは思っていない）を取材し、そのような娘（主婦）を育てた母親の生活と意識を調査している。具体的には、その母親の育った環境や家庭、その母親から受けた教育について、さらに結婚してからの生活の変化と感想、娘にほどこした教育、しつけなどについて詳しく聞き取りをして、戦後の日本人の生活と意識の大変革が、政策や企業、マスコミの主導ではなく、他ならぬ主婦たちによってむしろ積極的に為されたと推論している。

その調査によると、「現代家族」の母親たちは、戦中あるいは戦後まもない時期に少女時代を過ごし、昔ながらの日本の生活様式、食生活、地域社会のしきたりなどの中で成長した。とくに当時は戦時下、あるいは戦後の窮乏期であったため、彼女たちの食も衣も貧しかった。そのような少女たちは、戦後10年から15年頃に結婚し、都会の団地やアパートで新生活を始めている。

この頃の日本は、「もはや戦後ではない」をスローガンに、経済は右肩上がりの成長を続け、農村部から大量の人口が都市部の企業に集中して、「1億総サラリーマン時代」とも呼ばれた。それまで地方でそれぞれ昔からの日本の生活様式の中で生きてきた庶民は、突然、都市型の生活を営むことになる。主婦はほとんどが専業主婦で、家事と育児だけで1日を過ごした時代であるが、テレビの普及に次いで、冷蔵庫、電気洗濯機、電気釜、トースター、オーブンなどが家庭に入り、主婦のくらしは革命的にラクに豊かになった時代でもある。

インタビュー当時、60代から70代になっている彼女たちは、次のように答えている。「田舎のくらしに比べると夢のようだった」「ダイニングキッチンのある家で、

パンとコーヒーの朝食が長い間の夢だった」「隣近所の目を気にしなくていいくらいしがよかった」「あこがれのオープンが買えてうれしかった」。テレビを始め、雨後の筍のように生まれた女性誌・女性週刊誌が発信する情報も、彼女たちの「新しい暮らし」の夢と欲望をかきたてたが、彼女たちもまた、そういう情報を積極的に取り入れて、自分なりの“生活革命”に取り組んだ。メディアが鼓舞する通りに、「田舎料理でなく、おしゃれな料理」「手作りのシフォンケーキが作れる母親」「プライバシーを守るおつきあいができる暮らし」などをめざして彼女たちは努力した様子が、調査のやりとりから伝わってくる。彼女たちの生活のもう一つの変化は、家事に手がかからなくなった分、PTA、趣味のサークル、習い事などで外出する機会が増えたことである。

岩本氏のテーマは「食」を主としており、衣生活には触れていないが、当時の情報の、最もはなやかで強いアピール力を持って女性たちに押し寄せたのは、ファッションの情報であったと思われる。ヨーロッパ、アメリカの最新情報が、東京経由で届けられた。電化製品や都市型ライフスタイルを取り入れるのと同じ、あるいはそれにまさる熱心さで、彼女たちは西欧のファッション、西欧のセンスを取り入れようとしたと思われる。彼女たちにとって、「日本の伝統」とは、衣・食・住・人や地域社会とのつながりも含めて、自分たちが手に入れて享受しようとしている「新しい暮らし」の足かせと感じられたことが前述の調査からうかがい知ることができる。

その当時の若い母親たちは今、60代、70代となり、その娘たちも母親となって、さらに欧米化した暮らしを営んでいる。その子供たちはすっかり今の暮らしに根ざして育っているため、「日本の伝統」そのものを理解するのは容易なことではないと思われる。岩村氏の調査で、母親たちは、「自分の娘に特に何も伝えたり、教育したりすることはなかった」と言っている。「個人の自由だから」「こどもの個性を大事にしたいから」「口出しするといやがられるから」などがその理由である。（戦後日本の「民主主義」「自由主義」「個性尊重」への価値観の変革を、彼女たちなりに解釈して実行した結果のよしあしについて、ここでは論評を避ける。）食についてさえ、そのような理由で何も次世代に伝えようとしなかった母親たちは、「日本の伝統」を伝えることもなかったと考えられる。

日本の伝統色・色彩感覚は、人間と自然との共生によって醸成されてきたが、その視点から見ると、戦後

の日本の経済成長時代は、国土の大開発、合理化、機械化、電化の大波の中で、人間と自然が共生するどころか、逆に人間が自然を破壊し始めた時代でもあったため、日本の伝統色・色彩感覚も過去の遺物となっていたことがうかがわれる。

前述の主婦（母親）の孫にあたる世代の若者たちが、伝統に縛られず自由な感覚でファッションブルにゆかたのおしゃれを楽しんでいるのは、ごく自然のなりゆきであろう。戦後、欧米から押し寄せたグローバル化の大波の送り手は、企業とメディアであることは確かだが、日本人はその波にただ呑み込まれたのではなく、女性たちが「新しい暮らし」を実現しようとするエネルギーで、グローバル化の大波を自ら積極的に受け入れたと考えられる。

平安時代に日本の伝統色の基盤を創ったのも女性たちであったが、日本の伝統色を衰退に導いてきたのもまた、女性たちである、と筆者は考える。

3、現代におけるその再生の可能性

前述の国際服飾学術会議で、筆者は、クリエイティブディレクター・藤原大氏の講義を聴き、大きな共感を覚えると同時に、日本の伝統色・色彩感覚の再生の可能性を感じ取った。

藤原氏は、1998年、ファッションデザイナー・三宅一生と共に取り組んだ「A-POCプロジェクト」（コン



▲ハケ岳の風景の色をハンティング、この色のひな人形を作った



▲アフリカのライオンの色をハンティング、靴を作る



(写真3) ▲カラーハンティング
365日の空の色をハンティング、本を作る
(いずれもインターネット「カラーハンティング展」より)

ピュータ制御の編機・織機を使用)で2002年度グッドデザイン賞、2003年度毎日デザイン賞を受賞。2006年～2011年、ISSEI MIYAKE クリエイティブディレクターを務めた。現在、藤原氏は「色」と素材をテーマにサイエンスとものづくりをデザインでつなぐ活動として、自然界の動植物、空、海、水などの様々な「色」を観察、「ハント」して、それらの色を色見本化し、デザインに生かす試みを展開している。(写真3)

2013年6月～10月、東京で、藤原氏のディレクションによる「カラーハンティング展」が催された。「カラーハンティング」について藤原氏は、「色をとる、採る、撮る、捕る…。このことを「カラーハンティング」と名づけた」と述べている。「カラーハンティング」の具体的な活動の一部として次のような例がある。

○八ヶ岳の風景の色から雛人形をつくる。○アフリカのライオンの色から靴をつくる。○佐渡の小学生41人が朱鷺の色をハントし、色を塗った紙を用いてインスタレーションを展示。○365日の空の色の色見本を作り、それをもとに本をデザイン。

21世紀に入って、めざましく進歩する科学と拡大し続けるコマースリズムの中で、「自然と人間の共生」が言われて久しい。しかしそれは、多くの人々にとって(筆者も含めて)耳に目に入ってくるだけのフレーズであったとしても過言ではない。しかし、2011年の東日本大震災以来、「自然と人間の共生」は、切実な“わがこと”となって人々の意識に刻み込まれたと考えられる。日本の伝統色、日本の色彩感覚は、本来、自然との共生の中で、自然の「色」を見、とらえて、暮らしの中にそれらの色を再現するものであったはずである。その原点に立ち返ってみる時、「カラーハンティング」の活動は、日本の伝統色・色彩感覚の再生の、一つの兆しと考えられる。

今後、さらにグローバル化が進み、新しい色—化学染料によるもの、コンピュータによって作られるものなどがますます増え、膨大な色の世界が広がっていくと考えられる。しかし、前述の佐野敬彦氏が評したように、日本人は世界に誇れる、優れた色彩感覚に恵まれている。その特性によって、日本人が、日本の伝統色とそれを育んできた「自然との共生」の姿勢をあらためて認識し、あふれる色の世界をコントロールしながら、さらにゆたかな「日本の伝統色」を創出し、さらに優れた色彩感覚を育んでいくことを期待したい。

おわりに

近年、伝統の「きもの」を日常的に着る女性は少なくなりましたが、それでもおよそ50代後半以上の人たちに見られる「きもの通」は、みごとにきものを着こなししている。彼女たちは、20代に作った地味目のきものを30代から70代まで同じきもので、裏地、半襟、帯、帯揚げ、帯締め、帯止め、草履などを年代にあった色・柄に変えながら、まるで元のきものが新しいものであるかのように自在に変幻させる。また、1枚のきものを季節にあわせて帯など、上記の付属品を変えて、その時期の風情ある姿を見せることができ、その美的感覚には感嘆させられる。欧米から渡ってきた今日のファッションにも、欧米人にも、それは考えられないことであろう。

平安時代、日本の伝統色・色彩感覚の基盤をつくったのは女性たちであり、京に都が移ってから、それを醸成させたのも女性たちであった。さらに、戦後、日本の生活様式・生活感覚の激変に伴って、日本の伝統色・色彩感覚を衰退に押しやったのも女性たちであった。そして今日、細々ながらもそれを守り続けているのも、きものを着る女性たちであるのは興味深いと同時に、今日の若い世代がグローバル化の波の中で、自由で新鮮な色彩感覚を育てていく姿も実に頼もしく感じられる。

「カラーハンティング」を試みるクリエイターたち、デザイナーなどによる活動と視点は、日本の伝統色と色彩感覚の再発見であると同時に、その再生の兆しを示すものであることは確かであるが、同時に、日本のそれぞれの地方の日常の中で、ごく普通の市民自身が自然と共生しながら、その再生と伝承に取り組み、さらに豊かな日本の伝統色・色彩感覚を醸成に示していくことが望まれる。

今回の考察から、女性が色彩を含めた服飾の「伝統」にどのように係ってきたのか、その伝統をどのように伝えついでいくのかについても研究を進めてみたいと考えている。

終わりに、貴重な講義を聴かせていただいた仙石宗久氏、藤原大氏、この考察に大きな示唆をいただいた国際服飾会議の皆様方、学会、研修で様々なご教示をいただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

〔注記〕

- (1) 『日本の配色』 ピエ・ブックス、東京、2007、巻頭ページ。
- (2) 山川出版社、東京、2013、巻頭ページ。
- (3) 『日本の配色』、ピエ・ブックス、東京、2007、P.16。
- (4) 『VOGUE JAPAN』、No.183、東京、2014、巻頭ページ。

〈参考文献〉

- 岩村暢子、〈現代家族〉の誕生、頤草出版、東京、2005。
- 近江源太郎、色々な色、光琳出版、東京、1996。
- 有織文化研究所、宮廷装束に見る「源氏物語」の四季、有織文化研究所、東京、2002。
- 国際服飾学会、国際服飾学会誌No.45、東京、2014。
- 公益社会福祉法人全日本きものコンサルタント協会、装道、東京、2014。
- The International Association of costume、ART TOWEAR、東京、2014。
- 仙石宗久、十二単のはなし、オクターブ、東京、1995。
- 千村典生、服装の色彩、鎌倉書房、東京、1967。
- 大日本インキ化学、DIC カラーガイド、(日本の伝統色、フランスの伝統色、中国の伝統色、東京、1994。
- 西山和恆、蘇った古代文明の色、文藝社、東京、2001。
- 日本の伝統色、ピエ・ブックス、東京、2007。
- 日本の配色、ピエ・ブックス、東京、2007。
- The International Association of costume、The 26th international costume Congress、東京、2014。
- 吉岡幸雄、染と織の歴史手帳、PHP 研究所、東京、1998。
- 森村宗冬、美しい日本の伝統色、山川出版社、東京、2013。

次子誕生時の長子の同胞葛藤に対する母親の対応行動

Responses of mothers to the conflict reactions of first-born children to sibling birth.

小 関 賢
Ken Koseki

目 次

はじめに

1. 研究方法

2. 結果と考察

おわりに

はじめに

次子の誕生によって長子が同胞葛藤を生じることが知られている（天富, 1983, 1984；今泉ら, 1996；保田, 2004, 2011；深澤・岩立, 2013）。今泉ら（1996）は、同胞葛藤とはどのような反応なのか、それが母親の妊娠後のどの時期から生じるのか、反応が激しくなるのはいつ頃なのか、母親は長子に対してどのような対応をしたかなどについて調査した。調査内容は長子の情緒的な反応、家族構成、母親の学歴と長子出産時の年齢、長子の情緒的な反応の出現時期、長子の反応内容と母親の対応、長子を世話する人など広範囲にわたるものであった。

今泉らの調査では次子が誕生したときの長子の平均年齢は、同胞葛藤が生じたと回答した群で35.2か月、生じなかったと答えた群では48.6か月となり、同胞葛藤が認められなかった群の年齢のほうが高かった。また、母親が長子に対して配慮した行動としては、頻度の高いほうから順に「話して聞かせた」、「他の家族に協力してもらった」、「赤ん坊の世話に参加させた」、「上の子の世話を優先した」、「上の子とよく遊んだ」などであった。次いで、「友だちと遊べるようにした」という選択肢も各時期ほぼ均等にかつ多く選ばれていた。そして次子出産前には長子を叱ることは少なかったが、

出産後になると21%の母親が「叱った」と回答していた。

今泉らの研究は、長子の同胞葛藤はなかったという回答、長子の同胞葛藤が出現したとき母親としてまったく対応をしていなかったという回答、母親の対応について未記入の回答も含めて統計処理をしたものであった。こうした処理法は、母親の一般的な傾向を把握するうえで基本的な手法であるといえる。しかし長子の同胞葛藤についてかなり対応した母親とあまり対応しなかった母親との間に、どのような相違点があるのかを把握するためには、同胞葛藤を認知しなかった母親の回答、母親としてまったく対応していなかったという回答、母親の対応について未記入の回答は除外して集計する必要がある。本研究は今泉らが収集した資料について、同胞葛藤に対応行動をしたと回答した母親に焦点をあて、新たに再集計して分析を加えたものである。

1. 方 法

①分析資料

今泉ら（1996）は、日本赤十字社医療センター小児保健部で母親を対象としてアンケート調査を行った。アンケートの対象は1996年3月1日より3月19日まで

に次子の健診で小児保健部を訪れ、質問用紙に回答した166名の母親である。本研究では今泉らが実施した質問項目15項目のうち8項目に絞り、質問項目5（心配な行動の有無）で「はい」と答えたと判断した127の回答を分析対象とした。なお、混乱を防ぐために本研究では質問項目の番号をつけ替え、さらに選択肢の一部は省略し項目名を新たに加えた。

質問項目1（長子の月齢）、質問項目2（次子の月齢）、質問項目3（月齢差）、質問項目4（長子出産時の母親の年齢）、質問項目5（心配な行動の有無）、質問項目6（出現時期）、質問項目7（具体的な行動と時期）、質問項目8（母親の対応行動と時期）については資料に示してある。

②集計方法

再集計で留意した点は以下のとおりである。

1）質問項目3（月齢差）

質問項目3で記入した長子と次子間の月齢差（記入上の月齢差）と、質問項目1および2から導かれる月齢差（計算上の月齢差）が一致しない場合は、後者すなわち計算上の月齢差を集計の対象とした。たとえば質問項目3に2歳0か月と記入しているにもかかわらず、質問項目1には2歳1か月、質問項目2には0歳4か月と記入した場合は、前者の月齢から後者の月齢を引いた差である21か月（1歳9か月：計算上の月齢差）を基にして集計・計算をし、実際に記入した2歳0か月（24か月：記入上の月齢差）を誤記入とした。このような判断をした理由は次のとおりである。第1は、質問項目3に未記入の回答2例が含まれていた。データが欠損して計算上の月齢差との不一致が生じてしまった原因が記入上の月齢差にあった点である。第2として子ども2人の年齢差を記入する場合は、たとえば2歳1か月のところを2歳、2歳5か月のところを2歳半（6か月）というように概算した結果を記入する可能性があること。第3は、計算ミスが考えられること。第4は、2人の子どもの年齢差（月齢差）よりそれぞれの子どもの年齢（月齢）のほうを、母親は正確に把握しているだろうという理由である。誤記入（記入上の月齢差と計算上の月齢差が不一致の回答）数は31で全体の18.7%、誤差の平均は1.6であった。

2）質問項目5（心配な行動の有無）と質問項目7（具体的な行動と時期）

一連の質問内容である質問項目5、質問項目6、質

問項目7の3項目については、回答の整合性を重視した。たとえば質問項目5で(2)「いいえ」と回答したにもかかわらず、質問項目7で具体的な行動についての選択肢をあげている回答については、後者（具体的な行動の記述）を優先し、質問項目5で(1)「はい」と回答したものと判断した。回答の内容をこのように訂正したものは総計5個であった。これとは反対に、質問項目5で(1)「はい」と回答したが質問項目7で具体的な行動をまったく記述していなかった2名の回答については、項目7を(2)「いいえ」と修正した。また、質問項目5で(1)「はい」と(2)「いいえ」の両方に印をつけた3名については、質問項目7で具体的な行動をあげていたことから(1)「はい」として集計した。

3）質問項目6（出現時期）

質問項目6「心配になるような行動が出現したとしたら、それはいつ頃からですか？」に対する回答で、複数答えた場合はより早い段階のほうを出現時期と判断した。たとえば、出現時期(2)「つわりがひどくなってから」と(5)「出産で入院してから」の2つを選んだ場合は、前者（より早期の段階）を出現時期とした。複数の選択肢を選んだ者は13名で全回答166名の7.8%になっていた。

4）質問項目7（具体的な行動と時期）

ノノ点（ \times ）を用いたと判断できる5つの回答は、隣接する複数の時期に同じ選択肢を選んだとみなした。たとえば(5)「赤ん坊と退院した後」に、選択肢③「お母さんが赤ちゃんの世話するのを邪魔をする」、選択肢⑫「反抗的になる」、選択肢⑭「寝付きが悪くなる」の3つの選択肢をあげ、(6)「現在」の箇所では「 \times 」と書いた場合には、(5)と(6)でそれぞれ③、⑫、⑭を選択したもとして集計した。各時期の括弧内には何も記入しなかったにもかかわらず、各選択肢のところに丸印を付けた4名の回答は、時期不明として処理した。時期不明にあげられた選択肢は各時期の集計からは除外して計算した。

5）質問項目8（母親の対応行動と時期）（1）

質問項目7と同様に、ノノ点（ \times ）を用いた3名の回答は、隣接する複数の時期に同じ選択肢をあげたと判断して集計した。同じく各時期の括弧内には記入せずに各選択肢のところに丸印を付けた11名の回答は、時期不明として処理し各時期の集計からは除外して計

図表 1. 長子の月齢、次子の月齢、月齢差、母親の年齢

| 群/項目 | 長子の月齢 | 次子の月齢 | 月齢差 | 母親の年齢 |
|---------------------|--------|--------|-------|-------|
| 平均 | | | | |
| 高頻度群 (N=56) | 40.05 | 5.90 | 34.14 | 28.69 |
| 中頻度群 (N=42) | 42.04 | 8.14 | 33.89 | 28.52 |
| 低頻度群 (N=29) | 51.00 | 11.50 | 40.71 | 29.14 |
| t検定 | | | | |
| 高頻度群 - 中頻度群 (df=96) | 0.639 | 1.326 | 0.094 | 0.269 |
| 中頻度群 - 低頻度群 (df=69) | 1.713 | 1.306 | 1.659 | 0.824 |
| 高頻度群 - 低頻度群 (df=83) | 2.122* | 2.276* | 1.552 | 0.518 |

注) 母親の年齢 = 長子出産時の母親の年齢、月齢差 = 長子と次子の月齢差 * $p < .05$

算した。

6) 質問項目 8 (母親の対応行動と時期) (2)

本研究では、質問項目 7 で具体的な行動をあげた回答 (127名) を対象とし、具体的な行動をあげなかった回答 (39名) は分析対象から除外した。したがって質問項目 7 で具体的な行動をあげずに、質問項目 8 で選択肢を記述した回答 (3名) は本研究では分析対象とはなっていない。

分析方法

質問項目 8 (母親の対応行動と時期) 「心配な行動が出現した時にどのような対応しましたか? 該当する番号をカッコにお書き下さい。複数でもけっこうです」で、それぞれの時期 [(1)妊娠初期~(6)現在] に、①から⑫の選択肢のいずれかを回答した場合を母親の対応行動とした。異なる時期に同じ選択肢を選んだ場合はそれぞれを別個に集計した。母親の対応行動として反応数が 21 から 6 までの 42 名を高頻度群、5 から 3 までの 56 名を中頻度群、2 から 0 までの 29 名を低頻度群とした。平均値はそれぞれ 9.69、3.88、1.31 となって群間に有意差が認められた (高頻度群と中頻度群 $t=10.512$, $df=96$, $p<.001$; 中頻度群と低頻度群 $t=13.607$, $df=83$, $p<.001$; 高頻度群と低頻度群 $t=10.983$, $df=69$, $p<.001$)。

長子の月齢、次子の月齢、月齢差および長子出産時の母親の年齢について、3 群の平均を求めてから群間の t 検定をおこなった (図表 1)。長子の月齢は高頻度群より中頻度群が約 2 か月、中頻度群より低頻度群が約 9 か月年長になっている。同様に次子の月齢は高頻度群より中頻度群が約 2 か月、中頻度群より低頻度群が約 3 か月年長だった。t 検定では、長子の月齢と次子

の月齢ともに高頻度群と低頻度群間でのみ有意差が生じた。これに対して月齢差と長子出産時の母親の年齢については各群間で有意差は認められなかった。

保田 (2011) は、「表 2 第 2 子誕生後 1 か月時における母親のとらえた第 1 子の反応と母親の対応の関連」で、第 1 子の反応を「第 2 子への反応」、「母親・親密な人への反応」「第 1 子自身の反応」に分類している。本研究は保田のこの分類を基にして「次子への反応」、「母親への反応」「自身への反応」として集計することにした。

次子への反応 (次子に向けられた長子の葛藤反応)

質問項目 7 (具体的行動と時期) で、各時期 [(1)妊娠初期から(6)現在までの 6 期] のいずれかに、選択肢 ①、選択肢 ②、選択肢 ③のいずれかを記載した数 (選択数) を次子への反応数とした。たとえば、(1)「妊娠初期」、(2)「つわりがひどい頃」、(3)「おなかが大きくなった頃」、(4)「出産で入院中」の 4 つの時期に、それぞれ選択肢 ①「赤ちゃんが生まれるのを嫌がる」をあげれば、①の次子への反応数は 4 となる。このようにして同一選択肢であっても複数の時期に記載した場合は、その記載した数を次子への反応数として集計した。

母親への反応 (母親に向けられた長子の葛藤反応)

質問項目 7 で、各時期のいずれかに選択肢 ④~選択肢 ⑥および選択肢 ⑨~選択肢 ⑫のいずれかを記載した数 (選択数) を母親への反応数とした。たとえば、(5)「赤ん坊と退院した後」と(6)「現在」の 2 つの時期に、それぞれ選択肢 ⑤「お母さんにべったりになる」、選択肢 ⑩「よい子になりすぎる」、選択肢 ⑫「反抗的になる」の 3 つをあげた場合は母親への反応数が 6 となる。

図表2. 各時期における長子への母親の対応 (平均とt検定)

| 群/時期 | (1)初期 | (2)つわり | (3)おなか | (4)入院 | (5)退院 | (6)現在 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 平均 | | | | | | |
| 高頻度群 (N=56) | 0.62 | 0.52 | 1.26 | 1.07 | 3.00 | 3.07 |
| 中頻度群 (N=42) | 0.07 | 0.07 | 0.29 | 0.27 | 1.38 | 1.71 |
| 低頻度群 (N=29) | 0.00 | 0.03 | 0.14 | 0.10 | 1.66 | 0.38 |
| t検定 | | | | | | |
| 高頻度群-中頻度群 (df=96) | 3.590*** | 3.425*** | 4.794*** | 4.431*** | 5.087*** | 4.023*** |
| 中頻度群-低頻度群 (df=69) | 1.476 | 0.680 | 1.135 | 1.292 | 2.557** | 4.173*** |
| 高頻度群-低頻度群 (df=83) | 3.015** | 2.751** | 4.230*** | 4.318*** | 6.664*** | 8.541*** |

注) (1)初期=妊娠初期、(2)つわり=つわりがひどい頃、(3)おなか=おなかが大きくなった頃、(5)入院=出産で入院中、(6)退院=赤ん坊と退院した後 *p<.05 **p<.01 ***p<.001

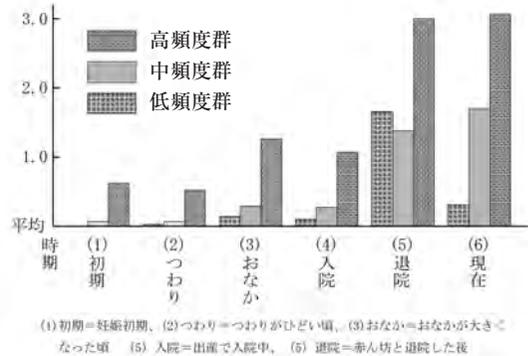
自身への反応(自分自身に向けられた長子の葛藤反応) 質問項目7で、各時期のいずれかに選択肢⑦・選択肢⑧および選択肢⑮～選択肢⑳のいずれかを記載した数(選択数)を自身への反応数とした。たとえば、(4)「出産で入院中」と(5)「赤ん坊と退院した後」の2つの時期に、それぞれ選択肢⑧「指しゃぶりをするようになる」、選択肢⑮「おねしょをするようになる」の2つをあげた場合は自身への反応数が4となる。

2. 結果と考察

①母親の対応行動

妊娠初期から現在までの各期間に、長子への母親の対応行動について平均を算出してt検定を実施したところ図表2および図表3のようになった。全体的な特徴としては、入院の時期を除いて時間が経過するほど(現在に近いほど)母親の対応行動が増大する傾向にあった。そして母親が入院中までは、中頻度群と低頻度群間では有意差がなかった(他の群間では有意差があった)が、赤ん坊と退院した後以降は3群間にそれぞれ有意差が認められた。このことは高頻度群の母親が妊娠初期から現在まで(次子が6か月なるまで)他の群よりも母親の対応行動が一貫して多かったこと、換言すれば、妊娠してから次子が生後6か月になるまでは、他の群の母親に比較して長子に対する配慮している点が非常に多かったといえる。また、中頻度群の母親は入院中までは低頻度群とほぼ同じように少ない傾向にあったが、退院して現在まで(次子が8か月まで)は低頻度群(次子が1歳)よりも増大していた。つまり中頻度群の母親は出産のための入院までは、長子に対する特別な配慮をあまりしていなかったが、退院直後からは高頻度群ほどではないがある程度長子に対する

図表3. 各時期における長子への母親の対応 (平均)



配慮をするようになっていた。これに対して低頻度群は退院直後は一時的に配慮することがあったものの、全期をとおしてあまり配慮をすることはなかったといえる。

②長子の心配な行動

質問項目6(出現時期)「心配になるような行動が出現したとしたら、それはいつ頃からですか?」を受けて、質問項目7(具体的行動と時期)「それはどのような行動ですか? 各時期について、該当する番号を下から選んで下さい。複数でもけっこうです」への回答数を長子の心配な行動とした。妊娠初期から現在までの6期間で、各群の平均を求めt検定を実施したところ図表4および図表5のようになった。一部の例外はあるものの、次子の心配な行動についての全体的な傾向としては次の3点である。

第1は、退院直後までは、時間が経過するほど長子の心配な行動が増加していた。3群とも母親が退院す

図表4. 各時期における長子の心配な行動数 (平均とt検定)

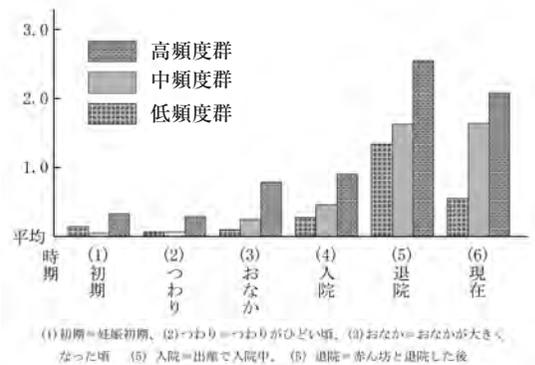
| 群/時期 | (1)初期 | (2)つわり | (3)おなか | (4)入院 | (5)退院 | (6)現在 |
|-------------------|---------|--------|----------|--------|---------|----------|
| 平均 | | | | | | |
| 高頻度群 (N=56) | 0.33 | 0.29 | 0.79 | 0.90 | 2.55 | 2.07 |
| 中頻度群 (N=42) | 0.04 | 0.07 | 0.25 | 0.46 | 1.63 | 1.64 |
| 低頻度群 (N=29) | 0.14 | 0.07 | 0.10 | 0.28 | 1.34 | 0.55 |
| t検定 | | | | | | |
| 高頻度群-中頻度群 (df=96) | 3.255** | 2.179* | 3.652*** | 2.039* | 2.697** | 1.073 |
| 中頻度群-低頻度群 (df=69) | 1.207 | 0.042 | 1.332 | 0.940 | 0.847 | 2.782** |
| 高頻度群-低頻度群 (df=83) | 1.299 | 1.650 | 3.723*** | 2.215* | 2.784** | 3.834*** |

注) (1)初期=妊娠初期、(2)つわり=つわりがひどい頃、(3)おなか=おなかが大きくなった頃、(5)入院=出産で入院中、(6)退院=赤ん坊と退院した後 *p<.05 **p<.01 ***p<.001

るまでは、平均1.0未満であったが退院直後は急激に上昇した [高頻度群=1.65 (0.90→2.55)、中頻度群=1.17 (0.46→1.63)、低頻度群=1.06 (0.28→1.34)]。母親が出産するまでは、長子は母親の様子や家族からの話によって間接的に次子の存在を感じとるだけである。さらに出産直後は母親と次子が入院しているので、直接触れ合う時間が短かったことから次子の存在をそれほど大きく感じとることはなく、次子に対する反応は限られた状況で限られた内容であったと思われる。しかし母親が退院して家庭生活に戻ってくると、次子の存在を直接感じざるを得ない状況になる。さらに目前で母親が次子に世話をする場面に遭遇することによって、次子に対する同胞葛藤が前面に出て長子の心配な行動が増大したといえる。ただし低頻度群では、妊娠初期よりもつわりがひどいときやおなかが大きくなった頃のほうが同胞葛藤が少なくなっていた。長子と母親の側にそれぞれ理由が考えられる。長子側の理由としては、他の群に比べて月齢が高かったため次子に対する葛藤がそれほど強くならず、時間の経過とともに次第に取まり心配するほどの行動があまり出現しなかったのかもしれない。母親側の理由としては、長子の月齢が比較的高いのでそれほど問題にはならないだろうという判断が、長子の葛藤行動の認知を抑制したのかもしれない。どちらの要因が主になっているのかはさらなる分析が必要である。いずれにしろ低頻度群の長子は、妊娠初期に若干動揺したとしても時間の経過とともに母親の変化に適応できたといえる。

第2は、全期をとおして長子の心配な行動が高頻度群、中頻度群、低頻度群の順で少なくなっている点である。これは母親の長子に対する認知と対応行動が関連していたことを示している。換言すれば、長子に心

図表5. 各時期における長子の心配な行動数 (平均とt検定)



配な行動がみられたときに、母親はその行動に対するなんらかの配慮(対応行動)を図っていたと推察できる。なお、妊娠初期において低頻度群のほうが中頻度群よりも平均値が高くなっていたが、有意差は認められなかったため誤差範囲といえる。

第3は、赤ん坊と一緒に退院した直後よりも現在のほうが、長子の心配な行動が少なくなっている点である。各群における次子の現在の月齢と長子の反応数の減少を併記すると、高頻度群が約5か月 [質問項目2: 次子の月齢=5.9] で0.48 (2.55-2.07)、中頻度群が約8か月 [次子の月齢=8.14] で-0.01 (1.63-1.64)、低頻度群が約11か月 [次子の月齢=11.5] で0.79 (1.34-0.55) である。中頻度群のみほぼ同数とみなすことができるので、全体としては減少傾向にあるといえる。長子の心配な行動が多い群では5か月で約80%、少ない群では11か月で約40%減少する傾向にあった。今泉らは長子の心配な行動は6か月までに39%、1年までに50%、1年半までに80%が解消していたと報告して

図表6. 次子への反応、母親への反応、自身への反応

| 群/項目 | 次子への反応 | 母親への反応 | 自身へ反応 |
|-------------------|--------|----------|--------|
| 平均 | | | |
| 高頻度群 (N=56) | 0.60 | 4.98 | 0.95 |
| 中頻度群 (N=42) | 0.41 | 3.23 | 0.41 |
| 低頻度群 (N=29) | 0.21 | 1.86 | 0.41 |
| t検定 | | | |
| 高頻度群-中頻度群 (df=96) | 1.110 | 3.703*** | 2.268* |
| 中頻度群-低頻度群 (df=69) | 1.347 | 3.174** | 0.020 |
| 高頻度群-低頻度群 (df=83) | 2.200* | 5.395*** | 1.759 |

* $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$

いる。

③心配な行動の内容別反応

次子への反応

各群の平均を求めたところ、高頻度群で0.60、中頻度群で0.41、低頻度群で0.21となりいずれも低い値を示していた(図表6)。t検定をおこなったところ、高頻度群-中頻度群間では $t=1.110$ 、中頻度群-低頻度群間では $t=1.347$ となって有意差が生じなかったが、高頻度群-低頻度群間は $t=2.200$ ($df=69, p < .05$) で有意となった。全体として次子への反応は多くはなかったが、高頻度群は低頻度群の約3倍程度になっていた。次子への反応は次子へ直接影響を及ぼすものであることから、母親にとっては把握しやすい反応であると同時に注意すべき反応であるといえる。高頻度群が低頻度群に比べてこの反応が有意に高かったことが、母親の対応行動の増大につながったといえよう。

母親への反応

各群の平均は高頻度群で4.98、中頻度群で3.23、低頻度群で1.86となり、他の2つの反応(次子への反応と自身への反応)に比べて非常に高い値となった。t検定では高頻度群-中頻度群が $t=3.703$ ($df=96, p < .001$)、中頻度群-低頻度群間が $t=3.174$ ($df=83, p < .01$)、高頻度群-低頻度群間が $t=5.395$ ($df=69, p < .001$) となりすべての群間で有意差がみられた。すべての群で他の2つの反応より高くなったことは、育児をとおして長子との触れあいが長時間に及んでいることが大きな理由といえる。つまり、最も親しく身近で世話して愛着の対象となる母親に対する反応が、同胞間葛藤として最も多く出現することを意味している。保田(2004)は、<泣いて訴える>、<だだをこねる><

反発する>など、特に母親に向けられる攻撃的な反応は、第1子が寂しさを感じ、以前のように自分も母親に甘えたいという感情の表れであることを示唆している。今泉らは、出産で母親が入院中の時期には、よい子になりすぎると報告された子が63%もいたが、反対に、すぐ泣いたり癇癪を起こす子どもも58%に達していることから、この時期はアンビバレントな時期状況におかれているとした。深澤・岩立(2013)も長子は次子に肯定的に接するものの嫉妬心や危機感を抱いていると述べているように、母親に対する肯定的な感情と否定的な感情が錯綜した行動が出現するので、母親が長子の反応に注目しかつ多くの行動を認知しやすくなると考えられる。

自身への反応

次子への反応と同様に各群とも反応数の平均は高くなかったが、高頻度群と中頻度群間で有意差が生じた($t=2.268, df=96, p < .05$)。次子への反応や母親への反応は他者に向けられた外向きの反応であるのに対し、自身への反応は自分自身に向けられた内向きの反応である。基本的には習慣として身につけてしまった習癖と、これまでできていたことができなくなった退行が含まれている。天富(1983)は29項目について同胞間の葛藤反応の種類と反応頻度を調査したが、自身に向けられた反応はいずれも頻度が少ないほうに偏りがあった。たとえば、その中で最も頻度が高い選択肢15(おもむつがとれたのにまたおもらしをする)でも稀にあったを含めて出現頻度は24.9%で18位、次の選択肢21(指を吸うようになった)は20.7%で21位となった。このほかの選択肢の順位と出現頻度は、23位(17.2%)、24位(16.6%)、26位(11.2%)、27位(9.5%)、29位(7.1%)であった。

天富の研究では、第1に「赤ちゃんを可愛がる（頬づりや話しかけ）」、「赤ちゃんの世話をしたがる」、「身の回りのことは自分でするようになった」「ききわけがよくなった」といった次子に対する肯定的反応も葛藤反応としている。しかもこうした肯定的な反応は29項目中出現頻度の高い上位4項目となっていた（出現頻度はそれぞれ94.1%、87.6%、79.3%、73.3%）。このように肯定的な反応を多く含めた選択肢にしていたことから、肯定的な反応をいくつか選ぶことによって否定的な反応に対する抑制が薄れ、結果的に否定的な反応も若干選択するようになった。つまり子どもをよりいっそう理解しようとするれば、肯定的な面を十分に捉えたときには否定的な面も認知しやすくなるといえる。これに対して本研究では否定的な反応を中心とした選択肢になっていたため、否定的な反応のみを選ぶことに認知的な抑制がはたらき、該当する項目を多く見いだせなかったと考えられる。第2は、天富は自宅に郵送し記述した後で返送してもらう方法にした。したがって記述対象の母親は丁寧に読んで長子の行動を振り返る余裕があったことから、さまざまな徴候を拾い上げて記述することができたといえよう。しかし本研究の場合は健診を受けたときに時間を割いて記述することになっていたため、選択肢を十分に検討する時間がなかったり、長子の行動を時間をかけて丁寧に見直す余裕がなかったりして、徴候を十分に精査することができなかったのかもしれない。第3は、天富は5段階で評価するようにしていたため、母親が稀にしか出現しないと回答した場合でも「出現」したものと判断される。したがってわずかな徴候でも計算対象になることから結果的に出現頻度が高くなる。本研究の場合は多数の選択肢（その他を含めれば23の選択肢）の中から選ぶ方法にしていたため、頻度の多い選択肢を中心に選ぶ方法にしていたため、わずかな徴候しか見当たらない選択肢は無視されてしまいやすい。本研究で自身への反応（および次子への反応、母親への反応も含めた反応全般）の出現頻度が、天富の調査に比べてかなり低くなったが、以上の理由から本研究における長子の心配な行動が必ずしも少ないとはいえない。いずれにしろ（母親によって認知された）長子の自身に向けられた反応は、次子や母親に向けられた反応より出現しにくい傾向にあることを意味している。

おわりに

本研究は、次子出生による長子の同胞葛藤に対応した母親の行動について、配慮した行動の多寡によって高頻度群、中頻度群、低頻度群の3群を構成し、母親の配慮した時期、心配な行動の出現時期、心配な行動の内容別反応について各群を比較したものである。この結果、高頻度群の母親が妊娠初期から次子が生後6か月になるまで、他の群よりも母親の対応行動が一貫して多かったことが示された。中頻度群は退院後からある程度増えるが、低頻度群は一時期（退院直後）を除いて対応行動が多くはなかった。一部の例外があるものの長子の心配な行動に関する全体的な傾向としては、退院直後までは時間が経過するほど増加していること、全期をとって長子の心配な行動が高頻度群、中頻度群、低頻度群の順で少なくなっていること、赤ん坊と一緒に退院した直後よりも現在（次子が誕生後6か月～1年）のほうが、長子の心配な行動が少なくなっていることである。次子への反応については、高頻度群が低頻度群に比べて有意に多かったことが母親の対応行動の増大につながったものと推測される。母親への反応は他の2つの反応に比べて非常に高い値となった。アンビバレントな時期状況におかれていることから、長子にとって母親に対する肯定的な感情と否定的な感情が錯綜した行動が出現しやすくなる。このことが母親に長子の反応に注目させることになり、微妙な行動も含めて長子の変化として認知しやすくなった。母親によって認知された長子の自身に対する同胞葛藤は、長子や母親に対する反応よりも少ないことを示唆している。

本研究では長子や次子の性別、家族構成、葛藤の内容や種類、父親とのかかわりなどについては分析していなかった。天富（1984）は、父親が長子の心情を思い遣り話し相手や遊び相手となったり入浴や世話をし長子の育児にかかわると、長子の焦躁・易怒の反応は高まると述べている。今後は、子どもの性別や家族構成も含めて父親の育児参加の程度や他の家族との交流の頻度などを分析して、長子の同胞葛藤に対する母親の行動を多方面から捉えていく必要がある。

最後に、資料を提供していただいた東北文教大学人間科学部教授今泉岳雄氏に感謝いたします。

資 料

本研究で分析対象とした質問内容〔今泉ら（1996）によるアンケートから約半数の質問項目を抽出したも

のである。また、レイアウト、記述欄、項目番号、一部の選択肢は変更してある]

下のお子さんが生まれたときに、上の子さんがどのような反応をしたかについてお尋ねします。以下の質問についてお答えください。

1. 第1子の現在の年齢 () 歳 () ヶ月
2. 第2子の現在の年齢 () 歳 () ヶ月
3. 第1子と第2子の年齢差 () 歳 () ヶ月
4. 第1子を生んだ時の母親の年齢 () 歳
5. 下の子の妊娠、出産に関して上の子の行動に心配になるような変化がありましたか？
(1)はい (2)いいえ
6. 心配になるような行動が出現したとしたら、それはいつ頃からですか？
(1)妊娠を知らせた時から
(2)つわりがひどくなってから
(3)おなかが大きくなってから
(4)出産で入院してから
(5)下のお子さんと退院してから
(6)その他 ()
7. それはどのような行動ですか？ 各時期について、該当答する番号を下から選んで下さい。複数でもけっこうです。
(1)妊娠初期 ()
(2)つわりがひどい頃 ()
(3)おなかが大きくなった頃 ()
(4)出産で入院中 ()
(5)赤ん坊と退院した後 ()
(6)現在 ()

①赤ちゃんが生まれるのを嫌がる
②赤ちゃんをいじめる
③お母さんが赤ちゃんの世話するのを邪魔をする
④赤ちゃんの真似をする
⑤お母さんにべったりになる
⑥お母さん以外の人になつくようになる
⑦ぬいぐるみやタオルを離さなくなる
⑧指しゃぶりをするようになる
⑨すぐ泣いたり、かんしゃくを起こす
⑩よい子になりすぎる
⑪できていたことができなくなったり、できることをやってもらいたがる
⑫反抗的になる

- ⑬夜泣きをするようになる
- ⑭寝付きが悪くなる
- ⑮おねしょをするようになる
- ⑯食べなくなる
- ⑰過食になる
- ⑱どもるようになる
- ⑲チック（目をパチパチしたり、鼻をひくひくさせる）が出現する
- ⑳爪かみをする
- ㉑髪の毛を抜くようになる
- ㉒頭を打つ
- ㉓その他 ()

8. 心配な行動が出現した時にどのような対応しましたか？ 該当する番号をかつこにお書き下さい。複数でもけっこうです。
(1)妊娠初期 ()
(2)つわりがひどい頃 ()
(3)おなかが大きくなった頃 ()
(4)出産で入院中 ()
(5)赤ん坊と退院した後 ()
(6)現在 ()

①話して聞かせた
②赤ん坊の出産が楽しみになるよう絵本などを見せた
③叱った
④下の子と同じ対応してあげた
⑤上の子の世話を優先した
⑥上の子の赤ん坊時代の写真やビデオを見せかわいがられていたことを示した
⑦外へよく出るするようにした
⑧友達と遊ぶ機会を多くつくった
⑨他の家族に協力してもらった
⑩赤ん坊の世話に参加させた
⑪上の子とよく遊んだ
⑫その他 ()

参考文献

- 天富美彌子 1983 同胞葛藤に関する研究－次子出生に対する長子の反応と同胞関係－, 大阪教育大学紀要第Ⅱ部門, 31, 2・3, 175-187.
- 天富美彌子 1984 同胞葛藤に関する研究－次子出生による長子の反応と親の養育態度との関連－, 大阪

- 教育大学紀要第Ⅱ部門, 32, 2・3, 145-157.
- 保田ひとみ 2004 第2子誕生後1か月時における母親のとらえた第1子の反応, 日本助産学会誌, 18, 2, 9-20.
- 保田ひとみ 2011 第2子誕生後1か月時における母親のとらえた第1子の反応に対する母親の対応, 秋田大学保健学専攻紀要, 19, 1, 57-65.
- 深澤怜紗・岩立京子 2013 次子出生における長子の変化としての葛藤反応-長子や次子の性別・年齢差・気質との関連から-, 東京学芸大学紀要総合教育科学系 I, 64, 85-94.
- 今泉岳雄・畑山伊佐枝・白川公子・戸田友子・園部友良 1996 次子出産時の長子の反応について, 第43回日本小児保健学会講演集, 86-87.

保育専攻学生における植物名認知度向上の学習法に関する研究

Study on Rising the Level of Knowledge about Plant Names among Students of Early Childhood Care and Education

杉 浦 広 幸
Hiroyuki Sugiura

目 次

はじめに

1. 調査対象および方法

2. 結 果

3. 考 察

おわりに

はじめに

幼稚園・保育所では園庭に庭木があり、草花や野菜を育てている(秋田ら、2009)。幼稚園・保育所の園庭における植物は、保育者が意図的に保育に取り入れたり、栽培してあったりする(福元ら、2007)。また、子どもが幼稚園・保育所の敷地外で散歩などの園外活動を行う場合、途中にある樹木や花などを図鑑などで調べておくと、声掛けで子どもの興味関心を喚起でき、さらなる発展・展開へとつなげることができる(秋田ら、2009)。幼稚園教育要領では、内容の5領域の中に「環境」があり、保育者養成教育の課程で「保育内容指導法(環境)」の授業が実施され、その参考図書の多くで植物の利用が紹介されている(青木、2006；有賀、2008；玉井、2001；田尻・無藤、2006)。幼稚園教育要領における環境のねらいとして「身近な環境に親しみ自然と触れ合う中で様々な事象に興味関心を持つ」「身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする」が記されている(文部科学省、2008)。子どもが「この花は何というの」と保育者に質問した際に、適切な回答ができ、すぐの調査・検索ができれば、子どもに自然への興味関心を持つたせることができるだろう。

実際に、幼稚園・保育所の約80%が保育者養成校に対し、自然環境や生物の学習を期待している(前迫、2006)。しかし、保育者養成校では、自然・環境系の授業が十分に実施されているとは言い難く、植物や農作物に関する教育も活発とは言い難い(井上、2007；杉浦、2009)。また、大学生は身の回りの植物に対する関心が低い、との報告がある(久居、1983)。

保育専攻の学生において植物の知識、特に身の回りの植物名を覚えさせる方法として、授業でとりあげ、試験に出題することが考えられる。また、覚えるのが難しい学生には、繰り返しの学習や、スケッチにより描いて覚えさせることも考えられる。さらに、スケッチの対象として、誤った見本をネットで選択しないよう、学生に注意させる必要もあるであろう。

そこで、本研究では保育専攻の学生に植物名の認知度を向上させるため、「保育内容指導法(環境)」の授業において学習法の問題点について検討した。

1. 調査対象および方法

1) 学生の遊びの趣向と植物名認知度の関係

調査対象は、福島学院大学保育科の演習授業「保育内容指導法(環境)」の受講生244名(男子25名、女子

表1 保育専攻学生における植物名認知度調査

| 調査項目 調査(回) | 調査対象 (名) | 知っている (%) | 名前は知っているがどの様な植物か知らない(%) | 知らない (%) | 獲得点 z (点/人) |
|---------------|-------------|--------------|-------------------------|-------------|----------------|
| 1回目 | 112 | 31.9 | 40.6 | 27.5 | 24.9 |
| 2回目 | 132 | 27.6 | 25.7 | 46.7 | 19.4 |

z 知っている：2点、名前は知っているがどの様な植物か知らない：1点、知らない：0点

219名)とした。調査方法は、1回目調査を2010年7月6日および9日(前期112名)、2回目調査を12月1日および2日(後期132名)に、無記名(性別記入)の質問紙を配布した。質問紙は、植物名認知調査として、片面に24種(アザレア、インパチェンス、オジギソウ、ガマ、カリン、クズ、サフラン、セージ、ツタ、トチ、ツバキ、トレニア、ニチニチソウ、ネジバナ、ネム、ノウゼンカズラ、マツバボタン、マリーゴールド、ヒメジョオン、ペゴニア、ペチュニア、ユキノシタ、ランタナ、ローズマリー)の植物名を掲載し、知っているものを2点、名前は聞いたことがあるがどんな植物か知らないものを1点、全く知らないものを0点とし、その割合と合計点を算出した。もう片面に、表2に示す自然・植物に触れることや、どのような遊びが好きか等の、趣向に関する9項目の設問を記し、その程度を点数化し(とても好き5点、好き2点、普通3点、嫌い2点、とても嫌い1点)、平均点を算出した。

2) 植物名認知差についての学生の考察

調査対象は、1の調査対象学生の中の後期受講生143名とした。2010年12月5~7日に、学生を4~6名のグループに分けて、植物名の認知度に差が生じる理由を考察させ、その理由について各自レポートに記述させた(複数回答)。植物名認知調査で、中間より高得点(23点以上、72名)と低得点(22点以下、71名)に分け、認知度の違いに関する理由が異なるかを検討した。

3) スケッチによる認知度向上

調査対象は、1の受講生の中の130名(4クラス:43名、20名、51名、16名)に、2011年1月18~20日に10種(マリーゴールド、インパチェンス、ナスタチウム、ペゴニア、ヨモギ、カタバミ、ハコベ、ナズナ、ユキノシタ、ハボタン)の植物名テストを、7日前に出題を予告した上で実施した。対象4クラスの中、先の2クラス(43名、20名)の学生には、植物名テスト実施7日前に出題対象の植物を鉢植えにして学生に見せて

名前を教えた(学習用に写真の撮影は了解)。一方、残り2クラス(51名と16名)には、鉢植えの植物をスケッチさせて提出させた(学習用に写真の撮影は了解)。

4) マツバボタンの名前テスト誤解答者におけるスケッチ対象違いの発生調査

福島学院大学保育科の学生87名(2回のテストの中1回でも欠席した学生は除外)に、2014年7月1日(1回目)と7月22日(2回目)に、植物(花)名テストを実施した。出題対象の植物は、全てキャンパス内に植栽、かつ出題当時開花しているものとし、1週間前に画像を見せて(学習のための複写も了解した)出題を予告し、同じ画像をスクリーンに映しながら解答用紙に記入させた。なお1回目テストの1週間前には、教室で画像を見る前に、キャンパス内を散策して植栽されている実際の植物を見せた。植物名テストにおいて、1回目のテスト(出題10問中5問を調査対象;ペゴニア、インパチェンス、ペチュニア、メランポジウム、マツバボタン)中の5問について、3週間後に再度実施し、正答率を調査した。

解答を間違えた学生に、その植物のスケッチを提出した場合、得点を与えることにした(強制でない)。特に誤解答が多かったマツバボタンについて、キャンパス内に栽培している花卉が針状で赤紫色の最も標準的品種のスケッチしか得点を認めないとの前提をし、提出を求めた。提出されたマツバボタンのスケッチの中、警告をしたにもかかわらずキャンパスに植栽されていない品種改良が進んだ花卉の幅が広い品種のスケッチを提出した学生の数を記録した。

2. 結 果

1) 学生の遊びの趣向と植物名認知度の関係

植物名の認知度調査1回目の平均は24.9点で、その中「知っている」が31.9%であった(表1)。学生の中、30点以上の高得点者が24名、19点以下の低得点者も24名であったため、両者で遊びの趣向を比較することにした。

表2 保育専攻学生の植物名認知度調査の得点別の趣向調査

A. 1回目調査

| 調査項目 | 植物名認知度調査の得点別の回答数 z | | 全体平均 (n=110-112) |
|-----------------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| | 30点以上 (n=23-24) | 19点以下 (n=24) | |
| (5～1の平均) | | | |
| 地元の自然や緑（植物） | 4.2 | * | 3.8 |
| 子どもの頃屋外で遊ぶこと | 4.1 | | 4.2 |
| 子どもの頃自然や緑（植物）に触れること | 4.3 | | 4.1 |
| 現在自然や緑（植物）に触れること | 4.0 | * | 3.7 |
| 現在屋外で活動すること | 4.2 | * | 4.0 |
| 将来自分の子どもを自然の中で遊ばせること | 4.7 | | 3.7 |
| 子どもの頃のゲーム機遊び | 2.4 | | 2.5 |
| 現在のゲーム機遊び（携帯でのゲームを含む） | 2.3 | | 2.0 |
| ヒールの高い靴での外出 | 2.3 | | 3.0 |

B. 2回目調査

| 調査項目 | 植物名認知度調査の得点別の回答数 z | | 全体平均 (n=130-132) |
|-----------------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| | 28点以上 (n=24) | 13点以下 (n=23) | |
| (5～1の平均) | | | |
| 地元の自然や緑（植物） | 4.2 | * | 3.9 |
| 子どもの頃屋外で遊ぶこと | 4.3 | | 4.3 |
| 子どもの頃自然や緑（植物）に触れること | 4.6 | * | 4.3 |
| 現在自然や緑（植物）に触れること | 4.8 | * | 3.8 |
| 現在屋外で活動すること | 4.0 | | 4.1 |
| 将来自分の子どもを自然の中で遊ばせること | 4.8 | | 4.7 |
| 子どもの頃のゲーム機遊び | 2.5 | | 2.7 |
| 現在のゲーム機遊び（携帯でのゲームを含む） | 2.5 | | 1.9 |
| ヒールの高い靴での外出 | 1.8 | | 3.0 |

z とても好き（多い）：5点、好き（多い）：4点、普通：3点、嫌い（少ない）：2点、とても嫌い（少ない）：1点

*両データ間に5%レベルで有意差有り（t検定）

植物名認知度調査2回目の結果は、平均が19.4点であり、その中「知っている」が27.6%であった。学生の中、28点以上の高得点者が24名で、19点以下の低得点の者が23名であったため、両方で遊びの趣向を比較することにした。

高得点者と低得点者で遊びの趣向を比較したところ、1回目調査の高得点者は「地元の自然や緑（植物）」「現在自然や緑（植物）に接すること」および「そもそも屋外で活動すること」において「とても好き」および「好」きが、低得点者より多かった（表2）。また、2回目調査では「子どもの頃自然や緑（植物）に接する

こと」および「現在自然や緑（植物）に接すること」が「とても好き」および「好」きが、低得点者より多かった。そして「将来自分が子どもを持ったら自然や緑（植物）の中で多く遊ばせたい」「幼児期にTVゲーム機で多く遊んだ」「現在TVゲーム機（携帯電話を含む）で多く遊んでいる」の好き嫌いでは、有意な差は見られなかった。

2) 植物名認知差についての学生の考察

植物名認知度調査で高得点であった理由について、学生に考察させた。その結果1回目植物名認知度調査

表3 学生らが考えた植物名認知度が高かった学生の理由（複数回答）

| 学生が考えた理由 (合計人数, 無回答含む) | 植物名認知度調査の得点 | | 合計 (n=143) |
|---------------------------|----------------|----------------|---------------|
| | 23点以上 (72名) | 22点以下 (71名) | |
| 家族など周囲の人の影響 | 46 | 43 | 89 |
| 家や学校が緑が多い場所に立地 | 34 | 22 | 56 |
| 自分自身の興味 | 25 | 29 | 54 |
| 学校、予知園・保育所の影響 | 16 | 10 | 26 |
| 農家等で植物に触れる機会が多い | 2 | 0 | 2 |
| 本（読書）の影響 | 2 | 0 | 2 |
| その他（1件のもの） | 5 | 2 | 7 |
| 不明・無回答 | 1 | 6 | 7 |

植物名認知調査の平均：22.4点（48点満点）

表4 植物名テストの出題対象のスケッチによる学習効果（10点満点）

| 実施クラス | スケッチ | 練習テストの得点 | テストの得点（人数） | 上昇した得点 |
|-------|------|----------|------------|--------|
| 1 | 実施せず | 1.7 | 7.2 (43) | 5.5 |
| 2 | 実施せず | 1.3 | 7.3 (20) | 6.0 |
| 3 | 実施 | 1.1 | 7.5 (51) | 6.4 |
| 4 | 実施 | 1.8 | 7.5 (16) | 5.7 |
| 全体平均 | | 1.4 | 7.4 (130) | 6.0 |

練習テスト受験者数141名（テスト時欠席者11名）

後の回答では「家族など周囲の人が好きだったので影響を受けた」が最も多く89名で、次に「家や学校に緑（植物）が多かったから」が56名、「自分自身がたまたま興味を持っていた」が54名、そして「通っていた学校、幼稚園・保育所がその機会を重視」が26名であった（表3）。多かった解答の中、「家や学校に緑（植物）が多かったから」と「通っていた学校、幼稚園・保育所がその機会を重視」の回答は、高得点者数が低得点者数の1.5倍以上多かった。

3) スケッチによる認知度向上

いずれのクラスの学生も、1週間前に練習でテストを実施の際は10点満点で1.1～1.8点の低さであった（表4）。テストとして1週間後に実施した際は、7.2～7.5点へ大幅に得点が向上した。スケッチを1週間前に実施したクラスの学生と、しなかったクラスの学生と比較しても、植物名テストの得点に大きな差は見られなかった。

4) マツバボタンの名前テスト誤解答者におけるスケッチ対象違いの発生調査

問題と答えを予告していたにも関わらず、1回目のテストにおける学生の平均の正答率66.8%で、マツバボタンについては42.5%と平均の正答率より低かった（表5）。2回目のテストにおける学生の平均の正答率83.1%で、マツバボタンについては74.4%で平均の正答率より低かった。

誤解答者の中、マツバボタンのスケッチを提出した学生18名中、適切なスケッチを提出したものは27.8%（5名）であった。加点のためのスケッチについては、キャンパス内に植栽されている花卉が管状の針のように細い赤紫色の最も標準的な品種（図1a）に限るよう警告していた。しかし、マツバボタンのスケッチを提出した学生の72.2%が、キャンパス内に存在しない品種改良された花卉の幅が広い品種の画像のスケッチを提出していた。

表5 出題を予告した上で実施した植物名テスト全体の正答率、マツバボタンの正答率および誤解答者によるスケッチの正答率 (2014)

| | テスト1回目 (%) | テスト2回目 (%) | スケッチ提出者における正解率 (%) |
|-----------|---------------|---------------|-----------------------|
| テスト全体の正答率 | 66.8 | 83.1 | 80.8 |
| マツバボタン正答率 | 42.5 | 74.4 | 27.8 |

調査学生数：テスト受験者87名、マツバボタンのスケッチ提出者18名

3. 考 察

本研究で保育科性に、24種の植物名の認知度調査を実施したところ「知っている」とした学生は、1回目で31.9%、2回目で27.6%であった(表1)。佐藤(2009)は、神奈川県内の短期大学の保育専攻の学生に対し、同様の調査を実施したところ「(よく)知っている」とした学生は27.4%であったと報告しており、本研究の2回目の調査結果にほぼ一致している。そのため、本研究で調査対象とした学校や地域の学生における植物名の認知度が、特別低いというわけではないと思われる。

保育専攻の学生において、植物名の認知度を向上させるため、認知度の高低と自然等への趣向の関係についての調査を実施した。その結果、過去の遊ぶ環境に関することよりも、今現在自然(植物)との触れ合いが好きな学生が高得点である傾向が見られた。一方、TVゲーム機との関係や、普段履く靴との関係については、明確にできなかった(表2)。

学生に、植物名の認知度が高い人の理由を考えさせたところ、周囲の人的環境の影響が強いとする回答が多かった。佐藤(2010)は、保護者の植物に対する知識は、子どもの遊び体験に大きく影響するとしている。そのため、人的環境、特に家族の植物に対する興味は、学生の植物名認知度に大きく影響すると思われる。また、植物名認知度調査で高得点を取った学生と低得点の学生に分けて考えさせたところ、前者は学校や幼稚園・保育所の影響が強いとの回答が多かった(表3)。家族による植物に対する興味の不足を補う存在として、学校や幼稚園・保育所がもたらす影響は少なくないであろう。

植物名の認知度の高い学生が、学校や幼稚園・保育所の影響で植物名を多く覚えるようになったと認識しているとするなら、その責任は重大と思われる。幼稚園教育要領では、自然との触れ合いや興味関心の重要性が述べられ、環境から学んだことを生活に取り入れ

させることにも触れている(文部科学省、2008)。佐藤(2009)は、植物の知識獲得に関し、学生自身の基本的体験の蓄積が重要であろうと述べている。また、布施谷ら(2002)は、植物知識を生活に取り入れるべく伝統行事や民間薬が、植物の知識を受け継ぐ役割を果たしていると述べている。そのため、保育者自身が自然と触れ合うことに興味が低ければ、その触れ合いを子どもに持たせる機会が減少してしまうと予想されるため、保育者養成教育において自然や植物との触れ合いの重要性を保育専攻の学生に認識させる必要があるのではないだろうか。

植物をスケッチさせることにより、学生の植物名認知度が大きく向上すると期待したが、そうはならなかった(表4)。そして、植物名テストで間違えたものについて、スケッチを提出させれば得点を与えるとしたところ、特定の花に関し誤ったスケッチを提出する学生が多かった。その理由について検討したところ、スマートフォン(タブレット式携帯端末)で検索した際に最初に出てくる画像が、テストで出題したものと大きく異なる場合に誤ったスケッチが多かった。特にマツバボタンは、スマートフォンで検索して見られる画像の多くが、幅が広い花卉の品種であった(図1b)。提出されたスケッチの採点で、幅が広い花卉のスケッチを提出した学生に返却する際“スマートフォンの画像で描くと言ったはず”と朱書きして加点しなかったところ、学生からの反論は無かった。そのため、学生の多くが幅が広い花卉の品種を描いた理由は、キャンパス内の庭園散歩で見せた現物を無視し、スマートフォンでネット検索した画像を描いたためと推察される。スマートフォンは便利であり、覚えていなくてもいつでも必要な画像が検索できるため、学生の“覚える”という意欲が低下しているのかもしれない。

自然環境で見せた実際の花よりスマートフォンの画像を優先する学生の傾向は、幼稚園教育要領における“環境”のねらいである「身近な環境に親しみ自然と



A. 正解とした福島学院大学やその周囲に植栽されている標準的な品種

B. スマートフォンでの“マツバボタン”の検索(Google)で最初に現れた画像(無得点と警告をしていた画像)

図1 植物名テストで誤解答をした場合にスケッチ提出で加点するとした際に最もスケッチ対象の間違いが多かった花“マツバボタン”

触れ合う中で様々な事象に興味関心を持つ」という観点に反している(文部科学省, 2008)。長時間にわたり児童・生徒がスマートフォンを扱っていると、学習効果が下がり、成績が低下するとも言われる(河北新報, 2013; 中日新聞, 2014)。そのため、学生におけるスマートフォンへの依存は、保育者養成教育において弊害が大きいと言わざるを得ないであろう。

結 論

保育専攻の学生に植物名認知度を向上させるため、影響する事項について調査したところ、家族と言った周囲の人的環境や、通う学校や幼稚園・保育者の影響が大きいと予想され、スケッチによる認知度向上の学習活動には、普及したスマートフォンへの依存が悪影響を及ぼしていると推察された。

摘 要

保育専攻の学生において、植物名認知度向上のため、遊びの趣向や周囲の環境との関係を質問紙にて調査した。その結果、現在自然や緑(植物)に接することが好きな学生の得点が高かった。植物名認知度に及ぼすTVゲーム機の影響は、確認できなかった。植物名テストの得点は、1週間前にスケッチを実施しても、向上は見られなかった。スマートフォンの普及は、学生の植物名認知度向上に悪影響を及ぼしていた。植物名認知度向上には、保育者養成校での学習が重要であった。

謝 辞

本研究の遂行にあたり、東京家政大学の佐藤英文博士より貴重なご助言と資料の提供を頂いた。ここに記して感謝の意を表す。

参考文献

- 秋田喜代美、榊田時枝、安見克夫、保育内容「環境」第2班、みらい、岐阜、2009、p64-72
- 青木久子、環境を生かした保育「春」、チャイルド本社、東京、2006、p16-41
- 有賀克明、いつでもどこでも環境保育—自然・人・未来へつなぐ保育実践—、フレール館、東京、2008、p50-101
- 福元真由美、砂上史子、山田有紀子、亀井 彩、中野圭祐、野口隆子、事例で選ぶ保育内容 環境、シナノ、東京、2007、p63-66
- 布施谷節子、小菅充子、中島明子、名取史織、三善勝代、三世代にわたる生活文化の伝承と将来への展望(III)—男子学生と女子学生の比較—、和洋女子大学紀要(家政)、2002、p42:109-124.
- 井上美智子、保育者養成系短期大学における環境教育の実施実体、2006、環境教育、p17:1-12
- 佐藤英文、短大保育科生の植物知識に関する調査、2008、鶴見大学紀要、45:33-41.
- 佐藤英文、幼稚園児保護者の植物知識に関する調査、2009、鶴見大学紀要、46:69-76.
- 杉浦広幸、保育者養成教育での園芸・農業の授業への学生の取り組みと評価、2009、園芸学研究、p8:243-247

- 玉井美智子、子どもから学ぶ保育活動「環境」、学事堂出版、東京、2001、p. 45-45
- 田尻由美子、無藤 隆、子どもと環境—基本と実践事例一、同文書院、東京、2006、p. 54-85
- 文部科学省、第2章 ねらいと内容、幼稚園教育要領、2008、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/nerai.htm
- 河北新報、長時間スマホ、学力に悪影響 仙台市教委と東北大、中学生調査、河北新報平成25年12月19日版、2003、http://www.kahoku.co.jp/toho-kunews/201312/20131219_15010.html
- 中日新聞、長時間スマホは成績低下、中日新聞平成26年8月26日版、2014、p. 1

Abstract

This study investigated by questionnaires the relationship between the level of knowledge about plant names and personal interests among students of early childhood care and education. Learning methods for increasing their knowledge level were also examined by tests. The students who like nature and green plants second high on the plant name test. No difference in knowledge that was found between students who indulged in playing video games and those who did not. No difference was found in the results of students when they practiced sketching plants before a week. The spread of smartphones adversely affected learning for plant name ability improvement. It is important for the students for the institutions that conduct courses in early childhood care and education to teach their students about plant names because students may not memory plant names by themselves.

大学における教養体育の実技種目設定に関する研究 ～F大学2008～2013年度の体育実技種目選択調査結果から～

Study on an improvement of the educational contents in college physical education.
～From the result of the item choice investigation into physical education carried out in 2008～2013
for College F students～

島田 貴広
Takahiro Shimada

目次

1. 研究の目的
2. 研究方法
3. 集計結果と考察
 - (1)調査対象者の属性に関する集計結果
 - (2)男女別で特徴的な選択傾向が見られる種目
 - (3)運動経験の有無で特徴的な選択傾向が見られる種目
 - (4)種目の属性による希望者数の傾向
 - ①屋内種目と屋外種目の選択傾向
 - ②個人種目、団体種目と複数種目の選択傾向
 - ③学内種目と学外種目、経費の有無による選択傾向
 - ④開講形式（通年または、集中）別の選択傾向
4. まとめ

【1. 研究の目的】

教養教育課程として設置されている健康やスポーツ関連の実技種目においては、複数の種目が設定され、その中から学生が選択する形式を採るのが一般的になっている。

それは、学生たちの年代になると、運動経験や体力の個人差が大きくなり、それぞれの学生の体力や志向に応じた内容にすることが、スポーツ・運動を効果的に学習する上で望ましいからである。また、自ら運動種目を選択することで、活動意欲や達成動機を高めることができるなどの教育的効果が期待できる。

しかし一方で、学生の多様なニーズに対応するために種目を多数設置することは、教員の配置や、施設設備、教具などの経費も生じ、不経済であることは否定できない。

一人の教員が担当する種目を無理に増やすことは授業の質を下げることになるし、種目を減らせば、学生のニーズに応えることが難しくなる。また、学外施設や指導員を活用した授業においては、学生に対する実習費負担や移動の利便性などが種目の選択におけるハードルになっている。

このように種目選択制を維持するには、教育運営における様々な課題を抱えることになるが、特に問題になるのは学生のニーズと設置された種目のミスマッチが生じた場合である。希望者が少なくて開講できなくなった場合には、講師の委嘱を取り下げなければならないし、少人数で開講すれば不経済な状況が生じるばかりでなく、クラスサイズとして不適切な状況も出てくる。

したがって運営に当たっては、学生の種目選択傾向

をできる限り正確に把握し、予測した上でニーズに合ったものを設置し、準備を整えることが重要である。

現在までの種目設置の改廃は、スポーツ種目の流行や、学校体育に設置されている主要種目あるいは他大学の設置種目を参考にするなど、周囲の状況や担当者の経験とカンに頼るところが大きく、何を拠り所とするかは曖昧であった。

一方、地方私学であるF大学においては、少子化だけでなく、東日本大震災及び原発事故の影響もあり、入学者数の減少という問題は避けて通れず、体育実技においても開講コマ数の削減や教員配置の効率化をせざるを得ない情勢となっている。したがって、希望者の少ない種目は極力選択肢から外し、確実に開講できる種目を残した上で、最小限の教員配置をする必要が生じている。

また、2014年度からは大幅に設置種目を削減する計画であったため、多くの選択肢の中から学生に対して調査を行うのは、2013年度が最後となった。

そこで、この機会に、筆者が体育主任に着任して調査データを蓄積し始めた2008年度から現在に至るまで、6年間のデータを整理し、今後の教養体育運営のための資料として残すこととした。本研究においては、大学および短期大学学生の体育授業履修時におけるスポーツ・運動の選択傾向と年次変化について分析し、その特徴をとらえることで、学生のニーズに応え、且つ教養体育実技の教育運営上適切な種目の設置及び履修調整を行うための資料収集を目的とした。

【2. 研究方法】

<調査対象>

F大学（注1）入学予定者のうち調査対象者（注2）
2,182名（6年間）

<調査期間>

体育実技が全学1年次生必修となった2008年度～2013年度（それ以前は、短期大学部で卒業必修、学部は選択）

<調査方法>

入学予定者（注2）に入学する前の1月下旬から3月初旬にかけて、体育実技種目のシラバスと履修説明資料を送付。種目の選択希望および運動経験等を返信用のハガキによって回収した。
なお、ハガキによる回答項目は以下の通り。

- ①希望種目（第一希望～第三希望）
- ②運動経験（中学校・高等学校在学時）競技成績等含む。

注1）：F大学の設置学部学科構成

福祉学部 福祉心理学科（4年制）
短期大学部 保育科第一部 食物栄養科 情報ビジネス科（2年制）保育科第二部（夜間部3年制）

なお、保育科第二部の体育実技は種目選択制を採用していないため、本調査の対象外。大学院及び専攻科においても体育実技は履修対象外。

注2）：入学予定者の履修希望と各種目の定員および教員の担当コマ数を調整し、開講する種目を決定する。なお、3月末に入学が決定した者やハガキの未提出者については電話による聞き取りで希望を取るが、既に開講種目が決定した後の聞き取りであるため、今回の調査対象からは除外している。

したがって、本調査の対象者数と入学者数、各種目の希望者数と実際の履修者数はそれぞれ一致するものではない。したがって以下、調査対象者とする。

<分析方法>

各種目の選択傾向を把握するため、調査対象者および設置種目の属性を下記の通り設定し、属性間の関連を検討した。設置種目と種目の属性を表1に示した。

- ・調査対象者の属性
 - ①性別 ②運動経験（運動部活動等）
- ・設置種目の属性
 - ①開講環境（屋外 or 屋内）、②種目特性（個人競技 or 団体競技 or 複数種目）、③開講環境（学外 or 学内）および実習経費（有無）、④開講形式（通年 or 集中）

【3. 集計結果と考察】

(1)調査対象者の属性に関する集計結果

分析に先立って、調査対象者の特徴を把握するため、その属性について年次変化を集計した。（図1）

男女比については、6年間の平均で男子20%：女子80%、調査対象者数の変動幅が200名近くあるにもかかわらず、男女比の変動幅は±3%の範囲内で安定して

表1. F大学における体育実技設置状況

| | 種目 | 開講時期 | 開講場所 | | 経費概算(円) |
|----|-----------------------|------|------|--------------|---------|
| | | | | | |
| 1 | エアロビックダンス | 通年 | 学内 | スタジオ | なし |
| 2 | ゲートボール&バードゴルフ(～2010)※ | | | グラウンド | なし |
| 3 | 健康マラソン(～2010)※ | | | グラウンド他 | なし |
| 4 | サッカー | | | グラウンド | なし |
| 5 | ソフトボール | | | グラウンド | なし |
| 6 | 卓球 | | | 体育館 | なし |
| 7 | テニス | | | テニスコート | なし |
| 8 | バスケットボール | | | 体育館 | なし |
| 9 | バドミントン | | | 体育館 | なし |
| 10 | バレーボール | | | 体育館 | なし |
| 11 | ヒップホップ&ジャズダンス | | | スタジオ | なし |
| 12 | ボールルームダンス(2011～)※ | | | スタジオ | なし |
| 13 | ボディ・コンディショニング(2011～)※ | | | スタジオ | なし |
| 14 | レクリエーションスポーツ | | | グラウンド | なし |
| 15 | 合気道 | | 学外 | 市内道場 | 23,000 |
| 16 | ゴルフ | | | 市内練習場 | 18,000 |
| 17 | スイミング・アクアエクササイズ | | | 市内スポーツクラブ | 23,000 |
| 18 | フィットネス(2013～)※ | | | 市内スポーツクラブ | 23,000 |
| 19 | ボウリング | | | 市内ボウリング場 | 22,000 |
| 20 | キャンピング | | | 県外キャンプ場 | 50,000 |
| 21 | 乗馬(2011年度～)※ | | | 市内乗馬センター他 | 15,000 |
| 22 | スイスアルプストレッキング | | | 海外リゾート | 43万 |
| 23 | スキー | | | 県外スキー場 | 46,000 |
| 24 | スノーボード | | | 県外スキー場 | 46,000 |
| 25 | スポーツサイクリング | | | 県内サイクリングロード他 | 28,000 |
| 26 | トレッキング | | | 県内山岳地域 | 30,000 |
| 27 | パラグライダー | | | 県外スキー場 | 50,000 |
| 28 | マリンスポーツ | | | 海外リゾート | 22万 |

※調査期間中に廃止となったものや新たに設置されたものを含む。

推移している。したがって、男女それぞれの種目選択傾向が把握できれば、学生数から開講する種目の数はもちろん、どのような種目を開講すべきかが推定できると言える。

一方、調査対象者に対する運動経験者の割合を図2にまとめたが、6年間の平均値は74%に対して変動幅は±2%で、安定して推移しているといえる。

運動経験者あるいは体力のある者及び、運動習慣のない学生が好んで選択する種目の傾向を把握することは、種目設置における示唆を得ることになる。

各学科の入学者数と学科間の学生数の比率は年度によって異なっているにも関わらず、男女比や運動部活動経験者の割合は、ほぼ一定していることから、専攻分野による選択傾向よりもこの2項目は信頼できる指標といえるだろう。

以上のことから、性別（男女比）および運動経験の有無（運動部活動経験）をもとにそれぞれの種目選択傾向に特徴があるかどうか、検証することとした。

図1. 対象者の男女比

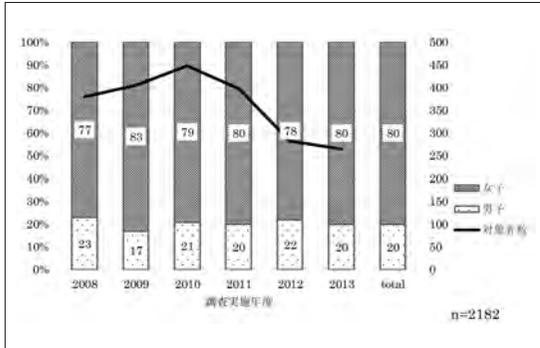
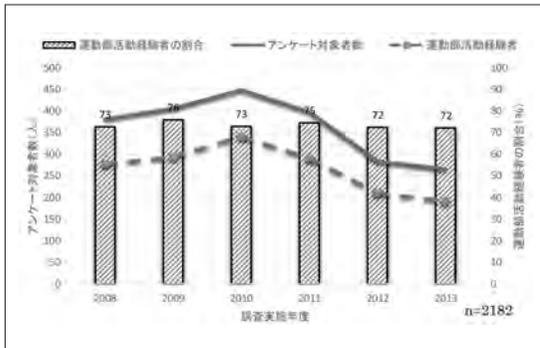


図2. 履修学生数の推移と運動部活動経験者数の関係



(2)男女別で特徴的な選択傾向が見られる種目

各種目の開講の可否は年度ごとの希望者数により決定するが、毎年安定して希望者がいる種目あるいは比較的希望者の多い種目を表2に示した。

エアロビックダンスおよびヒップホップ&ジャズダンスについては一目瞭然、ほぼ男性の選択者が希少である。この種目については女子学生の増加とともにスライドして希望者数も推移することが予測できる。例えば、ある種目の年間履修者の割合が入学者全体の5%程度で、最小開講人数が10名の種目であれば、女子学生数が400名のときは20名の希望者が期待できるし、女子学生が200名を割ったとき、開講できなくなる可能性が出る。この2種目については比較的判断がしやすい種目といえる。

しかしながら、その他の種目については対象者全体の男女比20%：80%（1：4）を基に判断する必要が

あり、単純に推計するのであれば、男女比率が1：4に近い種目は全学生数の増減にスライドして、希望者数が推移するだろうし、サッカーのように男女比が逆転している種目については、男子学生数の推移に大きく影響を受けることが予想される。詳細は表2を参照。

(3)運動経験の有無で特徴的な選択傾向が見られる種目

調査対象者のうち、運動経験者の割合は6年間の平均値で72%、残り28%が運動経験や運動習慣がほとんどないと思われる学生である。

表2から運動経験者が好んで選択すると思われる種目を抜き出すと、サッカー（90%）、ソフトボール（89%）、テニス（90%）、バスケットボール（89%）などがあり、こうした種目の希望者数は運動経験者数の増減による影響が大きいといえる。

一方、運動経験が少ない学生が比較的多い種目は、平均値の28%と比較することで判断できる。エアロビックダンス（55%）、ヒップホップ&ジャズダンス（40%）、レクリエーションスポーツ（45%）があげられる。運動が苦手な学生、体力の無い学生等が選択できる種目の設定は不可欠である。

一方、F大学では種目選択制とともに技能レベル別のクラス編成を実施しているが、選択者数が少ない場合は混合のクラス編成となる。この技能別クラス編成による開講実績のある種目は、バドミントン、バレーボール、テニスとなっている。テニスは履修者の減少により、現在は混合クラスになっている。バスケットボールについては希望者数が多いが、ほとんどが経験者で構成されているので、未経験者は履修調整で他種目に回る場合が多い。

この技能レベル別のクラス編成の設置についても、学生数によってある程度開講の可否が判断できる可能性がある。

(4)種目の属性による希望者数の傾向

表1にはF大学の設置種目と「開講形式（通年or集中）」や、「実施場所（学内施設or学外）」、「経費」が示されているが、この他に種目の属性として、「個人種目or団体種目or（レクリエーションスポーツのような）複数種目」、「屋外（アウトドア）種目、屋内（インドア）種目」に分類し、それぞれ集計を行った。

①屋内種目と屋外種目の選択傾向

屋内種目は体育館やスタジアムなど、インドアの施設で行われる種目（屋内プール含む）で、屋外種目はグ

表2. 各種目希望者の男女比及び運動経験の有無（過去6年間）

| 種目名 | 性別 | | 割合 (%) | | 部活動経験 | | 割合 (%) | | 計 | 年平均希望者数 | 開講条件 (人数/コマ) |
|------------------------|----|-----|--------|----|-------|-----|--------|-----|-----|---------|-----------------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | あり | なし | あり | なし | | | |
| バドミントン | 56 | 416 | 12 | 88 | 318 | 154 | 67 | 33 | 472 | 78.7 | 10~30 |
| バレーボール | 52 | 366 | 12 | 88 | 354 | 64 | 85 | 15 | 418 | 69.7 | 12~36 |
| バスケットボール | 68 | 172 | 28 | 72 | 213 | 27 | 89 | 11 | 240 | 40 | 10~30 |
| レクリエーションスポーツ | 25 | 177 | 12 | 88 | 112 | 90 | 55 | 45 | 202 | 33.7 | 10~30 |
| 卓球 | 41 | 100 | 29 | 71 | 101 | 40 | 72 | 28 | 141 | 23.5 | 10~30 |
| テニス | 34 | 89 | 28 | 72 | 111 | 12 | 90 | 10 | 123 | 20.5 | 10~24 |
| エアロビックダンス | 3 | 100 | 3 | 97 | 48 | 55 | 47 | 53 | 103 | 17.2 | 10~20 |
| ソフトボール | 30 | 54 | 36 | 64 | 75 | 9 | 89 | 11 | 84 | 16.8 | 14~20 |
| ヒップホップ&ジャズダンス | 3 | 67 | 4 | 96 | 42 | 28 | 60 | 40 | 70 | 11.7 | 10~20 |
| サッカー | 52 | 15 | 78 | 22 | 60 | 7 | 90 | 10 | 67 | 11.2 | 10~30 |
| スノーボード | 12 | 38 | 24 | 76 | 38 | 12 | 76 | 24 | 50 | 8.3 | スキーと合算10~ |
| ボウリング | 25 | 24 | 51 | 49 | 28 | 21 | 57 | 43 | 49 | 8 | 10~ |
| ボディ・コンディショニング(2011年度~) | 4 | 27 | 13 | 87 | 16 | 15 | 52 | 48 | 31 | 10.3 | 10~ |
| 合気道 | 12 | 18 | 40 | 60 | 21 | 9 | 70 | 30 | 30 | 5 | 5~20 |
| スイミング・アクアエクササイズ | 6 | 19 | 24 | 76 | 21 | 4 | 84 | 16 | 25 | 4.2 | 5~15 |
| スキー | 3 | 10 | 23 | 77 | 7 | 6 | 54 | 46 | 13 | 2.2 | スノボと合算10~ |
| 乗馬 (2011年度~) | 4 | 6 | 40 | 60 | 8 | 2 | 80 | 20 | 10 | 3.3 | 3~8 |
| フィットネス (2013年度~) | 2 | 2 | 50 | 50 | 0 | 4 | 0 | 100 | 4 | 4 | 4~ |

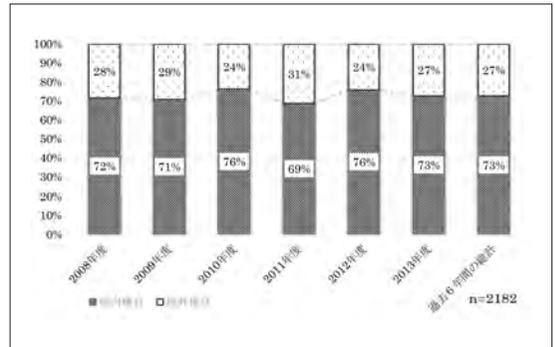
6年間で開講実績のないものは除外、希望者数の多い順に表示。

ラウンドやスキー場等、アウトドアスポーツの種目である。一般的に女子学生は屋外での日焼けや暑さ寒さ、汚れを嫌う傾向があるため、本学のように女子学生の比率が多いと、希望者が少なくなるのは容易に想像できる。

6年間の平均値は屋内種目希望者73%に対し屋外種目希望者27%、変動幅は±4%の範囲で推移している。全学生の80%を占める女子学生の希望種目は、屋内種目が多いことから、こうした傾向になることは理解できる。

また、屋外種目については原発事故後の放射能汚染に対する影響が懸念されたが、2011年度入学者以降、屋外種目の希望者は31%と最大値を示し、その後も大きく減少することは無かった。放射線を測定し公表したことや、除染などの対策を実施していたこともあったせいや、学生の選択傾向には影響がなかったようだ。

図3. 種目特性（屋外・屋内種目）別希望者の割合



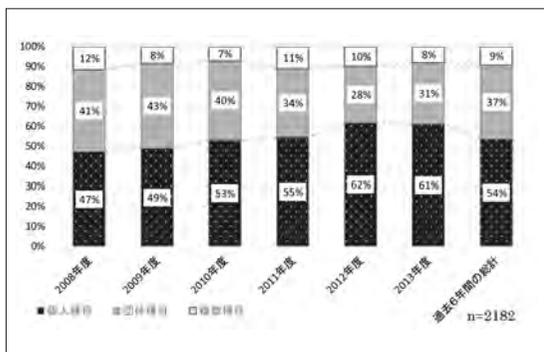
②個人種目、団体種目と複数種目の選択傾向

凡その種目の分類として、サッカーやバレーボールなどのチームでないと成り立たないスポーツ（団体種目）と、1対1でゲームが可能なスポーツ種目あるいはエアロビクスのように、他人との関わりが無くても取り

組める種目（個人種目）、1科目の中で複数のスポーツ種目やゲームを楽しめる種目の三つに分類し、集計を試みた。

個人種目の割合は平均値54%±8%、団体種目は37%±9%と年度による変動は比較的大きく、一定の傾向は認められなかった。複数種目として分類したものはレクリエーションスポーツのみで希望者の割合は9%±3%で、実数に直すと21名～44名の変動幅で推移している。この種目の最小開講人数については10名以上であり、過去に休講にしたことがなく、学生数から開講コマ数の推定は可能といえる。

図4. 種目特性(個人・団体・複数種目)別希望者数の割合



③学内種目と学外種目、経費の有無による選択傾向

学内種目は、キャンパス内のグラウンドや体育館、スタジオなどを利用したもので、これに対して学外種目はスポーツクラブ、道場などへ出向いての授業や、スキー場やキャンプ場などのリゾート施設における集中授業である。基本的に学外種目はすべて、移動のための交通費や施設利用料など、学生の経費負担が生じる。経費については種目選択調査の際に送付するシラバスに明記している。(詳細は表1参照)

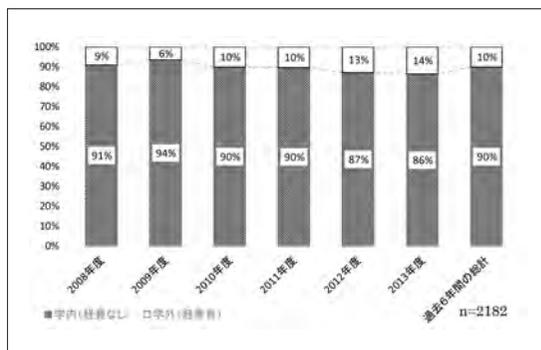
学内種目（経費なし）を選択した学生数は平均値で90%、6年間の変動幅は±4%、残り10%程度が学外種目（経費あり）となっており、概ね一定の割合を示している。学外種目については表2に示したとおり、実習費がかかる他、学校から移動しなければならないというハードルも存在し、それをクリアするだけのモチベーションが必要になる。

特に海外種目である「スイスアルプストレッキング」「マリンスポーツ」は実習費負担が高額であるため、バブル期には選択者も少なからず存在し開講していた。しかし現在では長期間希望者が無く、休講が続いた後、

廃止となっている。

比較的开講実績がある種目は、スキー、スノーボード、合気道、乗馬、スイミング&アクアエクササイズであるが、このうち合気道や乗馬、スイミング&アクアエクササイズについては少人数でも開講可能であるが、希望者が少ないために休講する年度もある。

図5. 学内(経費なし)・学外(経費あり)別希望者の割合



④開講形式(通年または、集中)別の選択傾向

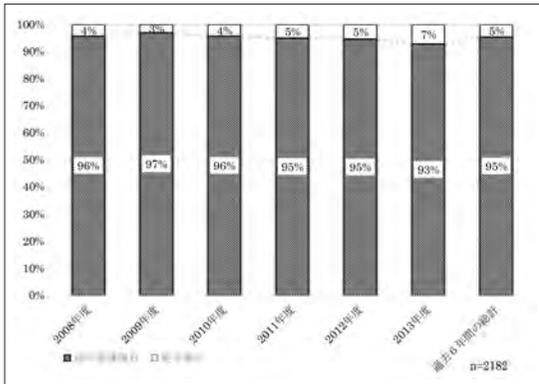
F大学の体育実技は45時間(23コマ)で1単位であるが、基本的には通年開講科目も集中科目も時間数は一緒である。週1回の授業ではなく、夏期や冬の休業中に開講されるのが集中種目であり、現在は乗馬(夏期)、スキー、スノーボード(冬期)が毎年開講されている。

集中開講種目の選択者の割合は平均値5%に対して、変動幅は±2%となっており、毎年開講されるのは、前述の3種目のみとなっている。他の種目については希望者があっても開講人数に達することなく休講が続く、廃止したのことが多い。選択の体育実技Ⅱの履修者については、スキー、スノーボードの履修者が多いことから、オリエンテーションなどでの説明を十分に行えば集中種目の希望者も増加が望めると推察できる。

経費のかかる種目は経済情勢に、スキーやスノーボードに代表されるようなレジャースポーツは流行に左右されやすいため、選択者数は不安定で、予測が難しい。

また、通年開講でも、経費のかかる学外種目(スイミング&アクアエクササイズ、合気道、フィットネス)については希望者が少なく、開講したりしなかったり不定期になっている。

図6. 種目特性（通年 or 集中）別希望者の割合



課体育のカリキュラム編成体制とその具体的教育方法の改善に関する研究第4報」1982
 松田裕雄ほか、「大学体育の価値向上に向けた一考察」、
 大学体育学第9号、2012、p69-92

【4. まとめ】

F大学が入学前に履修希望を調査してきた背景には、最小限の人員で、学生のニーズに応えるだけの種目を設置し、教育環境を整えなければならないという地方私学の経営的な事情もあった。体育の専任教員や施設設備が少なく、非常勤講師や学外施設での授業に頼るところが多いF大学にあっては、4月に授業を開始してから希望者が少ないために休講とすると、そうした協力者に迷惑をかけることになる。そのために3月中旬までには開講種目を決定し、履修調整を行ってきた。

しかしながら、この方法は入学前の高校生が、その先どのようなスポーツに取り組んでみたいかという基本的な意識を知る上では良い機会となった。

また今回、体育実技種目の設置見直しを図る上で根拠となる資料を得ることや、今後の体育実技のあり方を検討する上で必要な示唆を得ることができた。今後もこのシステムを採って行くかは別の問題として、今回得ることができた知見を活用し、教育環境の改善に取り組みたい。

入学してくる学生は、専攻によってパーソナリティが異なり、選択傾向も違っている可能性が高いので、F大学における傾向は一般的に当てはまるものではないと推察される。しかしながら、改善のための予測を行う方法については、本研究で用いた指標のように簡単なものでも手がかりとして活用できることが示された。

【参考文献】

公益社団法人全国大学体育連合 調査・研究部編、「大学・短期大学の保健体育教育実態調査」、2014
 筑波大学体育センター編 大学体育研究 第4号「正

教科書から見る保育内容指導法「健康」に おける指導内容に関する一考察

A study on the contents of the health care content teaching from textbooks

藤 本 要
Kaname Fujimoto

目 次

はじめに

方 法

結果・考察

1. 幼稚園の目的

2. 保育内容指導法「健康」の“ねらい”“内容”“内容の取扱い”について

3. 出版されている教科書の目次の分類

4. 共通項目と教科書ごとの特徴

まとめ

はじめに

保育内容指導法「健康」は、教職免許法施行規則に定める科目区分において教職に関する科目の中にあり、幼稚園教諭免許状取得のための必修科目となっている。

しかしその教授内容については具体的に示されているわけではなく、幼稚園教育要領およびその解説に示された内容を教員が読み解き、数多く出版されている教科書の中身を精査して教科書を選定し授業を行うこととなる。そのため使用する教科書の選定が重要となるが、それぞれの筆者がページ数を多めに取って細かく解説している重点項目が異なり、それが筆者および教科書の個性となって表れている。

では、保育者になる学生が保育内容指導法「健康」の授業を通して何を学び、学習成果として得られるべきものとは何なのか。それを検証する意味で各種教科書の目次内容を比較・分類し、さらにその指導法について考察することを目的とした。

方 法

数多く出版されている教科書の中から無作為に5冊を選出し、その目次の項目を幼稚園教育要領、領域「健康」の“ねらい”と“内容”にあてはめて分類。さらにそのページ数から各教科書の重点を置いている項目の差異や共通項目から、授業を通じて学生に伝えなければならない内容とは何かを調べた。

結果・考察

1. 幼稚園の目的

まず、幼稚園教諭免許状を取得するための授業科目として保育内容指導法「健康」を考える場合、幼稚園の目的が基本であり、学校教育法では第三章の幼稚園において次のように記載されている。

学校教育法（抄）

第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やか

な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

そして、その幼稚園教育の目的を達成するために、幼児の発達の側面から五つの領域に分けられその一つが「健康」となっている。

2. 保育内容指導法「健康」の“ねらい”“内容”“内容の取扱い”について

ねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項となっている。

領域「健康」の目的を「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」とし、ねらい、内容、内容の取扱いは以下のとおりである。

(1)ねらい

- ①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

(2)内 容

- ①先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- ②いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

- ③進んで戸外で遊ぶ。
- ④様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤先生や友達と食べることを楽しむ。
- ⑥健康な生活のリズムを身に付ける。
- ⑦身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- ⑧幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- ⑨自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- ⑩危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

(3)内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ①心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- ②様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
- ③自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- ④健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- ⑤基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにす

ること。

3. 出版されている教科書の目次の分類

まず5冊の教科書を、その目次から掲載された項目ごとの割合を見るために次のように表題の書式を統一してまとめた。

(教科書 A / 232p)

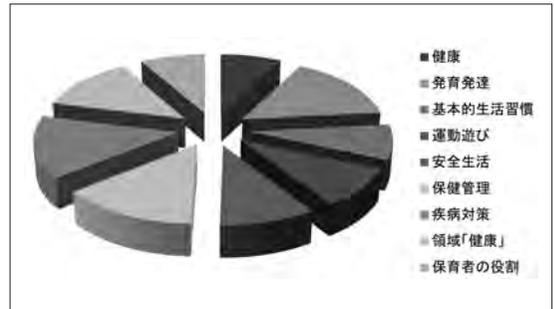
1. 子どもと健康 (17P)
 - ①健康の概念
 - ②子どもの健康教育・保育
 - ③子供を取り巻く環境と健康
2. 子どもの発育発達 (34P)
 - ①身体の発育発達
 - ②心の発達
 - ③社会性の発達
3. 子どもの基本的生活習慣 (18P)
 - ①基本的生活習慣の確立とその必要性
 - ②基本的生活習慣の育成
4. 子どもと運動遊び (20P)
 - ①子どもと遊び
 - ②運動遊びの意義と分類
 - ③運動遊びの指導上の留意事項
5. 子どもと安全生活 (21P)
 - ①子どもと潜在危険
 - ②安全教育の留意事項
 - ③交通安全の指導
 - ④避難訓練の指導
 - ⑤園外保育の安全指導
6. 保健管理の指導 (援助) (30P)
 - ①子どもの保健管理
 - ②子どもの保健管理の実際
 - ③教職員の健康管理
 - ④環境衛生管理
 - ⑤子どもの病気
 - ⑥応急処置
7. 疾病の対応と予防 (32P)
 - ①乳幼児突然死症候群 (SIDS)
 - ②アトピー性皮膚炎
 - ③児童虐待
 - ④感染症の取扱いと予防接種
8. 領域「健康」における展開と評価 (28P)
 - ①領域「健康」における指導計画
 - ②長期の指導計画

③短期の指導計画

④領域「健康」における反省と評価

9. 保育者の役割 (18P)

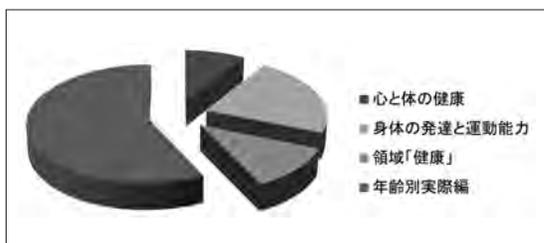
- ①共に生きる仲間としての保育者
- ②生きる権利の基礎となる「からだ」の保障
- ③ひとりひとりの子どもが、自分のからだの科学者になる保育をめざして



【教科書 A のページ構成】

(教科書 B / 115p)

1. 子どもの心と体の健康 (10P)
 - ①幼児期の健康な生活とは
2. 子どもの身体の発達と運動能力 (25P)
 - ①子どもの身体の発達
 - ②運動能力と動きの獲得
 - ③安全の指導
3. 領域「健康」(13P)
 - ①領域「健康」のねらいと内容
 - ②領域「健康」の内容の取扱い
4. 実際編 (64P)
 - ①0～2歳児の生活と動き
 - ②0～2歳児の身辺自立・生活習慣の獲得
 - ③0～2歳児の遊び
 - ④3～5歳児の生活習慣の獲得
 - ⑤3～5歳児の運動遊びの実際
 - ⑥3～5歳児の運動遊び指導のポイント
 - ⑦安全への配慮
 - ⑧まとめ：保育者の役割



【教科書 B のページ構成】

(教科書 C / 170p)

1. 保育の基本と領域「健康」(18P)

- ① 保育とは
- ② 保育の基本とは
- ③ 保育の専門性とは
- ④ 領域「健康」とは

2. 乳幼児の「健やかな心と身体」を支えているもの (30P)

- ① 乳幼児の発達の見方・捉え方
- ② 乳幼児期の心の安定を支える保育者の関係性
- ③ 乳幼児期の生活リズムや生活習慣の発達
- ④ 乳幼児期の遊びと活動意欲の発達
- ⑤ 乳幼児の安全と保健指導のあり方
- ⑥ 乳幼児期に培いたい「食を営む力」

3. 領域「健康」と保育方法 (16P)

- ① 領域「健康」と指導計画
- ② 領域「健康」と環境構成
- ③ 領域「健康」と保育者の役割

4. 領域「健康」と保育の実際 (40P)

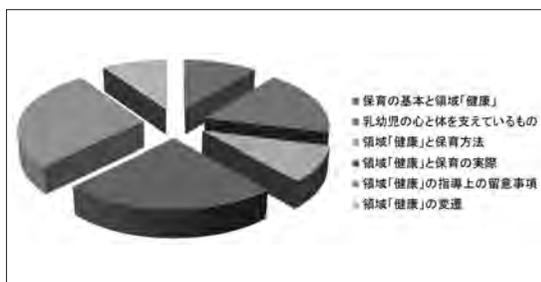
- ① 安定感をもつには
- ② 進んで戸外で遊ぶには
- ③ 自分たちで生活の場を整えていくには
- ④ 食の関心を高めるためには
- ⑤ 健康や病気に関心をもつには
- ⑥ 危険や安全に関心をもつには

5. 領域「健康」の指導上の留意事項 (46P)

- ① 子どもの体力づくり
- ② 運動意欲を育む指導
- ③ 子どもの遊び特性に配慮した園庭・遊具の構成
- ④ 保育環境の安全性
- ⑤ アレルギーへの対応
- ⑥ 食育の環境
- ⑦ 食を通じた保護者への支援

6. 領域「健康」の変遷 (16P)

- ① 明治期—幼稚園の創始と整備
- ② 大正～昭和初期—新教育思想の移入・国家主義的思想へ
- ③ 戦後—新教育制度と保育
- ④ 高度経済成長期—教育要領・保育指針の制定
- ⑤ 平成—6 領域から 5 領域へ
- ⑥ これから (新教育要領・新保育指針) の保育と領域「健康」の内容



【教科書 C のページ構成】

(教科書 D / 204p)

1. 健康の概念 (31P)

- ① 健康の定義
- ② 健康観の変遷
- ③ 健康と疾病の 3 要因
- ④ 健康の成立に向けて

2. 乳幼児の健康 (26P)

- ① 乳幼児の生理機能
- ② 発育・発達と疾病
- ③ 出生前から発症する疾患

3. 心身の発育と発達 (30P)

- ① 乳幼児のからだ
- ② 乳幼児の心
- ③ 乳幼児の動き

4. 乳幼児の健康管理 (28P)

- ① 健康および日常行動の観察
- ② 摂食指導
- ③ 疾病予防と予防接種
- ④ 健康診査、健康診断
- ⑤ 環境の整備
- ⑥ 家庭との連携

5. 領域「健康」と保育指針 (8P)

- ① 幼稚園教育要領の「生きる力」と領域「健康」
- ② 幼稚園教育要領の第 2 章「ねらい」及び「内容」

について

③領域「健康」の「ねらい」及び「内容」、「内容の取扱い」について

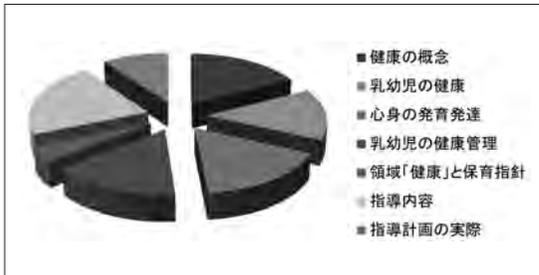
④保育所保育指針の「保育の内容」について

6. 指導内容 (38P)

- ①基本的生活習慣
- ②健康教育の実際例
- ③安全指導
- ④運動遊びの指導

7. 指導計画の実際 (18P)

- ①指導計画のしくみ
- ②指導計画を立てる
- ③行事の計画と指導計画
- ④家庭・地域との連携と指導計画
- ⑤生活者としての保育者と指導計画



【教科書Dのページ構成】

(教科書E/164p)

1. 健康とは (8P)

- ①保育・教育と「健康」
- ②子どもにとっての「健康」
- ③領域の「健康」とは

2. 子どものこころの発達 (12P)

- ①ピアジェの発達理論
- ②エリクソンの発達段階
- ③社会性の発達

3. 子どものからだの発達 (10P)

- ①身体の発育と発達
- ②反射と運動発達

4. 子どものこころとからだ (10P)

- ①運動技能の習得
- ②幼児のこころと運動の関係
- ③幼児期の運動指導のあり方

5. あそび：屋内でのあそび (8P)

- ①マット遊び

②平均台

③跳び箱

6. あそび：園庭 (所庭) でのあそび (10P)

- ①道具を使用しないあそび
- ②環境を利用したあそび
- ③ボール遊び

7. あそび：季節の遊びや日課における園外 (所外) 活動 (12P)

- ①水遊びと水泳指導
- ②雪遊びとスキー指導
- ③日課における園外 (所外) 活動

8. 基本的生活習慣① (4P)

- ①基本的生活習慣の形成とは
- ②基本的生活習慣の形成における指導・援助で大切にしたいこと

9. 基本的生活習慣② (12P)

- ①基本的生活習慣 (睡眠)
- ②基本的生活習慣 (食事)
- ③基本的生活習慣 (排泄)
- ④基本的生活習慣 (衣服)
- ⑤基本的生活習慣 (衛生)

10. 現代社会と子どもの生活習慣 (10P)

- ①乳幼児の生活リズムと睡眠
- ②乳幼児の生活におけるテレビ
- ③生活リズムと体温
- ④基本的生活習慣の形成と家庭との連携

11. 食育 (12P)

- ①発達段階と食育
- ②生活習慣・食習慣と食育
- ③国をあげた食育の取り組み

12. 安全管理と安全教育の必要性 (4P)

- ①保育における安全の重要性
- ②安全の内容
- ③幼稚園・保育所の負っている責任

13. 安全管理と事故防止 (18P)

- ①事故防止理論
- ②事故防止対策
- ③事故防止対策の実践
- ④子どもの事故やけがの発生状況
- ⑤子どもの事故やけがの要因と特徴

14. 安全教育 (8P)

- ①健康
- ②生活上の安全
- ③非常時 (災害・防犯・交通安全等) の指導

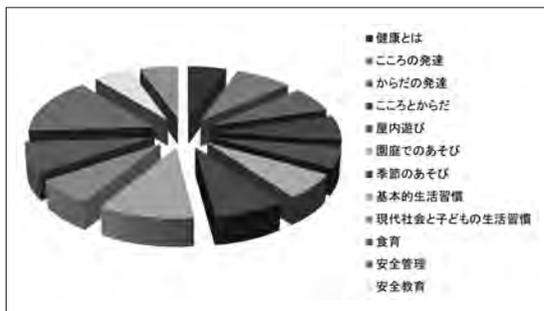
④家庭との連携

15. 園の生活について (8P)

①保育所の1日の流れ

②幼稚園の1日の流れ

③認定こども園とは



【教科書Eのページ構成】

4. 共通項目と教科書ごとの特徴

以上のように教科書の目次を分類していくと、当然のことであるが領域「健康」の「ねらい」と「内容」を包括したうえで編者が伝えたいことをより多くのページを割いて掲載し、それが個性として表れている結果となっていた。

また全ての教科書に掲載されている共通項目は、標記や表現の違いはあれ、小項目の内容も含めて考えると以下の通りであった。

- ①健康の定義（領域「健康」を含む）
- ②子どもの心と体の発育発達
- ③運動遊び（発達段階に合わせた）と効果
- ④基本的生活習慣の獲得
- ⑤安全管理と安全教育（安全能力の獲得向上）

その他の項目として「食育」について多くの教科書で取り上げられていたが、これは平成20年に幼稚園教育要領および保育所保育指針が改定され、領域「健康」の「内容」に「先生や友達と食べることを楽しむ」が加えられたことによるものである。本来、すべての教科書で取り扱われるべき項目であるが、発行年により記載されていないものもあった。

教科書Aでは他の教科書ではあまり触れられていない「健康」の指導計画を短期・長期計画として記載しており、具体的な指導場面における健康指導についても言及していたのが特徴であった。

教科書Bでは前半はオーソドックスな内容で必要な情報をシンプルにまとめつつ、総ページの約半分を「実

際編」として、具体例を挙げながらより臨場感を持って学べる工夫がなされていた。

教科書Cでは、領域「健康」の変遷を巻末に記載することで、歴史的な流れを把握したうえで現在を学べるような工夫がなされており、これは他の教科書にはない特色となっていた。

教科書Dでは特に健康面を重視しており、感染症の症状や判断基準など、子どもの健康管理に重点を置いた内容となっていた。

教科書Eではバランスよく必要な項目ごとにまとめられており、項目ごとに振り返りができるようワークシートが設けられているのが特徴となっていた。

まとめ

保育者になる学生が保育内容指導法「健康」の授業を通して何を学び、学習成果として得られるべきものとは何なのか。それを検証する意味で無作為に選出した5冊の教科書の目次内容を比較・分類し、さらにその指導法について考察することを目的とし、次の結論を得た。

1. 全ての教科書において領域「健康」の「ねらい」と「内容」を包括した内容となっていたが、一部発行年度が古い教科書においては、平成20年改訂で「内容」に挿入された「食育」に関する項目が欠如していた。特に改定が行われた後の教科書選定においては発行年と内容のチェックは最低限必要であると思われた。
2. 全ての教科書に掲載されている共通項目は、標記や表現の違いはあれ、小項目の内容も含めて考えると以下の通りであった。
 - ①健康の定義（領域「健康」を含む）
 - ②子どもの心と体の発育発達
 - ③運動遊び（発達段階に合わせた）と効果
 - ④基本的生活習慣の獲得
 - ⑤安全管理と安全教育（安全能力の獲得向上）
 授業実施に際しては最低限上記の項目をシラバスに記載して授業展開を行うことが必要であると再確認できた。
3. 各教科書において様々な工夫や内容の掘り下げ方がなされており、学生が授業で使用する教科書として1冊に絞り込むのは難しいと思われたが、教員が

さまざまな教科書の良い点を把握し、自作の資料として適宜使用するのには授業効果を高めるうえで必要なことと思われた。

今後も教材研究の一環として、その根幹となる教科書については研究材料としてより多くの教科書から学ぶ必要があると感じられた。

今回の目的の一つであった指導法についてまで言及することができなかったため、継続研究とし、更に研究を進めていきたい。

参考文献

- 文部科学省、「幼稚園教育要領解説」2008
伊東順子他、保育内容「健康」—しなやかな心身を求めて、圭文社、2006
川邊貴子他、最新保育講座⑦保育内容「健康」ミネルヴァ書房、2009
鈴木 明他、保育・教育ネオシリーズ [16]
保育内容・健康—保育のための健康教育—、同文書院、2010
川邊貴子他、演習保育内容健康、建帛社、2013
安部久美他、幼稚園教諭・保育士をめざす保育内容「健康」、恒亜印刷、2013

介護職のストレスを考える ～職場ストレスサー尺度を用いて～

The stress of a care job is considered.
using the scale-workplace stressor

芝田 郁子
Yuko Shibata

目 次

1. はじめに
2. 研究の方法
3. 結 果
4. 考 察
5. おわりに

1. はじめに

日本においては人口に占める高齢者の割合が、平成25年に25.1%となり、4人に1人が高齢者という超高齢社会となり⁽¹⁾、今後ますます高齢化は進むと言われている。日本の高齢化はヨーロッパ諸国に比し、急速に進んだこと、その中でも介護を必要とする75歳以上の後期高齢者が増加していること、少子化が伴っていることが特徴と言われている。

このような社会背景の中、介護福祉士という国家資格が生まれ、介護の社会化を謳う介護保険制度が始まり、15年が経過している。政府は介護分野での人材確保に対して、様々な対策を講じているが、少子化社会においては難しい状況である。対策の一つとしては離職率を下げる、つまり職場に定着させるという方法がある。近年、徐々に介護職の離職率は下がり、改善されてきているが、現在も全産業の平均より高いと言われている。

この離職率の改善には職務満足度を上げる視点も重要であり、筆者も職務満足度尺度を使い、満足度の上げる方策を考えた。結果は、不満を解消するため労働条件（職場環境も含む）の改善だけでなく、満足度を上げるためには「やりがい」に通じる仕事そのものの

価値や満足、社会的評価、上司・同僚の承認が高まるしくみが必要と考えた。特に介護分野ではチームでの課題達成の経験や研修が高い満足度を得る方策であることが伺えた⁽²⁾。

今回の研究においては介護職の定着について、仕事に関するストレスの側面から考えたい。ストレスが多い職場は離職率が高くなると考えられている。介護施設は夜勤があり、身体的ストレスの大きい職場であるばかりでなく、離職理由として人間関係のストレスを上げる介護職が25%になるほど精神的ストレスも大きい職場である。同じ対人援助職である看護職については、ストレスに関する研究は多い。看護現場では仕事に熱心に取り組むが、自分が意図する成果が上がらないため、燃え尽き、意欲が持てなくなるバーンアウトと言われる状態になる看護職も多い。また、対人援助職は感情労働であり、自分の感情さえもコントロールして商品化するため、さらにストレスは大きくなる。介護職場においても同じ状況が起こっているのではないだろうか考える。

したがって、本研究では、介護施設での介護職のストレスがどのようなものであるか明らかにし、介護職の定着の方策を考えたい。比較のため、同職場で働く

看護師についても調査を行った。

2. 研究の方法

(1) 研究対象

福島市及び伊達市に介護施設を持っている7法人10事業所に勤務する介護福祉士185人、看護師40人（介護職は255人、看護職は43人の回収があったが、未記入項目のあるものを除くと185人、40人の有効回答となった）。

(2) 調査期間

アンケートは平成24年8月1日から8月8日までに配布し、8月23日から8月29日までに回収を行った。

(3) 調査方法

学術目的以外に使用しないことを明記した無記名・自己記載式の質問紙調査を行った。調査票は管理者を通して配布し、回収については、回収箱を施設内に設置し、調査が個々の対象者の任意になるよう各個人が封をし、投入する方法で依頼し、倫理的配慮を行った。期間終了後、回収のため訪問した。

① 質問紙

福田・井田（2005）の職場ストレス尺度を使用し、「看護」を「介護」に、「患者」を「利用者」に、「医療」を介護に、「ナース」を「介護職」に言葉を変え、「同僚」については「介護職」と「看護職」にした。そのため、2項目が増え、24項目となった。この尺度は「業務遂行に伴う重責（6項目）」「上司・同僚との葛藤（7項目）」「多忙・業務過多（4項目）」「利用者ケアに関する葛藤（4項目）」「介護に対する無力感（3項目）」について、「ない」を1、「いつもある」を5として、1から5の数字に○をつけて求めるもので、○をつけた数字をその項目の評定値とし、下位尺度ごとの項目評定の平均を算出することで尺度得点として用いた。

② 対象者の属性

対象者の属性については、介護職は表1、看護職は表2の通りである。

表1 対象者の属性

n=185

| | | カテゴリーと人数 | |
|-------------|------------|----------|--------------|
| 性別 | 男性 | 54 | 女性 131 |
| 年齢 | 10代 | 5 | 20代 65 |
| | 30代 | 61 | 40代 31 |
| | 50代 | 21 | 60代 2 |
| 職位 | あり | 28 | なし 157 |
| 資格 | 介護福祉士 | 92 | ヘルパー 28 |
| | なし | 12 | 他の資格 3 |
| | 介護福祉士と他の資格 | 16 | |
| 施設の種別 | 特別養護老人ホーム | 65 | 介護老人保健施設 76 |
| | デーサービス | 23 | デイケア 18 |
| | その他 | 3 | |
| 勤務年数 | 1年未満 | 17 | 1年以上3年未満 31 |
| | 3年以上5年未満 | 30 | 5年以上10年未満 63 |
| | 10年以上 | 44 | |
| 現在の職場での経験年数 | 1年未満 | 32 | 1年以上3年未満 45 |
| | 3年以上5年未満 | 36 | 5年以上10年未満 50 |
| | 10年以上 | 22 | |
| 専門教育 | 大学 | 16 | 短期大学 9 |
| | 保育科卒業後1年 | 9 | 専門学校 45 |
| | なし | 101 | 高校介護科 5 |

※専門職教育の中に訪問介護員講習、基礎研修等は含まない。

(筆者作成)

表2 対象者の属性

n=40

| | | カテゴリと人数 | |
|-------------|------------|---------|---------------|
| 性別 | 男性 | 2 | 女性 38 |
| 年齢 | 20代 | 1 | 30代 10 |
| | 40代 | 10 | 50代 16 |
| | 60代 | 3 | |
| | | | |
| 資格 | 正看護師 | 19 | 准看護師 21 |
| 職位 | あり | 12 | なし 28 |
| 職場の種別 | 特別養護老人ホーム | 7 | 介護老人保健施設 28 |
| | デーサービス | 4 | デイケア 0 |
| | その他 | 1 | |
| 看護職としての経験年数 | 10年未満 | 5 | 10年以上20年未満 11 |
| | 20年以上30年未満 | 14 | 30年以上 10 |
| 現在の職場での経験年数 | 3年未満 | 7 | 3年以上5年未満 4 |
| | 5年以上10年未満 | 17 | 10年以上 12 |
| 看護教育 | 大学 | 1 | 短期大学 0 |
| | 看護学校 | 15 | 准看護学校 19 |
| | 高等学校衛生看護科 | 4 | その他 1 |
| | | | |

※看護教育のその他は高等学校の看護科（3年）・専攻科（2年）を卒業したもの

(筆者作成)

表3-1

| 構成要素 | 業務遂行に伴う重責 | 上司・同僚との関係 | 多忙・業務過多 | 利用者ケアに関する葛藤 | 介護に対する無力感 |
|--------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|
| 平均尺度得点 | 3.2 | 2.67 | 3.83 | 3.28 | 2.79 |

(筆者作成)

3. 結果

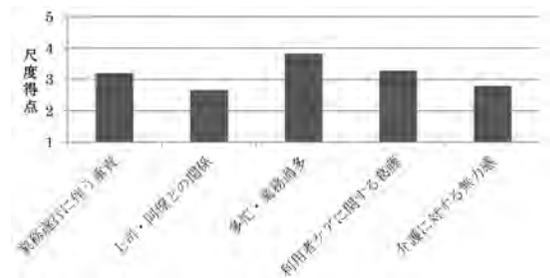
(1) ストレスの全体像（5構成要素と尺度得点）

介護職と看護職は対象者の人数は異なるが、5構成要素の平均尺度得点の傾向は似ている。分散分析により有意差が見られ、両職種とも「多忙・業務過多」「利用者ケアに関する葛藤」「業務遂行に伴う重責」の順でストレスが高く、この3要素が評価点の真ん中の3点以上である。その次に2点代で「介護に対する無力感」「上司・同僚との関係」の順で続く。

① 介護職のストレス

職場におけるストレスの5構成要素である「業務遂行に伴う重責」「上司・同僚との関係」「多忙・業務過多」「利用者ケアに関する葛藤」「介護に対する無力感」の尺度得点の平均は、表3-1、図3-1のようになった。分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=60.54>2.38、 $p=2.03 \times 10^{-45} < 0.05$ となり5構成要素には有意差が認められた。

図3-1 介護職の職場におけるストレス



(筆者作成)

② 看護職のストレス

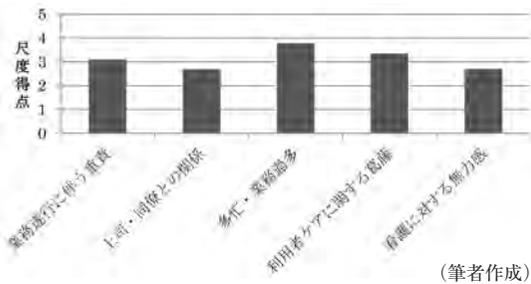
職場におけるストレスの5構成要素である「業務遂行に伴う重責」「上司・同僚との関係」「多忙・業務過多」「利用者ケアに関する葛藤」「看護に対する無力感」の尺度得点の平均は、表3-2、図3-2のようになった。分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=18.28>2.42、 $p=9.07 \times 10^{-13} < 0.05$ となり5構成要素には有意差が認められた。

表3-2

| 構成要素 | 業務遂行に伴う重責 | 上司・同僚との関係 | 多忙・業務過多 | 利用者ケアに関する葛藤 | 看護に対する無力感 |
|--------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|
| 平均尺度得点 | 3.1 | 2.69 | 3.78 | 3.35 | 2.71 |

(筆者作成)

図3-2 看護職の職場におけるストレス



(2)5構成要素の下位尺度の平均尺度得点と尺度得点（1点＝「ない」から5点＝「いつもある」）の人数分布5構成要素の下位尺度の中ではどのような傾向があるかを平均尺度得点と尺度得点の人数分布からみてみた。

①業務遂行に伴う重責

i 介護職

「業務遂行に伴う重責」の下位尺度6つについては表4-1、図4-1の通りである。「生命をあずかる重責」が4.12で高く、3点以下は「特殊機器操作・機能」2.72「信頼関係の構築不安」は2.51であった。分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=55.72>2.22、 $p=1.00 \times 10^{-51} < 0.05$ となり6下位尺度には有意差が認められた。

人数の分布は表4-2、図4-2に示しているが「生命をあずかる重責」において、尺度得点が高くなるに従い人数が多くなっている。

表4-1

| 業務遂行に伴う重責 | 知識不足 | 業務上のミス | ケアへのミス | 特殊機器操作・機能 | 生命をあずかる重責 | 信頼関係の構築不安 |
|-----------|------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 平均尺度得点 | 3.15 | 3.15 | 3.54 | 2.72 | 4.12 | 2.51 |

(筆者作成)

図4-1 介護職の「業務遂行に伴う重責」平均尺度得点

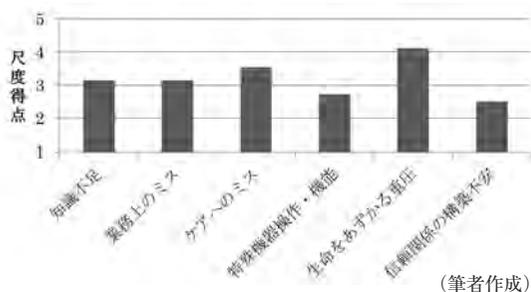
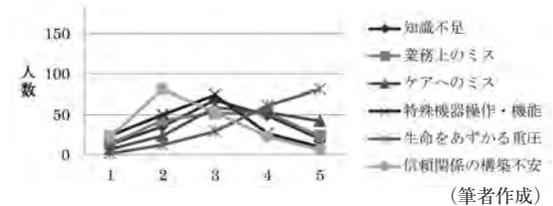


表4-2

| 業務遂行に伴う重責 | 知識不足 | 業務上のミス | ケアへのミス | 特殊機器操作・機能 | 生命をあずかる重責 | 信頼関係の構築不安 |
|-----------|------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 1点 | 13 | 14 | 7 | 24 | 2 | 22 |
| 2点 | 35 | 43 | 24 | 50 | 12 | 81 |
| 3点 | 68 | 52 | 59 | 74 | 29 | 53 |
| 4点 | 49 | 53 | 53 | 27 | 61 | 23 |
| 5点 | 20 | 23 | 42 | 10 | 81 | 6 |

n=185 数字は人数を表す
(筆者作成)

図4-2 介護職の「業務遂行に伴う重責」尺度得点毎の人数分布



ii 看護職

「業務遂行に伴う重責」の下位尺度6つについては表4-3、図4-3の通りである。看護職においても「生命をあずかる重責」が4.03で高く、3点以下は「特殊機器操作・機能」2.50「信頼関係の構築不安」は2.48であった。分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=8.88>2.25、 $p=9.73 \times 10^{-8} < 0.05$ となり6下位尺度には有意差が認められた。人数分布は表4-4、図4-4に示しているが、すべての下位尺度の分布が山形を描くグラフにはなっていない。

表4-3

| 業務遂行に伴う重責 | 知識不足 | 業務上のミス | ケアへのミス | 特殊機器操作・機能 | 生命をあずかる重責 | 信頼関係の構築不安 |
|-----------|------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 尺度得点 | 3.13 | 3.03 | 3.43 | 2.5 | 4.03 | 2.48 |

(筆者作成)

②上司・同僚との関係

i 介護職

7下位尺度の平均尺度得点は表5-2、図5-1の通り、「理解し合えない介護職がいる」2.87から「スタッフの協力が無い」2.39ですべて3点以下であり、分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=4.71>

図4-3 看護職の「業務遂行に伴う重責」平均尺度得点

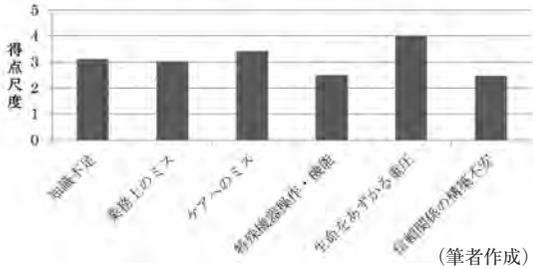


図5-1 介護職の「上司・同僚との関係」平均尺度得点

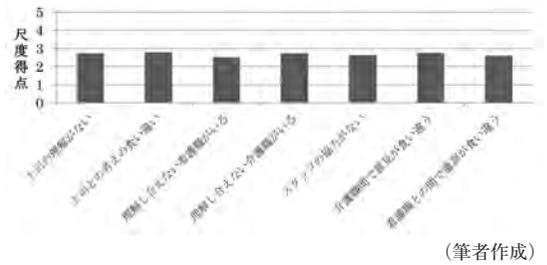


表4-4

| 業務遂行に伴う重責 | 知識不足 | 業務上のミス | ケアへのミス | 特殊機器操作・機能 | 生命をあずかる重責 | 信頼関係の構築不安 |
|-----------|------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 1点 | 3 | 5 | 2 | 14 | 3 | 10 |
| 2点 | 9 | 10 | 9 | 4 | 2 | 11 |
| 3点 | 14 | 11 | 8 | 14 | 6 | 12 |
| 4点 | 8 | 7 | 12 | 4 | 9 | 4 |
| 5点 | 6 | 7 | 9 | 4 | 20 | 3 |

n = 40 数字は人数を表す
(筆者作成)

表5-2

| | 上司の理解がない | 上司との考えの食い違い | 理解し合えない看護職がいる | 理解し合えない介護職がいる | スタッフの協力がいない | 介護職間で意見が食い違う | 看護職との間で通話が食い違う |
|----|----------|-------------|---------------|---------------|-------------|--------------|----------------|
| 1点 | 19 | 19 | 53 | 28 | 41 | 24 | 29 |
| 2点 | 55 | 49 | 35 | 54 | 64 | 60 | 62 |
| 3点 | 65 | 78 | 51 | 39 | 54 | 73 | 61 |
| 4点 | 27 | 22 | 25 | 42 | 18 | 23 | 25 |
| 5点 | 19 | 17 | 21 | 22 | 8 | 5 | 8 |

n = 185 数字は人数を表す
(筆者作成)

図4-4 看護職の「業務遂行に伴う重責」尺度得点毎の人数分布

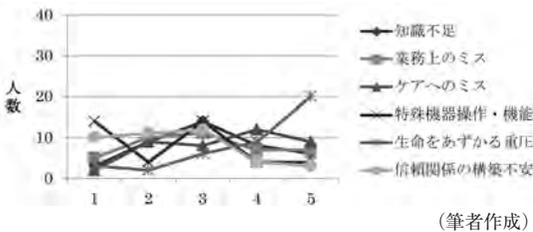


図5-2 介護職の「上司・同僚との関係」尺度得点毎の人数分布

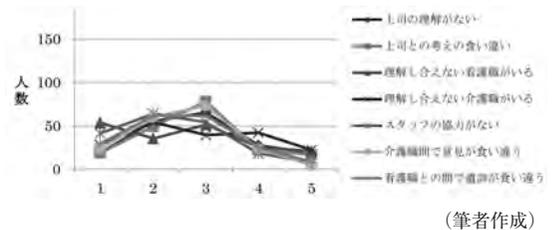


表5-1

| 上司・同僚との関係 | 上司の理解がない | 上司との考えの食い違い | 理解し合えない看護職がいる | 理解し合えない介護職がいる | スタッフの協力がいない | 介護職間で意見が食い違う | 看護職との間で通話が食い違う |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------|-------------|--------------|----------------|
| 平均尺度得点 | 2.85 | 2.83 | 2.6 | 2.87 | 2.39 | 2.59 | 2.57 |

(筆者作成)

表5-3

| 上司・同僚との関係 | 上司の理解がない | 上司との考えの食い違い | 理解し合えない看護職がいる | 理解し合えない介護職がいる | スタッフの協力がいない | 介護職間で意見が食い違う | 看護職との間で通話が食い違う |
|-----------|----------|-------------|---------------|---------------|-------------|--------------|----------------|
| 平均尺度得点 | 2.75 | 2.8 | 2.53 | 2.75 | 2.63 | 2.78 | 2.6 |

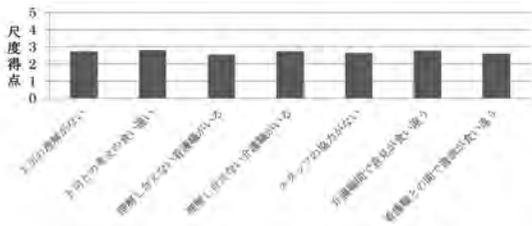
(筆者作成)

2.11、 $p = 9.52 \times 10^{-5} < 0.05$ となり6下位尺度には有意差が認められた。表5-2、図5-2の通り、7下位尺度の得点毎の人数分布もなだらかな山を描いている。

ii 看護職

7下位尺度の平均尺度得点は表5-3、図5-3の通り、「上司との考えの食い違い」2.80から「理解し合えない看護職がいる」2.53ですべて3点以下であり、

図5-3 看護職の「上司・同僚との関係」平均尺度得点



(筆者作成)

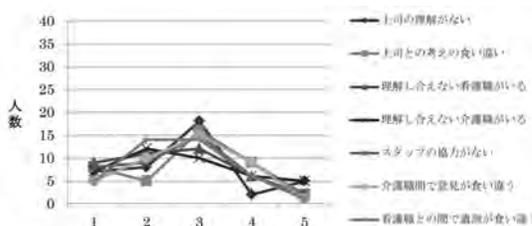
表5-4

| | 上司の理解がない | 上司との考えの食い違い | 理解し合えない看護職がいる | 理解し合えない介護職がいる | スタッフの協力が無い | 介護職間で意見が食い違ふ | 看護職との間で道義が食い違ふ |
|----|----------|-------------|---------------|---------------|------------|--------------|----------------|
| 1点 | 7 | 8 | 9 | 7 | 8 | 5 | 5 |
| 2点 | 8 | 5 | 11 | 12 | 9 | 10 | 14 |
| 3点 | 18 | 16 | 12 | 10 | 15 | 15 | 14 |
| 4点 | 2 | 9 | 6 | 6 | 6 | 9 | 6 |
| 5点 | 5 | 2 | 2 | 5 | 2 | 1 | 1 |

n=40 数字は人数を表す

(筆者作成)

図5-4 看護職の「上司・同僚との関係」尺度得点毎の人数分布



(筆者作成)

有意差はなかった。表5-4、図5-4の取り、「上司の理解がない」以外の6下位尺度の得点毎の人数分布はなだらかな山を描いている。

③多忙・業務過多

i 介護職

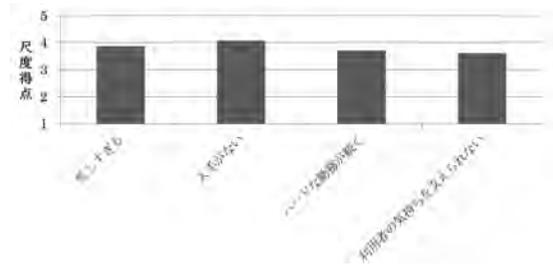
4下位尺度については表6-1、図6-1の通りであり、4下位尺度とも平均尺度得点は3点以上高く、分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=7.14>2.62、p=9.84×10⁻⁵<0.05となり6下位尺度には有意

表6-1

| 多忙・業務過多 | 忙しすぎる | 人手がない | ハードな勤務が続く | 利用者の気持ちを支えられない |
|---------|-------|-------|-----------|----------------|
| 平均尺度得点 | 3.88 | 4.08 | 3.72 | 3.62 |

(筆者作成)

図6-1 介護職の「多忙・業務過多」平均尺度得点



(筆者作成)

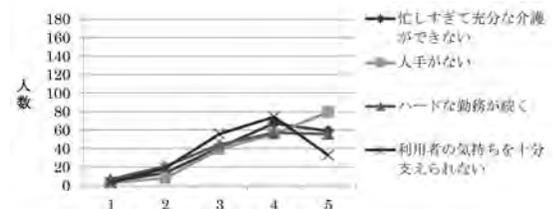
表6-2

| 多忙・業務過多 | 忙しすぎて十分な介護ができない | 人手がない | ハードな勤務が続く | 利用者の気持ちを十分支えられない |
|---------|-----------------|-------|-----------|------------------|
| 1点 | 4 | 3 | 7 | 3 |
| 2点 | 14 | 8 | 21 | 19 |
| 3点 | 41 | 39 | 44 | 56 |
| 4点 | 67 | 56 | 57 | 74 |
| 5点 | 59 | 79 | 56 | 33 |

n=185 数字は人数を表す

(筆者作成)

図6-2 介護職の「上司・同僚との関係」尺度得点毎の人数分布



(筆者作成)

差が認められた。

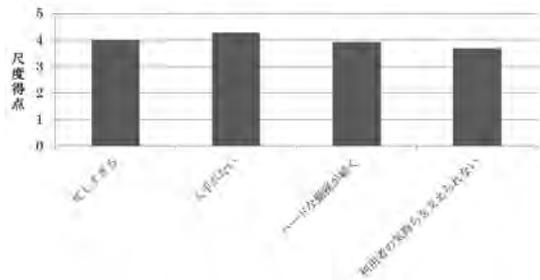
人数の分布は表6-2、図6-2の通り、ストレスの尺度得点に比例し、人数も増加する右上がりの曲

表6-3

| 多忙・業務過多 | 忙しすぎる | 人手がない | ハードな勤務が続く | 利用者の気持ちを支えられない |
|---------|-------|-------|-----------|----------------|
| 平均尺度得点 | 4 | 4.28 | 3.93 | 3.68 |

(筆者作成)

図6-3 看護職の「多忙・業務過多」平均尺度得点



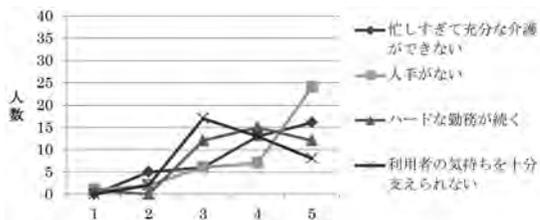
(筆者作成)

表6-4

| | 忙しすぎて十分な介護ができない | 人手がない | ハードな勤務が続く | 利用者の気持ちを十分支えられない |
|----|-----------------|-------|-----------|------------------|
| 1点 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 2点 | 5 | 2 | 0 | 2 |
| 3点 | 6 | 6 | 12 | 17 |
| 4点 | 13 | 7 | 15 | 13 |
| 5点 | 16 | 24 | 12 | 8 |

n = 40 数字は人数を表す
(筆者作成)

図6-4 看護職の「多忙・業務過多」尺度得点毎の人数分布



(筆者作成)

線になっている。

ii 看護職

4下位尺度については表6-3、図6-3の通りであり、4下位尺度とも平均尺度得点は3点以上高く、

有意差はなかった。

人数の分布は表6-4、図6-4の通り、ストレスの尺度得点に比例し、人数も増加する傾向はあるが、すべてが右上がりの曲線ではない。

④利用者ケアに関する葛藤

i 介護職

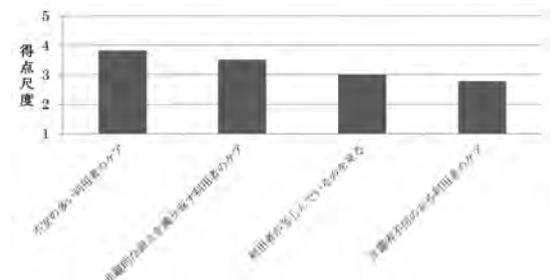
4下位尺度については表7-1、図7-1の通りであり、3下位尺度が3点以上で、「介護者不信のある利用者のケア」は2.78と3点以下であった。分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=42.79>2.62、 $p = 1.70 \times 10^{-25} < 0.05$ となり4下位尺度には有意差が認められた。

表7-1

| 利用者ケアに関する葛藤 | 不安の多い利用者のケア | 悲観的な訴えを繰り返す利用者のケア | 利用者が苦しんでいるのを見る | 介護者不信のある利用者のケア |
|-------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|
| 平均尺度得点 | 3.83 | 3.52 | 3.01 | 2.78 |

(筆者作成)

図7-1 介護職の「利用者ケに関する葛藤」平均尺度得点



(筆者作成)

人数の分布は表7-2、図7-2の通り、3点ないし4点に人数が多く、山形を描いている。

ii 看護職

4下位尺度については表7-3、図7-3の通りであり、介護職と同様に、3下位尺度が3点以上で、「介護者不信のある利用者のケア」は2.80と3点以下であった。分散分析の結果、観測された分散比>F境界値=8.98>2.66、 $p = 1.59 \times 10^{-5} < 0.05$ となり4下位尺度には有意差が認められた。

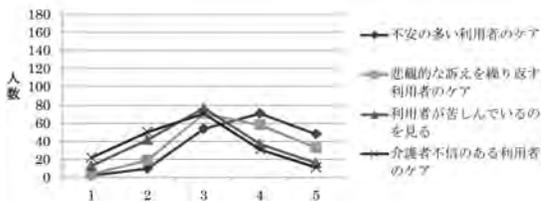
人数の分布は表7-2、図7-2の通り、3点ないし4点に人数が多く、山形を描いている。

表7-2

| 利用者ケアに関する葛藤 | 不安の多い利用者のケア | 悲観的な訴えを繰り返す利用者のケア | 利用者が苦しんでいるのを見る | 介護者不信のある利用者のケア |
|-------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|
| 1点 | 2 | 4 | 13 | 22 |
| 2点 | 10 | 19 | 42 | 50 |
| 3点 | 54 | 71 | 77 | 71 |
| 4点 | 71 | 58 | 37 | 31 |
| 5点 | 48 | 33 | 16 | 11 |

n=185 数字は人数を表す
(筆者作成)

図7-2 介護職の「利用者ケアに関する葛藤」尺度得点毎の人数分布



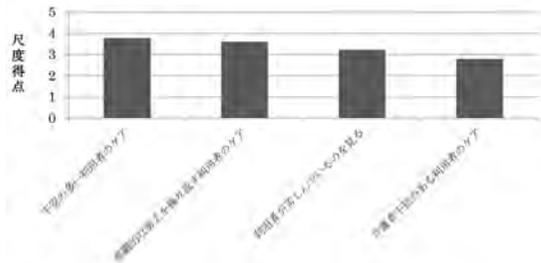
(筆者作成)

表7-3

| 利用者ケアに関する葛藤 | 不安の多い利用者のケア | 悲観的な訴えを繰り返す利用者のケア | 利用者が苦しんでいるのを見る | 介護者不信のある利用者のケア |
|-------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|
| 平均尺度得点 | 3.78 | 3.6 | 3.23 | 2.8 |

(筆者作成)

図7-3 看護職の「利用者ケアに関する葛藤」平均尺度得点



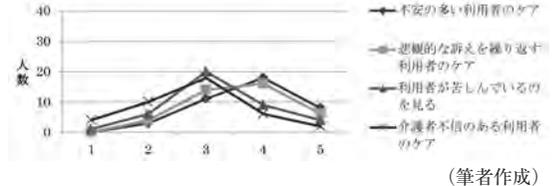
(筆者作成)

表7-4

| 利用者ケアに関する葛藤 | 不安の多い利用者のケア | 悲観的な訴えを繰り返す利用者のケア | 利用者が苦しんでいるのを見る | 介護者不信のある利用者のケア |
|-------------|-------------|-------------------|----------------|----------------|
| 1点 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 2点 | 3 | 4 | 6 | 10 |
| 3点 | 11 | 14 | 20 | 18 |
| 4点 | 18 | 16 | 9 | 6 |
| 5点 | 8 | 6 | 4 | 2 |

n=40 数字は人数を表す
(筆者作成)

図7-4 看護職の「利用者ケアに関する葛藤」尺度得点毎の人数分布



(筆者作成)

⑤介護及び看護の対する無力感

i 介護職

3下位尺度については表8-1、図8-1の通りであり、3下位尺度すべてが3点以下であり、有意差が認められなかった。人数の分布は表8-2、図8-2の通り、1点と5点に人数が少ない、頂点のはっきりしない山形になっている。

表8-1

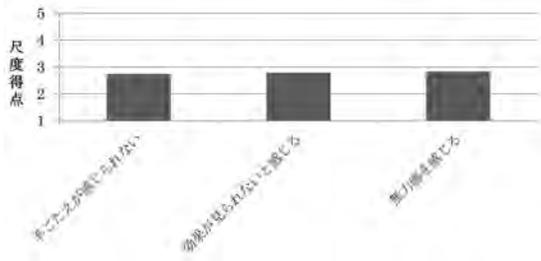
| | 手ごたえを感じられない | 効果が見られないと感じる | 無力感を感じる |
|-----------|-------------|--------------|---------|
| 介護に対する無力感 | 2.75 | 2.79 | 2.83 |

(筆者作成)

ii 看護職

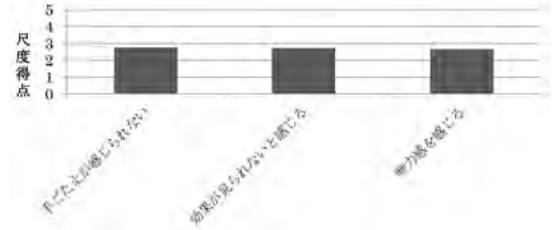
3下位尺度については表8-3、図8-3の通りであり、3下位尺度すべてが3点以下であり、有意差が認められなかった。人数の分布は表8-4、図8-4の通り、3点の所に頂点のある山形になっている。

図8-1 介護職の「介護に対する無力感」平均尺度得点



(筆者作成)

図8-3 看護職の「介護に対する無力感」平均尺度得点



(筆者作成)

表8-2

| 介護に対する無力感 | 手ごたえが感じられない | 効果が見られないと感じる | 無力感を感じる |
|-----------|-------------|--------------|---------|
| 1点 | 13 | 12 | 19 |
| 2点 | 66 | 62 | 59 |
| 3点 | 71 | 76 | 56 |
| 4点 | 24 | 23 | 36 |
| 5点 | 11 | 12 | 15 |

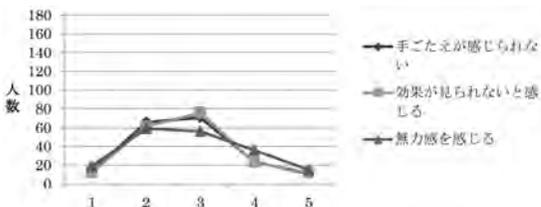
n=185 数字は人数を表す
(筆者作成)

表8-4

| 介護に対する無力感 | 手ごたえが感じられない | 効果が見られないと感じる | 無力感を感じる |
|-----------|-------------|--------------|---------|
| 1点 | 4 | 1 | 6 |
| 2点 | 10 | 12 | 10 |
| 3点 | 19 | 25 | 18 |
| 4点 | 6 | 1 | 4 |
| 5点 | 1 | 1 | 2 |

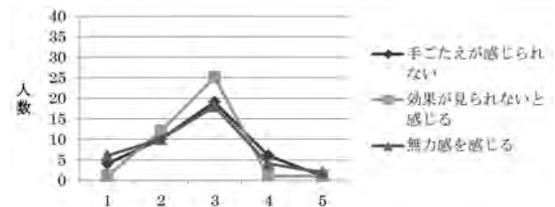
n=40 数字は人数を表す
(筆者作成)

図8-2 介護職の「介護に対する無力感」尺度得点毎の人数分布



(筆者作成)

図8-4 看護職の「介護に対する無力感」尺度得点毎の人数分布



(筆者作成)

表8-3

| 看護に対する無力感 | 手ごたえが感じられない | 効果が見られないと感じる | 無力感を感じる |
|-----------|-------------|--------------|---------|
| 平均尺度得点 | 2.75 | 2.73 | 2.65 |

(筆者作成)

4. 考 察

本研究は介護職のストレスを明らかにし、その結果を介護職の定着に役立てようとの目的で行ったものである。

まず、介護労働安定センターの平成25年度における介護労働実態調査⁽³⁾においては、直前の介護の仕事を辞めた理由で「職場の人間関係に問題があったため」という理由が24.7%と一番多かった。そのため、人間関係のストレスが一番大きいのかと考えた。しかし、今回の結果では、ストレスの得点の高い順から示すと「多忙・業務過多」「利用者ケアに関する葛藤」「業務遂行に伴う重責」「介護に対する無力感」「上司・同僚との関係」となっており人間関係のストレスが一番ではなかった。この傾向は看護職も同じであった。結果は、人間関係のストレスよりも実際の仕事の忙しさがスト

レスとしては大きいことを示していた。また、対象者が同数ではなかったが、看護職と介護職のストレスについては大きな差はみられなかった。

ストレスを解消する方法は、ストレスの原因となるストレスラーを軽減する方法とストレスラーをストレスとして受け止めてしまう反応の仕方であるストレス反応を変える工夫の2つの側面がある。人間関係のストレスはストレスラーを排除したり、ストレス反応を変える工夫がしやすいため、評価点が低かったのではないかと考える。しかしながら、「多忙・業務過多」についてはこの2つの側面に対する解決策ははっきりしているものの、実施が困難ということを示している。つまり人手を増やすということで一定のストレス軽減ができるわけであるが人材確保が厳しい現状の表れでもある。また、介護現場では忙しさはあるものの無力感がいつもある人は少ないので、仕事の達成感を得られ、医療施設で働く場合よりバーンアウト（燃えつき症候群）は少ないのではないかと考えられる。

次に下位尺度からは、生命をあずかることの重責は大きく、利用者ケアの葛藤の中では、不安であり、悲観的であり、苦しんでいる利用者ケアへのストレス得点が高いことが見受けられた。このことは利用者へより良い支援をしたいという思いの現れであると考えた。また、同職種や他職種に理解し合えない人がいてもスタッフ間の協力ができていることも伺えた。

最後に、介護職が働き続けるため、「多忙・業務過多」「利用者ケアに関する葛藤」「業務遂行に伴う重責」を軽減する方策として、人を増やすことはすぐにはできないのが現状である。まずは、現場で行われている介護の質を上げることを考えることが重要と思われる。介護職の疲労度を下げる介護の工夫、負担の少ない介護の仕方をシステム化していくということである。たとえば、それは、人の自然な動きに合った移動の介護、利用者の力を引き出す介護などであり、そのための研修は重要である。特にOJT（職場内研修）は具体的であり、実際の職場に即しているので有効性が高いと思われる。

5. おわりに

今回の研究では人間関係のストレスよりも、介護現場の忙しさや利用者に良い介護を提供するための葛藤、業務遂行のための重責についてストレスが高いことがわかった。その改善には、人材確保にも努力しながら、介護の質を考えることが重要と考える。

尚、調査が限られた地域の介護施設で行われたものであることと、介護現場で働く看護職は介護職に比べ人数が少ないため看護職の対象者も少なくなったことが本研究の限界である。介護現場のストレスの内容を明らかにしたが、今後は、若者の早期離職が多い現状があるため、新卒介護職のストレスについて調べたり、認知症高齢者が増加に対して、認知症の介護に対するストレスや感情労働におけるストレスについても考えていきたい。

多忙な勤務の中、調査にご協力いただいた介護施設の介護職および看護職の皆様をはじめ施設長様、事務長様、スタッフの方々に改めて御礼申し上げます。

注 記

- (1)内閣府（2013）『高齢者白書（平成25年度版）』
- (2)芝田郁子（2013）「介護職の職務満足度」福島学院大学紀要第47集
- (3)介護労働安定センター（2013）介護労働の現状について—平成24年度介護労働実態調査—

参考文献

- 吉本武史編集（2007）『看護現場のストレスケア ナースだって癒されたい!!』医学書院
- 川崎美織・菊住彰（2008）『こころもからだもスッキリ！一人でもできる介護のストレス解消法』中央法規
- 義本純子・富岡和久（2006）「介護福祉士・看護師のバーンアウト傾向とストレス要因の関係」北陸学院短期大学紀要38号
- 堀田聰子（2010）「介護保険事業所（施設系）における介護職員のストレス軽減と雇用管理」季刊・社会保障研究 Vol. 46
- 二木泉（2010）「認知症介護は困難か—介護職員が行う感情労働を焦点にあてて—」社会科学ジャーナル69

介護福祉士教育カリキュラムの変遷から見る 「介護福祉士像」

Study of “care worker image” from the transition of care worker education curriculum

島 貫 圭 介
Shimanuki keisuke

目 次

はじめに

1. 介護福祉士養成教育の始まり
2. 公的介護保険制度導入に際したカリキュラム改訂
3. 介護・福祉ニーズの多様化・高度化への対応
4. 卒業後のキャリアパス

おわりに

はじめに

介護福祉士を制度化した「社会福祉士及び介護福祉士法」が1987年（昭和62年）に成立した。1989年（平成元年）に第1回目の国家試験が行われて、26年経過しようとしている。来年の1月には第27回の介護福祉士国家試験が開催される。少子高齢化が進む日本では、介護人材の確保をいかにして進めていくかが、喫緊の課題となっている。介護福祉士の資格取得には、養成施設ルートと実務経験ルート、福祉系高等学校ルートの大きく3つの方法がある。介護福祉士の国家資格が制度化されては浅いが、今回は、養成施設ルートの介護福祉教育の変遷に焦点をあて、教育カリキュラム内容から介護福祉士像について考察していきたい。また、資格取得後のキャリアパスについても専門職能団体の役割を明示しつつ考察したい。

1. 介護福祉士養成教育の始まり（Ⅰ期）

1988年（昭和63年）より、介護福祉士の養成教育がスタートした。厚生労働省は、資格取得のできる介護福祉士養成施設の指定基準で修業年限を2年とし（実習が可能であれば3年以上の夜間課程も認める）、カリ

キュラムは一般教育科目、専門科目、実習の3つに区分された。総時間数は1500時間（63単位）とし、内訳は、一般教育科目120時間（8単位）、実習（介護実習が450時間の10単位、実習指導が60時間の2単位）を含む専門教育科目1380時間（55単位）であった。専門科目は社会福祉論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション指導法、老人・障害者の心理、家政学概論、栄養・調理、家政学実習、医学一般、精神衛生、介護概論、介護技術、障害形態別介護技術の15科目とした（表-1）。

一般教養科目は、各養成施設が独自に科目を設定できるが、基礎教育におけるカリキュラムについては、介護を必要とする多様なニーズに対応するためにどの程度高度にするか、議論が活発に行われた。

2. 公的介護保険制度導入に際した、カリキュラム改訂（Ⅱ期）

1999年（平成11年）、介護保険制度導入の前年にカリキュラムの改定が行われ、平成12年度の入学生から適用されることになった。改定内容は、総時間数が1500時間から1650時間となる150時間増と、科目名称の変更

表－1 I期のカリキュラム

| | | 時間数 |
|--------|----------------|-----|
| 一般教育科目 | 基礎科目 (内容自由) | 120 |
| | 小計 | 120 |
| 専門科目 | 社会福祉論 | 60 |
| | 老人福祉論 | 30 |
| | 障害者福祉論 | 30 |
| | リハビリテーション論 | 30 |
| | 社会福祉援助技術 | 60 |
| | レクレーション指導法 | 60 |
| | 老人・障害者の心理 | 60 |
| | 家政学概論 | 30 |
| | 栄養・調理 | 30 |
| | 家政学実習 | 90 |
| | 医学一般 | 60 |
| | 精神衛生 | 30 |
| | 介護概論 | 60 |
| | 介護技術 | 120 |
| | 障害形態別介護技術 | 120 |
| | 小計 | 870 |
| | 実習 | |
| | 介護実習 | 450 |
| | 実習指導 | 60 |
| 合計 | 1500 | |

(介護福祉士養成 旧カリキュラム一覧に基づいて作成)

というものであった。名称が変更となった科目は、「精神衛生」が「精神保健」、「障害形態別介護技術」が「形態別介護技術」に変更された。また、「家政学概論」と「栄養・調理」は統合されて「家政学概論」一本となった。150時間の時間増は、「老人福祉論」、「医学一般」、「介護技術」、「形態別介護技術」、「実習指導」の5科目がそれぞれ30時間、時間数が増加した。(表－2)

教授する内容についても見直しが行われ、「老人福祉論」では、介護保険制度に関する事項、「医学一般」では、保健医療分野の専門職との連携、医学知識の強化が挙げられた。また、「介護技術」では介護過程の展開や自立支援の視点にたった介護技術等が、「形態別介護技術」では、居宅介護における精神障害者・知的障害者が介護の対象として追加され、「実習」では、訪問介護実習における訪問入浴、在宅介護支援センター実習を必修化した。

表－2 II期のカリキュラム

| | | 時間数 |
|--------|----------------|-------|
| 一般教育科目 | 基礎科目 (内容自由) | 120 |
| | 小計 | 120 |
| 専門科目 | 社会福祉概論 | 60 |
| | 老人福祉論 | 60 |
| | 障害者福祉論 | 30 |
| | リハビリテーション論 | 30 |
| | 社会福祉援助技術 | 60 |
| | レクレーション活動援助法 | 60 |
| | 老人・障害者の心理 | 60 |
| | 家政学概論 | 60 |
| | 家政学実習 | 90 |
| | 医学一般 | 90 |
| | 精神保健 | 30 |
| | 介護概論 | 60 |
| | 介護技術 | 150 |
| | 形態別介護技術 | 150 |
| | 小計 | 990 |
| | 実習 | |
| | 介護実習 | 450 |
| | 実習指導 | 90 |
| | 合計 | 1,650 |

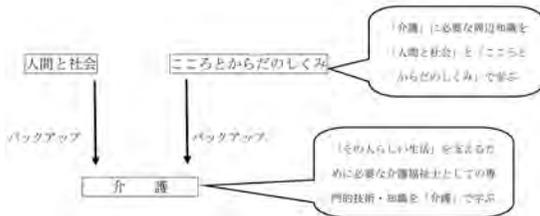
(介護福祉士養成 旧カリキュラム一覧に基づいて作成)

高齢者や障害者への介護は、長い人生の中で各自各様に生活してきたその方の歴史に関わることになる。そのような方々が長年、培ってきた生活習慣などを把握し、介護の目的にあわせて実践できる「知識」と「技術」、「判断力」をもって、介護サービスを提供できる人材の育成というところを目標にしていたと考えられる。

3. 介護・福祉ニーズの多様化・高度化への対応(Ⅲ期)

介護保険制度の導入や障害者への支援に関する制度の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへ対応が求められていることから、介護福祉士養成課程における教育カリキュラムが見直された。内容として、教育体系を「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の3領域に再編(図－1)した。カリキュラムも3領域に合わせた内容となり、時間数も1650時間から1800時間となった(表－3)。

(図-1) 教育体系の3領域



(介護福祉士養成課程教育カリキュラムを基に作成)

表-3 Ⅲ期のカリキュラム

| 領域 | | 教育内容 | 時間数 |
|------------|----|-------------------------|--------|
| 人間と社会 | 必修 | 人間の尊厳と自立 | 30時間以上 |
| | | 人間関係とコミュニケーション | 30時間以上 |
| | | 社会の理解 | 60時間以上 |
| | 選択 | 上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目 | |
| | | 小計 | 240 |
| こことからだのしくみ | | 発達と老化の理解 | 60 |
| | | 認知症の理解 | 60 |
| | | 障害の理解 | 60 |
| | | こことからだのしくみ | 120 |
| | | 小計 | 300 |
| 介護 | | 介護の基本 | 180 |
| | | コミュニケーション技術 | 60 |
| | | 生活支援技術 | 300 |
| | | 介護過程 | 150 |
| | | 介護総合演習 | 120 |
| | | 介護実習 | 450 |
| | | 小計 | 1,260 |
| 合計 | | | 1,800 |

(介護福祉士養成課程教育カリキュラムを基に作成)

また、今回の見直しでは養成の目標として、「資格取得時の到達目標」(表-4)も示された。これは、養成施設を卒業して社会へと出た際に、介護を必要としている利用者に対し基本的な介護を提供できる能力が習得できているかを確認する目安として有効なことだと考えられる。

今回の教育カリキュラムは、2009年(平成21年)の入学者から適用することになった。また、介護福祉士の定義規定も見直され、「専門的知識・技術をもって、

表-4 資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発達させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常生活を送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理をみにつける

(介護福祉士養成課程教育カリキュラムを基に作成)

入浴、排せつ、食事その他の介護等を行うことを業とする者」と規定されていたが、「入浴、排せつ、食事その他の介護」という表現から「心身の状況に応じた介護」と改正された。当時の社会は専門性や質といったソフトの面から、介護を利用者の状況に合わせ、適切な支援を行えるように幅広く解釈できる表現になったと考えられる。

このときの改正時に厚生労働省から到達目標とあわせて「求められる介護福祉士像」も示された。(表-5)高齢化に伴う人口構造の変化から、人材確保がより一層の課題として介護現場からは叫ばれていた。介護福祉

表-5 求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

(介護福祉士養成課程教育カリキュラムを基に作成)

祉士を目指して入学する学生たちがイメージを持ちやすいよう、示したと考えられる。

4. 卒業後のキャリアパス

養成施設を卒業後、介護福祉士として登録を行ったのち、名称を名乗ることができるようになる。専門職としてのスタートになるが、職能団体の認知度は、筆者自身も加入しているが、高いとは言えないのが現状である。

資格を取得して、さらに上の資格を目指すにも、「介護福祉士」の上級資格は現在、制定されていないが、検討されている課題でもある。職能団体の日本介護福祉士会において「生涯研修制度」があり、介護福祉士資格取得後の自己研鑽の機会を提供している。この制度は、資格取得後の能力開発やキャリアアップの一助となるよう、ファーストステップ研修、セカンドステップ研修と段階を得ながら進めていく研修制度である。全体システムとしては現在も構築中であるが、研修に参加することでポイントを取得し、一定のポイントになると次のステップの研修に参加できるようになるという制度である。

資格取得後の研修機会の提供は、日本介護福祉士会だけではなく、中心となって資格取得者のキャリア形成のサポート体制を整え、提供していくことが職能団体の役割として今後の課題と考える。

おわりに

介護福祉士制度は、制定されて26年という経過があるが、学問としてとらえるとまだ浅い歴史といわざるを得ない。そのような中でも、その時代における社会状況や環境などの影響があり、改正を行ってきた経過が見て取れる。

介護福祉士養成の開始当初は、専門職として人材を社会に送り出すために、可能なカリキュラムであったと考えているが、年数を重ねていく中で、介護福祉士の「専門性とは」というところが議論されるようになった。

社会の介護に対するニーズの多様化や、認知症への対応など「量」から質の高い介護サービスの提供が求められるようになった。「質の高い」というと、どこに比重を置くのが利用者にとり、有益となるのか今後の研究課題でもあるが、知識、技術だけでなく、利用者、多職種の専門職とコミュニケーションを円滑に行い、利用者の生活の質、求めるニーズに柔軟に対応し得る

能力を習得することが、求められる介護福祉士だと、筆者は考えている。

また、専門職の職能団体が介護福祉士のキャリアアップに欠かすことができない組織に発展することを、切に願っている。

参考文献

- ・公益社団法人 日本介護福祉士会 「介護福祉士の教育のあり方に関する検討会報告書」 2007年
- ・厚生労働省 「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」 2007年
- ・厚生労働省 「介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しについて」 2007年
- ・介護福祉学研究会 「介護福祉学」 中央法規出版 2002年

福島学院大学 研究紀要

collection vol.48

平成26年12月25日 発行

編集・発行 福島学院大学
〒960-0181 福島市宮代乳尻池1-1
TEL 024-553-3221(代)

制作 株式会社山川印刷所
〒960-2153 福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-593-2221(代)

1. A Study on Values in the field of Social Work Practice and the Global Definition of Social Work
Masako Fujiwara 1
2. “Healing” which is demanded in treatment of Gender Identity Disorders.
—About a support of a gender assignment surgery in overseas hospital.
Reika Umenomiya 11
3. A study on the effect of Play Therapy to pervasive developmental disorder children
—Examination of development of play—
Yokohata Taiki 19
4. Japanese traditional colors, color sensation; and awareness about symbiotic relationship with nature, among contemporary people
Kuniko Katayama 29
5. Responses of mothers to the conflict reactions of first-born children to sibling birth.
Ken Koseki 37
6. Study on Rising the Level of Knowledge about Plant Names among Students of Early Childhood Care and Education
Hiroyuki Sugiura 47
7. Study on an improvement of the educational contents in college physical education.
~From the result of the item choice investigation into physical education carried out in 2008–2013 for College F students~
Takahiro Shimada 55
8. A study on the contents of the health care content teaching from textbooks
Kaname Fujimoto 63
9. The stress of a care job is considered.using the scale-workplece stressor
Yuko Shibata 71
10. Study of “care worker image” from the transition of care worker education curriculum
Shimanuki keisuke 81